

教育参考資料第46号

軍制史資料

陸上自衛隊幹部学校

昭和30年 9月

HP『海軍砲術学校』公開史料

明治元年

慶應3年

10.15 征夷大將軍徳川慶喜の大政奉還を嘉納せらる

12. 9 内覽、敕命印人教、國事御用掛、議奏、守護職、并司代等の職を廢し新しく總裁、議定、参与の三職を置き政令を統理せしむ

總裁 1人 議定 10人 参与 20人

明治元年 (ユカニヤ) (1868)

1. 3 議定 嘉彰親王を以て軍事總裁とす。

（鳥羽、伏見の戦）

“ 4 (山陰道鎮撫總督(西園寺公望) 東海道鎮撫總督(橋本寅梁)任命)

“ 9 (東山道鎮撫總督(岩倉具定) 北陸道鎮撫總督(高倉永祐)任命)

“ 17 陸海軍務總督を置く一三職分課を定む其の大要下記の如し
總裁 宮を以て之に任じ万機を總裁じ一切の事務を決す
議定 宮、公卿、諸侯を以て之に任じ丘八区分に依り事務各課を分擔し議争を定決せしむ

内國事務總督 外國事務總督 海陸事務總督

会計事務總督 刑法事務總督 制度實總督

参与 左の区分により事務を參議し各課を分擔せしむ

内國事務係 外國事務係 海陸事務係

会計事務係 刑法事務係 制度實係

徵士 諸藩士及都鄙有才の士の送舉権参与職に任ず
下の議事所に在り則義事官乞ひ又分課に因て其の課の係とばるより其事を專務す。

貢士 大藩(40万石以上) 三員

中藩(10万石以上) 二員

小藩(9万石以下) 一員

其藩士其の主の選に任せ下の議事所に差し出す。

HP『海軍砲術学校』公開史料

ものを貢士とす。

則議事に専り専論公議を執るを旨とす。貢士定員在て年限なし其主の進退する所に任す又其人の才能に依て徵士に選舉すべし

(註) 海陸軍務總督 仁和寺宮嘉彰親王 岩倉具視 島津忠義
海陸軍務係 一 宏沢兵助 西郷隆盛、林 通顯、土倉正亥
上記役員は今日の陸海軍省の起源なり。

1.2.5 (九州鎮撫總督(次宣嘉)任命)

2. 3 軍防事務局を設置す一官制を改革し下記の三藏八局を置く、
三藏 総裁職 議定職 參与職
八局 総裁局、神祇事務局 内國事務局 外國事務局
軍防事務局 会計事務局 刑法事務局 制度事務局
徵士 貢士(概ね後前の如し)

(註) 軍防事務局職員の如し。

督(議定) 嘉彰親王

輔

権輔(参与) 鳥丸光徳

判事(参与) 吉田良義、吉田徳春、津田信弘

明元

3月27日前

土肥英懇 大村益次郎

2. 6 (東海道)(橋本寅梁) 東山道(岩倉具定) 北陸道(高倉永祐)
各先鋒總督兼鎮撫使に更任す)

2. 9 総裁 嘉彰親王を東征大總督に任じ徳川慶喜を征せしむ

2. 2.5 防護兵掛を置き軍防事務局に属せしむ

2. ? 兵制を軍防局に移す。諸藩をして石高に応じ兵員を出し
交代を以て親兵を置く

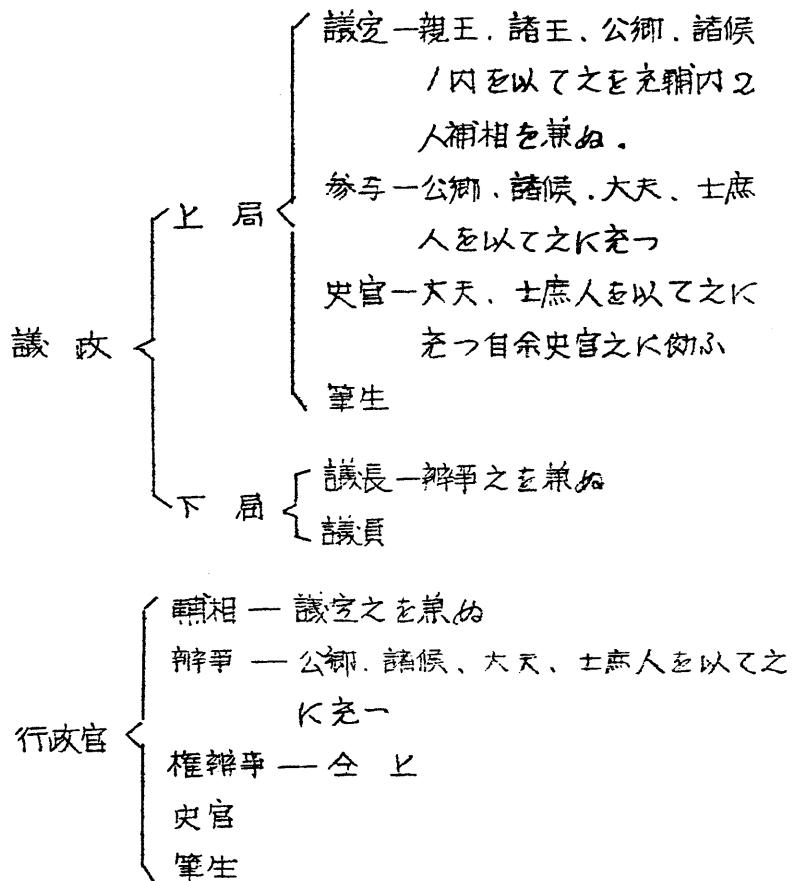
3. 8 (諸藩兵給与規則一 若みて諸藩兵の俸給糧食の給与規則
を定む)

4. 2.5 在軍事を置き 軍隊の進退、軍紀、風紀教育其他軍資金

HP『海軍砲術学校』公開史料

等に関する2とを司らしむ

- 閏 4.20 陸軍編制法を定め 兵を全国に課し、京畿の常備及畿内
内裏衛の地の營舎に任せしむ 每一万石に付兵員10人(当分3人)を出し又金300兩年3度に分納せしめて兵員の給料に充つ、而して其勤務は一切軍務官の指揮を受けしむ
- 〃 21 軍務官を置く — 官制を改革し天下の権力を挙げて太政官に統一し 更に議政、行政、神祇、会計、軍務、外國及刑法の7官を置き立法、行政、司法の三権を鼎立せしむ、其の大要下記の如し



HP『海軍砲術学校』公開史料

神祇官（略す）

会計官（略す）

軍務官 知官事、副知官事、判官事
権判官事、書記、筆生。

外務官

刑部官

府、藩、縣

同時官等の制を定む其の大要次の如し

第1等官 輔相、議定、知官事、1等海陸軍將

第2等官 參与、副知官事、2等海陸軍將

第3等官 議長、辨事、判官事、判府事、3等海
陸軍將

第4等官 権辨事 権判官事

第5等官 宦官

（以下略）

軍務官は海軍、陸軍2局、築造、兵船、兵器、馬政の
4司を管す。局に1.2.3等軍將を置き、司に知司事、判
司事を置く。

嘉慶親王 軍務官知事に任せらる小海、陸軍綱兵、招募、
守衛、軍備を統判す。築造、兵船、馬政の三司は設立
に至らず。

5.7 軍務官を陸軍局に移す

“15 (上野 東叡山攻囲)

~19 江戸鎮台を置く

5.30 美国練兵場を京都陸軍局御馬場に設く。之より先う日
英式教授方同助教を置きしれど此處に至り設備の命あり。

6 奥羽征討の役起る

7.17 鎮將府を置く。江戸を改めて東京とし、鎮台を廢して

HP『海軍砲術学校』公開史料

鎮將府を置 駿河以東13国を管轄せしむ(10月18日
廢止す)

8. 2 兵学校を開く 堂上地下諸官人の子弟並びに在京の下太夫
をして入学せしむ 士官学校の基礎此に成る

“ 27 (天皇即位の礼を挙行給ふ)

“ 勳功式第3等を定む。

9. 22 (会津降旨)

10. 13 (重駕東京に幸す)

12. 22 (重駕西還す)

明治2年 (2529) (1869)

1 兵学校を改めて兵学校と稱す。

5. 18 (5棟廊 製造)

“ 機械語学所を設け生徒に佛語を専習せしむ

6. 8 陸軍局を廢し局中の諸役を更じ 陸軍将をして軍務官に出
任せしむ

6 指揮社造営の地を田安台に定む

明治2年

7. 8 兵部省を置く。官制を改革し職員令を定む其の要下記の
如く陸海軍に於ける大・中・少將及官名茲に始まる。要旨
下記の如し

神祇官

太政官 (左大臣 右大臣 大納言 參議 大輔 小輔)
大史 小史 主記 官掌 使部

民謹省

大藏省

HP『海軍砲術学校』公開史料

兵部省

卿	1人		
大輔	1人	少輔	1人
大丞	2人	権大丞	
少丞	3人	権少丞	
六錄	権大錄	少錄	権少錄
史生	省掌	使部	

刑部省

宮内省

外務省

審 司 律詔院 集議院 大学校 弹正台

皇太皇后官藏 皇后宮藏 春宮房 府、藩、縣

海軍
陸軍

大將	中將	少將
----	----	----

留守官 宣教使 廣拓使 按察使

3 省中に審司を設く 兵学寮 武庫司 会計司及糾同司を置く

9. 4 京都兵学所を大阪兵学寮に移す(当時佛式による)

、 兵部大輔 大村益次郎刺客の首刺さる(11月5日逝く)

、 藩兵の月給を改正す 大隊令官 金25両 中隊令官

金15両 小隊令官 金10両 勘定方医官各々5両

樂隊小頭 金3両 楽手 金2両又分 兵卒金2両

小使 金1両 外に病兵手当金1両

11. 18 兵器司を廢す。

12. 20 京都兵部省を廢し 東京出張所を以て本省とす。

、 2月 兵学寮青年舎 新生徒33名入学之を青年舎生徒として
歩騎砲の士官を養成するものなり

明治3年 (1870) (1870)

2. 2 造兵司を置く

、 2月 常備隊規則を各藩に頒ら。歩兵隊は60名を一小隊とし

締

HP『海軍砲術学校』公開史料

2小隊を1中隊 5中隊を以て1大隊とす。而して齋導以上諸官司は室員外とす。砲兵隊は砲2門を以て一分隊とし三分隊を以て1隊とす。隊は即ち砲6門なり。兵士の年令は18才より37才迄とし、是迄隊中にありて強壯なる者は37才以上と雖も之を採用す。

4.3 兵学寮陸軍学舎規則を定む。當時兵学寮に青年学舎、幼年学舎の二舎あり。は速成を主とし、1は他日の大成を期せしむるものなり。

4.24 兵学寮中に於て教導隊を編成し、砲兵30名、騎兵20名、建築兵5名を置く。

5.12 横浜語学所を大阪兵学寮に移す。其の生徒35名を幼年生徒とする。

..15 陸軍國旗章(白布紅白光線章)並 諸旗章(大隊、總齋導、武器司、造兵司、輜重、病院旗)を制定す。

9.18 武官の官等を定む。大、中、少佐、大、中、少尉を海陸軍に、正准曹長を陸軍に置く。

9.25 (海陸軍の経費定則を立て、従前の軍資金を廃す)

..29 各藩常備兵員を定む。各藩の石高に応じて常備の兵員を定め、現米1万石に付士官を除き60人を室員とする。

10.2 兵制を一定す。兵制に関する布告あり。

「兵制の儀は皇朝一般之法式可被焉立候得共、今般常備兵員被定候に付ては、海軍は英吉利式、陸軍は佛蘭西式を定め、御編相成候條。先づ藩々に於て陸軍は佛蘭西式を目的とし、漸を以て編制相改め候事」

閏10.10 兵部省内分課を定め、陸軍掛及海軍掛を置く。海軍陸軍分立の兆兆に顯る。

..19 (給俸定則、賃恤金定則、扶助金定則を制定す。給俸は曹長月給金12両2分、4等軍曹金9両とし、衣服官給。)

HP『海軍砲術学校』公開史料

食糧自弁とす。1等伍長は金2両3分 2等兵卒1両2分とし衣服、食料共に官給凡らしむ

賃恤金は服役終て帰郷する者に下賜するものにして軍
長は在役1ヶ月に付 1両1分1朱 2等兵卒は1両
の割合とし在役又年未滿の者には下賜せず(死亡せし者を
除く)扶助金は公務により落命或は傷痍に至るものに下
賜せられゆるのみ)

11月19日 陸軍兵学校を領つ

翌 11月13日 徵兵規則を制定す 全国募兵の目的を宣め 各道府藩縣
の士庶を問はず身体強壯にして兵卒の任に堪ゆる者を送
り1万石に付5人づつ大阪兵部省に差出さしむ 即兵卒
は年令20以上30以下にして身体強健 長 5尺以上
のものを選舉し 1.家の主人又は1子にして老父母ある
者若くば不具の父母ある者を避け服役年限を4年とす

12月22日 各藩常備兵編制法を設く 大隊を以て標準とし 大隊未
滿の藩は中隊若くば小隊を以て編制せしむ 大隊長は
少佐と改稱し藩廳より選舉し奏聞の上御付けられ 中
隊長は大尉 小隊長は中尉 半隊長は少尉と改稱し
藩廳にて選舉し届出せしめ 曹長、權曹長、軍曹、伍
長は少佐之を推薦し藩廳に届出せしむ
砲兵は1隊6門を以て編成し 歩兵2大隊に付1砲隊
を備え 2大隊以下便宜により砲兵を備ふることを得
しむ 砲兵隊も亦隊長を大尉、副官分隊長を中少尉と
改稱(以下略)

明治4年 (2531) (1871)

1.8 重神號を講武式と改定(5年之を陸軍始及海軍始に分つ)
2.27 謙、長、士3藩を以て御親兵となす — 鹿児島藩歩兵千
大隊、砲兵4隊、山口藩歩兵3大隊、高知藩歩兵2大隊
騎兵2小隊、砲兵2隊を以て御親兵となし 兵部省の管

HP『海軍砲術学校』公開史料

轄に置せしむ(此の経緯事情あり)

4.23 東山 西海之道に鎮台を置く 一 東山道鎮台は本営を石巻、分営を福島、盛岡2ヶ所に西海道鎮台は本営を小倉分営を博多、日田の2ヶ所に設け 皆兵造者をして管轄せしむ 令して曰く「兵備は治國の要、安民の基、方今之急務なるを以て軍艦の守備監督或より近いて諸道に鎮台を置き兵備を統括し全國を保護せんべく爲に先づ東西の要地に兩鎮台を置く」

7.5 軍医寮を兵部省に設く

・29 太政官職制を改正し左右大臣、大納言等を廢し太政大臣總裁、參議等を置く
・ 兵部省職員令及兵部省陸軍部内規例書(陸軍規例 省内別局規例)を定む

兵部職員令 (抜萃)

御 1人 本官少將以上 陸海軍賦壯兵海防守備征討究達兵学操練等を總裁す

大輔 1人 本官大佐以上 御を輔け欠を補ふ

少輔 2人 本官中佐以上 陸海軍務を分轄す

以下諸官僚属事務を分掌する事下記の如し

陸軍秘史局 省中出入の文案を管す

局長1人少輔兼之 第2副官1人 本官少佐以上

合計監督1人 大録以下文武官を雜仕す。

権大録 中録 権中録 少録 権少録

大録以下必しも盡く置かず 以下諸局之に准す

海軍秘史局 管する所陸軍秘史局に同じ

局長以下同前

陸軍各務局 軍団隊伍を管理す

局長1人 本官少將或は大佐 中佐1人 少佐2人

1人は歩兵權檢閏使 1人は騎兵權檢閏使を兼ね

HP『海軍砲術学校』公開史料

内2人は歩騎砲兵副官を兼ね
大尉4人 中銘以下

同前

海軍軍務局 船艦作戦及水兵等を管理する

陸軍砲兵局 砲兵並に銃砲弾薬製造等の事務を管理する

陸軍築造局 築造兵並に城郭建築等の事務を管理する

海軍造船局

海軍水路局

陸軍会計局 陸軍経費会計を掌る

大丞1人 本官少將 監督長官4人 監督1等1人
監督2等2人 監督3等2人 大尉砲兵副官2人 大
尉被服兵2人 中尉砲兵副官3人 中尉被服兵3人

以下文武官
病院總司 養生院總司 大銘以下同前
を准ず

監督長官以下1分は局務を掌り1分は各鎮に出張す。

海軍会計局

陸軍兵学寮 陸軍生徒教育の事務を掌る

海軍兵学寮 海軍生徒教育の事務を掌る

海陸軍々医寮 海陸軍医事治療を掌る

海陸軍糾問司 海陸軍の罪犯糾査処決等の事務を掌る

海陸軍造兵司

海軍造船司

海陸軍武庫司 銃砲兵仗役服等貯蔵支給の事務を掌る

海軍水路司

陸軍參謀局 栄務密謀に参画し地図政誌を編輯し並に同
通報等の事務を掌る

局長1人 大尉兼之

少將1人 大佐 中佐 少佐 大尉 中尉

以下文武官を
中銘 准ず

HP『海軍砲術学校』公開史料

國工

此局の官僚各領諸國圏中に出張するを定例とし省内に在る者は世回を増補するを專任とする

陸軍3兵本部 部下兵隊監視檢閱を掌る

歩兵檢閱使1人 本官は少將以上 檢閱使 本官少佐 副官1人 本官大尉

騎兵檢閱使 本官少將以上 檢閱使 本官少佐 副官1人 本官大尉

砲兵檢閱使 本官少將以上 檢閱使 本官少佐 副官1人 本官大尉

3兵檢閱使以下兼て本省重務砲兵2局の事務に任ず

海軍水兵部 要港を守備し及び水戦の事を掌る

陸軍5管鎮台 東京 大阪 小倉 石巻 北海道 / 管所

全国を分て5管とし管内の軍團を統轄す

帥各1人少將以上 大尉中佐以上 少尉大尉以上

管州副官每州1人本官大佐 地方司令官大佐以上

地形の便宜に隨て之を置く

司令副官本官大尉 3兵軍團

海軍提督府 要港を拠い府とはして沿海管下沿岸の兵備を分轄す。

兵部省陸軍條例 (抜萃)

第1章 事務各局の事

明4 7.29

1. 兵部陸軍監官人の職掌を分て5局とし左の通常事務分掌すべき事

第1税史局 分遣

書類ノ受領並に金額の勘査を司る事

第2重務局

陸軍人別の諫並に軍事に涉る諸務を司る事

HP『海軍砲術学校』公開史料

第3砲兵局

銃砲鑄造並に砲兵に関する諸務を司る事

第4築造兵局

城砦並に築造兵に関する諸務を司る事

第5会計局

金穀度支勘査被服、糧食、居住等の經理を司る事

- 各局の長官第1局は兵部少輔、第2局は陸軍少將、第3局は陸軍少將、第4局は陸軍少將 第5局は兵部大丞凡る事

第2條

- 前條各局の内再びその官僚分課を分つこと下記の如し

第1局

記注掛 勘査掛

第2局

人別掛 規定掛

第3局分課なし(略)

第4局分課なし(略)

第5局

記注実機掛、金穀運輸掛、被服居住人別馬匹掛

省内別局條例 (抜萃)

第10條

- 平時にありてば參謀局の將校鎮台の大小或に任し其の
事務を辦理すべ事

(以下略)

第13條

- 会計局は町ち省内1局にして別に置くものに非ず其の
局内條例は別に一部の書をなす事

第14條

- 会計局は町ち省内1局にして別に置くものに非ず其の

HP『海軍砲術学校』公開史料

局内條例は別に1部の書をばす事

第14條

1、会計管轄は全國を若干の会計管とし会計監査の内にて其地方に派驻し以て管内兵事費用を監視し大、中、少尉会計給養被服等に関する者並に大、小病院總司等を統轄する事

7. 29 会計司を発す

陸軍給俸定則14章を規定す

第1章 士官以上の年俸 大將米千石 中將600石
少將420石 大佐金1560両 中佐1200両
少佐960両 大尉480両 中尉384両 少尉
288両

第2章 佐官 尉官増俸 在騎歩の3種に別ち 佐官
砲兵科年給96両 騎兵科輕歩兵科は84両、尉官は
副官教官の砲兵科は96両、同騎兵科輕歩兵科は84
両 軍歩兵科は48両 会計給養掛並に諸隊外の砲兵
科は72両 稽兵科輕歩兵科は64両 軍歩兵科は24
両等

第3章 下等士官以下の日給

第4章 賑恤金

第5章 扶助料

(以下略) (註研究の價値あり)

8. 20 4鎮台(東京 大阪、鎮西 東北)を置く 廃藩の結果
廢藩置県(7月14日)従前所管の常備兵は終て之を
解き全國一途の兵制を立て4鎮台を置く
明治元年5月江戸鎮台を置く 鎮台の名稱は是より先
同年正月大和鎮台、兵庫鎮台等を置きしに始よりレヒ
雖 该鎮台は元内事事務局に隸属せるものにして其の
性質を異にする 江戸鎮台も亦諸藩の兵を用いて其の世

HP『海軍砲術学校』公開史料

を鎮する爲に設けられたるものにして後の鎮台とは同一ならず。

同年6月鎮台を廢して鎮將府を設置（鎮將三條実美）駿河以東13国を管轄せしめしも10月東北平定にて之を廢す

明治4年4月東山及西海両道に鎮台を置く 之所謂鎮台の始めて現今に於ける師団の蓋錫なり

1. 東京鎮台—常備歩兵10大隊 第1分營、新潟—常備歩兵1大隊、第2分營、上田—常備歩兵2小隊 第3分營、名古屋—常備歩兵1大隊

2. 大阪鎮台—常備歩兵5大隊 第1分營 小浜—常備歩兵1大隊 第2分營、高松—常備歩兵1大隊

3. 鎮西鎮台（小倉、当分態本）—常備歩兵2大隊、第1分營、広島—常備歩兵1大隊、第2分營、鹿児島—常備歩兵4小隊

4. 東北鎮台（石巻、当分仙台）—常備歩兵1大隊、第1分營、青森—常備歩兵4小隊 左の常備兵は元藩下の常備兵を召集して之に當て 尚左の外元大中藩は其の常備兵を其藩下に一小隊づつ備えしむ

9. 28 (陸海軍資の常額を定む一陸軍官額金、海軍資等を廃し当分の内陸軍常額800万両(別に官額外25万両) 海軍資50万両とする)

11. ? 陸軍徽章を定む

、 滋賀兵学校を兵学寮に屬す一滋賀兵学校は明治元年7月徳川家達が朝廷に朝命を受けて創立せしものなり

12. 8 陸軍兵学校内教導隊を東京に移し 兵学寮に屬し、更に教導団と称す

、 10 陸軍兵学校を東京に移す。

HP『海軍砲術学校』公開史料

明治5年(2532)(1872)

1. 8 兵部省の陸海軍の順位を定めて 陸軍の次に海軍を置く
こととする

△ 陸軍始 日比谷に於て行軍式を 天皇あらせらる 後恒
例とす

△ 10 東京鎮台條例及鎮台官員條例を定む(同3月12日 大
阪鎮台 東北鎮台條例制定)

東京鎮台條例(抜萃)

1. 5管の鎮台は日本全国の兵權を統括する所にして各自
に其管内の兵備を堅固にし内は草創姦宄を生ぜざるに
鎮守し外は外寇寇密を兆せざるに防禦するを其本務と
すれば各其管域の權を守り他の權を犯すことなく以て
其職を尽すを宗とはすへまこと

1. 5管の鎮台は同一の權を受くと雖も全國地勢に因歩す
るを以て各大小星羣の別ばき能はず東京鎮台は直に聳
轂下に在て任氏る極めて重しと雖も近く本省に頼する
を以て其便宜を利し職守分界を示す下記の條々の如し

第1條

1. 台に帥1人を置き以て管下の兵隊を總管し上に天皇大
憲の下に属し直ちに陸軍卿に隸し兵隊物事に至りては
1人其令を遵法すへま事

第2條

1. 管内兵備の若きは陸軍卿の昇任にして監督使並に參謀
部の將校の參佐計劃する所なるを以て護りに其室非得
失を論するを許すが故に增減置廢保憲の建築設置等
に至ては1人帥の權内に在ることなし 其利害に於て
自己の持論ある時は書を陸軍卿に呈して評論するを許
すこと

HP『海軍砲術学校』公開史料

第三條

1、皇國は管内に在りと雖も其守衛の外には別に親衛兵あるを以て本部の與る所に非す 今其区域を示す下記の如し

親衛兵区域

内郭

鎮台区域

外郭以外管内

1、鎮台属兵隊の動靜は陸軍御の權内に在るを以て其令に由らすして卒をも兵争を以て動力す可からざる事

1. 18 善譜規則

善譜規則を宣む 即ち下記の如し

「善譜之義者是造一定の規則不相立並當春より左之通

1、常用臨時之善譜を区別し常用之義は代金定額を以て月々会計局より相渡候事

2、臨時善譜之義は其の旨趣帳面に記し以て長官副官印をなし局長局長、御親兵者隊長副官、鎮台兵は隊長副官、鎮台の印を以て秘史局に出し秘史局より關係する局々に議付し

第1、軍務局に下し規則に根據するや否やを問ふ

第2、築造局に通し善譜入貢之積を問ふ

上う局空議之上帳面に秘史局印をなし入貢の積ノ書に大小輔之印をなし築造局へ廻し執行すべキ事上記之通決空候事」

明治5年 1月20日

官等表 一 大政宣布告（兵部省内添）

	兵部省	2 兵学寮 等	2 軍医寮 等	2 紅団 造兵司 等	陸軍	海軍
1等	卿					
2等	大輔				大將	大將
3等	少輔				中將	中將
4等	大丞	頭	頭		少將	少將
5等	少丞	權頭 大教授	權頭 1等医正		大佐	大佐
6等		助 中教授	助 2等医正		中佐	中佐
7等		權助 少教授	權助 1等軍医	正	少佐	少佐
8等	大錄	大屬 大助教	大屬 2等軍医	大令史	大尉	大尉
9等	權大錄	權大屬 中助教	權大屬 1等軍医副	權大令史	中尉	中尉
10等	中錄	中屬 少助教	中屬 2等軍医副	中令史	少尉	少尉
11等	權中錄	權中屬	權中屬 軍医試補	權中令史	曹長	曹長
12等	少錄	少屬	少屬	少令史	權曹長	權曹長
13等	權少錄	權少	權少屬	權少令史	軍曹	軍曹

2.18 海陸軍刑律を定む

2.27 陸軍省(海軍省)設置 兵部省を廢し新に陸軍省、海軍省を置く。是より先正月13日兵部省と申して陸海分立の議をとる。曰く「方近文明の秋に際し陸軍水師日進の期に至り、海、陸課を分つて難、同一省中に在りて海軍に属するの諸課は本省と隔離す。故に事務繁雜にして無益の冗費あり之を各国の例に考小るに、海軍と陸軍とは全くその局を異にし其の更

HP『海軍砲術学校』公開史料

員も亦海陸混任することなし、此れ其職の自ら別にする
より斯の如きなり因て兵部の省名を革め更に海軍、陸
軍の両省を置かん

兵部大輔山縣有朋を陸軍大輔に、兵部少輔西御從道
を陸軍少輔に任す 御は任命なし

「」 3. 30 元兵部省、陸軍武官、兵学寮、軍医寮、糾同司、造兵
司、武庫司を以て陸軍省の所管とする。

3. 9 近衛條例を定む 御親兵掛を廃し近衛局を置く、同日
近衛條例を定む

近衛の定員は歩兵3聯隊、騎兵1大隊、大鼓4座ヒ
し其の編制大隊は少佐、聯隊は大佐之を統之其官員
兵數は他隊と異るなし 近衛3兵を合し 上に中將
若くは少將1人を置て都督たるしむ（初代都督陸軍
中將山縣有朋）

都督は直に聖旨を奉し職務に従事すと雖も常例外の
事務は必ず陸軍卿の訖を取て始めて取行す

「」 1. 12 陸軍省に徵兵厅を置く

明治 3. 25 諸寮司局会計監督條例を定む

其主文に曰

鑄造局、軍医兵学寮武庫造兵司之主務は逐日盛大に
至り其の議に管する会計主任之官常に本局に在て其
実正に従事取行せられば或は主務成功之運送貢金出
納大小となく不便の件不少因て今其の所管を分ち其
の權を分付す ----- と

4. 9 陸軍裁判所を置き糾同司を廃す 一 益し軍法の重要性
に鑑み其の内容を拡大充実し凡るに糾同の各種適當な
らざるによるものなり

裁判所に長評事、権評事、參座將校、大主理、中主理
少主理、大錄事、中錄事、少錄事、捕部管獄、舊記、

HP『海軍砲術学校』公開史料

看守等の職を置く

14日 陸軍大佐 佐 干城 を陸軍裁判所長とする。

5. 9 陸軍幼年学舎を陸軍幼年学校と改稱する。

6. 27 陸軍兵学寮規則を定む。

7. 19 参謀 西郷隆盛を陸軍元帥に兼任する。

10. 28 兵学寮條例を定む — 兵学寮に士官学校、幼年学校、教導団及び第1乃至第4学舎を置く。士官学校は歩、騎、砲工の士官を教育培養し、幼年学校は少年生徒に洋語及普通学科を教授し、教導団は尋常下士官を教導する。

11. 29 会計局中に軍需掛を設く 各所新築軍需の製造局に於て落成の節障器具一般を備附せしむ。

11. 14 陸軍歩兵内務書を制定する。

11. 14 陸軍懲罰令を制定する。

12. 4 諸局寮司等並諸隊へ相達候物品の所轄之造造成会計兩局区々に有之候處以未だ土地、建物、家屋に耐屈する物品は製造局其他運輸の物品は会計局にて致す所候際此旨相達候也。

12. 8 徴兵に関する詔勅 太政官告諭と同時に発布せらる。

徵兵令の緒言を約言すれば次の如し 兵を徵するの方法は國家の大典、忽にすへからざるものにして又之を実践に行ふの難き、固より言を俟にす。其法たる古今其制を異にし、各國其の趣を同うせすと雖も要するに一に民兵に因らざる者なし所謂民兵に云々云々、曰壯兵、曰賊兵是なり、賊兵なる者は全國の丁壯をして兵役を帯びしの陸軍の兵員を充たし、其内沿海の住民、舟楫波濤に慣れし者を以て海軍の兵員に充てりして壯兵は自ら兵役を望み出でし者にして取役數年を帶び、普く武技を熟練し一國精兵となリ頗る其の便益を得る者なり 然れども後日に至り或は弊害を生ずる無き能

HP『海軍砲術学校』公開史料

明5/11.28. はす、是故に壯兵の法を廢し、賦兵一般の制度を達てんと欲す 疎に各國賦兵の制を考ふるに大率服役8年乃至20年を以て程度とす。今国籍實に始めて賦兵の大典を起工んとするに方々、兵役の久しき恐くは人民生業を妨害し、其つ当今の國力に於ても關係なしと謂う可からず 是に於て甚衝其宜を探り、折衷其要を拔て現今實際に行ふの法を定め 題して徵兵令と云ふ」其編成並に規則に曰く「徵兵は國民の年齢めて20才に至る者を徵し 以て海陸軍に充てゝある者なり、今夏に陸軍を大別して三種とす、其1常備軍、其2後備軍、其3國民軍之なり又其兵丁の身材に従ひて次の兵種に區別す 日砲兵、日騎兵、日歩兵、日工兵、日輜重兵、而して各種の兵 皆各管鎮台の國軍より召集し若干年の役を帶はしめ管鎮台に籍を以て地方の守備に充つ」

(陸軍給俸室則中第10章隊外旅費を改正す)

明6(2533)(1873)

1.9 鎮台配置を変更し軍管とす

記載附

軍管	鎮台	管所	終計
第1	東京	東京、佐倉、新潟	鎮台6管所14,
第2	仙台	仙台 青森	歩兵14聯隊 (42大隊)
第3	名古屋	名古屋 金沢	駆矢3大隊 砲兵18小隊
第4	大阪	大阪 大津、姫路	工兵10小隊
第5	福島	福島 丸亀	輜重兵6隊
第6	熊本	熊本 小倉	海岸砲兵9隊
平時人員	31,680人	戰時人員	46,350人とす

明6 1.10 教兵令制室

教兵令

緒言

兵を徵するの方法は國家の大興運にすへらるゝ者
にして又之を実践に行うる體を國玉主と定めに可
法凡て古今其制至精にし各國莫過之を冠ふせすと雖
も要するにノベ民兵に因るゝ者概して諸兵兵科ニ
接あり日壯兵曰賊兵なり賊兵打る者は全國の丁壯を
して兵役を帯びしめ陸軍の兵員を充たし其均治海の
住民舟耕水作に慣れし者を以て海軍の兵員に充て而
して壯兵は自ら兵役を望み出し者にして服役數年を
帶び善く武技に熟練し田耕兵とはク頭る其便役を得る
然も後日に至り試は幣害を生ずる無き能けず
是故に壯兵の法を廢し賊兵一般の制度を建てんと欲
す 竊く各国賊兵の制を悉く大率服役八年乃至
二十年を以て程度とす 今國朝實に始て賊兵の大典
を起さんとするに方々兵役の久し恐ろくは人民生
活の業を妨害且当今の國力に於てモ因縁無しと謂小
へらす 畏に於て甚懃的便宜を探り折衷其要を抜き
現今實際に行ふる法を宣め題して徵兵令ヒ云

徵兵編成並機制

徵兵は國民の年甫めて二十才に至る者を徵し以て海
陸兩軍に充てしむる者なり 今蓋々陸軍を大別して
三種とす 其一帝衛兵ニ後衛軍兵、三國兵軍士等
又其兵下の身材に従い五派の兵種に区別す 曰護兵
曰騎兵曰歩兵曰工兵曰糧軍兵而して各種の兵皆各管
鎮守の國郡より召集し若干年の役を帶びしめ所管鎮
台に備え以て地方の守衛に充て
其ノ常備軍は本年徵兵の抽選せし者を以て編成しニ

HP『海軍砲術学校』公開史料

2年の役を帯はしむる者ナク

(註 2年以上にして帰休の制ナク)

其2後備軍は常備軍3ヶ月の役を勤め終りし者を以て編成し常に家居し産業を営ましむ後 之を別ちて2種とはす。曰第1後備軍曰第2後備軍也ナク

第1後備軍は2ヶ月の役を帯はしめ戦時に当クては直ちに召集し常備軍に如へ其負を充貢せしむ可キを以てノオニ1度も営に召集し其役を後習せしむる者はナク。

第2後備軍は第1後備軍2ヶ月の役を勤め終りし者を以て編成し尚2ヶ月の役を帯はしめ全國大舉の時に当ク召集すへば兵によるを以て平時モ言召集を要せざる者ナク

但般役中自己の管内を出る時は出入並に其住く支キ只詳細に其鎮台へ風出ヘレバ第1後備軍非常召集の節は早々管内に帰るヘシ

終て徵兵の服役期限を滿る者ヒ雖も戰時は勿論非常の事故ある時は其期を延シハスを得ず

其3國民軍は常備兩軍の外に全國の男子ノ才オより40才迄の者悉く兵籍に載せ置き全國大舉の役あるに方ケ均しく隊伍に編入し以て管内の守護に供する者ナク

3. 2. 3 陸軍者私制及條例を定む一郷官房を置き 挑戦局を第1局、以下会計局を第5局 参謀局を省内第6局ヒス

第1局 通報、軍務、庶務。

第2局 歩兵、騎兵 第3局 砲兵 第4局 工兵

第5局 監督部、軍史部、会計事務

第6局 陸軍文庫、測量地図、絵画圖刻、兵史並兵学
政誌蒐輯

第7局 北海道兵備（實際設置せられず）

HP『海軍砲術学校』公開史料

明治

4. 4 経営部を設置す — 第4局管理製造方面を区分し 4
経営部を置き 第1 — 東京、名古屋 第2 — 仙
台 第3 — 大阪 第4 — 広島 熊本の各鎮台管
下營所の營繕を管轄す (陸軍省第4局章程制室す)
5. 8 陸軍元帥を廃す 元帥西郷隆盛を陸軍大將に任す
5. 15. 陸軍表 (陸軍武官々等表) 制室 — 始めて將官、上
長官、士官、下士卒、会計部等の概括名稱を設く。
会計部を式官に編入せしは比の時に始まる (別表)
- .. 17 大和田原を習志野と名付け 陸軍操練場となす
- .. 24 軍医寮を廃す — 軍医寮を廃し 軍医部を置く。軍医頭
松平順 陸軍々医監督に任せらる
但し軍医部は陸軍々医一般の統帥にして官廳の名稱
にあらず
6. 8 陸軍中將山県有朋 陸軍卿に任せらる
- .. 18 陸軍省恥制表を改正す
- .. 30 元軍医寮事務取扱の廢は陸軍本病院と稱し 軍医終
監以下出仕し 鎮台に在ては鎮台病院と稱し出張医
官として出仕せしむ
7. 13 陸軍敬礼式を定む
- .. 18 監督部職掌及代理條則並在外会計部大綱條例を定む
鎮台條例を改定す — 第1 — 6軍管に鎮台を置く師
管を統率す 師管には營所を置く 第7軍管は北海
道とし其の守備方法地ノ諸道と異なるを以て該に之を
擧げす。
- 第1軍管 (東京鎮台) 第1師管 (營所東京) 第2
(佐倉) 第3 (新潟)
- 第2軍管 (仙台鎮台) 第4師管 (營所仙台) 第5
(青森)

HP『海軍砲術学校』公開史料

附6

第3軍管(名古屋鎮台) 第6師管(宮崎名古屋)

第7(金澤)

第4軍管(大阪鎮台) 第8師管(宮崎大阪) 第9(大津) 第10(姫路)

第5軍管(玄島鎮台) 第11師(宮崎玄島) 第12(丸亀)

第6軍管(熊本鎮台) 第13師管(宮崎熊本)

第14(小倉)

8. / 2 陸軍裁判所中宣獄書記の兩官を廢止し後兩官の課員を第5局の人別とす

8. / 3 教導團を以て本省直轄とす。

8. / 19 陸軍武官服制を改定し其の側章、砲兵一黃 五兵一白
歩兵一綠、騎兵一紫、輜重兵一紫 軍樂隊一紺青とす

9. / 20 兵學寮大山出張所を設く一事より先き于月7日 大山学生規則を定め、步兵各隊に附属する上下士官中若干員を募集して學生とし諸科の教官を以て之を教授せしむる事ハ全口各軍隊の操法勤務をして一室に歸し各上下官の學術をして進歩せしめんが爲はリ 而して此に至り学生は總て大山郡内に居住せしめ 兵學寮の管轄に属す 大山学校を基礎として成る

10. / 10 假士官学校を兵學寮内に置く

10. / 24 陸軍大將兼參議近江都督西郷隆盛の兼官を受才(所謂征韓論)隆盛口に帰る

11. / 4 第4局の4経営部を6箇所に分けて6管鎮台に配す

11. / 7 幕僚參謀報務統領を定む一 參謀半ば學校の設備未だ定からざるを以て始く3兵並に工兵隊より後才を送りて之にれて 入りては陸軍省第6局の局長及び特官に属し 出ては各鎮台の将官に属せしめ其の進級途径

HP『海軍砲術学校』公開史料

明治 6

- 等は陸軍部第 6 局の将官と議論交じて任補す
軍医部私務章程並に病院職務章程を定む
各鎮師管轄兵課勤務を定め一尉官 2 名 下士官 1 人 2~3
名 本省第 1 局より各鎮師管轄に派出す。
陸軍歩、騎、砲 3 兵聯隊軍旗並歩兵大隊旗及同御幕旗を
定む。

明治 7 年 (2534)(1874)

1. 22 近衛條例を改訂す

1. 近衛は歩兵 2 聯隊 騎兵 1 大隊 砲兵 2 小隊、工兵 1
小隊、輕重兵 1 隊より成る
2. 近衛の諸兵隊上級將官 1 人に統轄す 之を近衛都督と
云ふ 將官の副官に參謀部の將校數員を置き參謀官令
の用に役せしむ 又公計 1 事務は近衛層の司契 燥食、
被服課の軍史を置き各具本務を司らしむ 夏法公計大
綱領條例に詳しう
3. 近衛の將官は直に聖旨を奉し私務を般行すと雖も室外
外の事務は必ず陸軍部の決を取て始て從事するを許す。
又部下少尉以上の點防は本省に統合し其の区別を置く
へし (翌 2 月 23 日 近衛歩兵第 1 第 2 聯隊の編制成
り軍旗を授受す)

1. 29

陸軍調馬廠を置く一兵学寮中第 2 舎を廢す。

2. 31

陸軍省第 4 局工兵中の經營部を本省直轄とす

2. 4

(佐賀の乱) - 3 月 28 日手ぐ)

2. 22

戸山出張所を戸山學校と改称す。兵學寮が 3 年毎を廃す

3. 18

陸軍省第 4 局を廢して參謀府を置き陸軍文庫を管轄せしむ

3. 31

調馬廠を改めて重馬廠となし 牛 1 辰ヒ各付く

4. 4

(台灣征討 - 5 月 22 日 防服す)

4. 10

軍務局が 2 課を仙台に置く

6. 18

參謀局條例を定む

1. 參謀局は東京に置き陸軍省に隸屬す

HP『海軍砲術学校』公開史料

四ア

2. 司長は陸軍領に属し日本陸軍全般の宣傳節度の審にし
兵謀兵略を明かにてて核務密謀を參画するを掌る
3. 司長の統轄するところ之を二大別に区分す
1. 将官の幕僚參謀官即ち各鎮台の司令將官に分属する
者

口、參謀局の將校並に文官諸人

參謀科の將校は陸軍省内各局に勤務する者或は外國派遣の公使大臣及他邦に駐在する者と雖皆本籍に籍を有
こそその進退黜陟は局長指揮を以て知る所とす

4. 局内を第1總務、第2亞細亞兵制、第3歐亞兵制、第4兵史、第5地圖政誌 第6測量 第7文章の7課に
分す

5. 2 3 陸軍中將兼南拓次官 黒江清隆を以て北海道至東北兵事
務總理とす。

10. 1 1 生兵操訓を定む

1 3 0 北海道に屯田塞兵を置き條例を定む

11. 2 士官學校を本省の直轄とす

〃 1 8 陸軍武官進級條例並に附錄を制定す

〃 3 0 工兵方面條例を制定す 6 經營部を廢止し工兵方面を
置く

陸軍所屬の要塞、城堡、海岸、砲台其他兵器、麻船
舍、倉庫等の建築修繕並に其の保序、監守、陸軍管轄
の地盤等の管轄は工兵科の主管とす 全國を八方面に
区分し此れに方面修理を置き陸軍領に隸せしより其
方面に建築事務を管理せしむ

明治18年(2595)(1875)

1. 1 5. 6 管鎮台徵員並に其の方法改正

HP『海軍砲術学校』公開史料

第1軍管東京鎮台の常備	歩兵3隊	騎兵1大隊	砲兵2大隊	工兵2小隊
第2軍管仙台鎮台	" 2 "	"	" 1 大隊 "	1 小隊
第3軍管名古屋鎮台	" 2 "	"	" 1 大隊 "	1 小隊
第4軍管大阪鎮台	" 3 "	"	" 2 大隊 "	2 小隊
第5軍管広島鎮台	" 2 "	"	" 1 大隊 "	1 小隊
第6軍管熊本鎮台	" 2 "	"	" 2 大隊 "	2 小隊
総計人員	2,185人	2,40人	2,60人	1,080人
1年徴員	5,760人	80人	720人	360人
1年補充徴員	3,584人	80人	288人	144人

艦艇1小隊 海岸砲兵3隊 人員6,900人

" 1 小隊	" 1隊	" 4,460人
" 1 小隊	"	4,260人
" 1 小隊	" 2隊	" 6,700人
" 1 小隊	" 1隊	" 4,340人
" 1 小隊	" 2隊	" 4,780人

明治 1.1.5 定尺(最低) 歩兵5尺1寸 騎兵5尺3寸5分
 砲兵5尺4寸 工兵5尺3寸5分 輕車5尺3寸5分
 海岸兵5尺4寸

(参考) 当時の石高 3,184万石 人口 33,008,430人(8)

- 近衛兵編成並に空襲を定め
- 7 陸軍々医條例陸軍馬医條例を定め
- 8 砲兵方面並に砲兵本支廠條例を定め — 砲兵方面は之を分けてことなり 第1方面則ち東京方面は第1、第2、第3軍管並に北海道を包括し 第2方面則ち大阪方面は第4、第5、第6軍管を包括し 第1方面内東京に砲兵本廠を置き、弾薬、銃、砲、彈薬、其他兵器

HP『海軍砲術学校』公開史料

明治

武具の製造修理の事を主司に兼て其分配支給を管理せしめ 第2方面内大阪に砲兵支廠を置き、専ら銃砲、弾薬其他兵器武具の分配支給を主司し兼て兵器武具の製造修理の事を管理せしむ 本支廠の長を権理とす(造兵司武庫司を廢止す)

1. 10 陸軍病院を置く

3. 4 北海道に屯田審査を設け開拓使中准大佐以下の官等を置く

准陸軍大佐4等以下 准陸軍少尉9等 以上奏任官
准陸軍曹長11等以下 准陸軍伍長13等

4. 5 陸軍戦官傷痍扶助及死亡の者祭策並に其の家族扶助
概則定める

4. 10 黙算賞牌等及後軍牌の制を定む(明治11.勅章、
後軍記章と改章す)

前文に曰く

朕惟ふに凡そ国家に功を立て績を顯す者宜く之を
褒賞にして之に酬ゆへし。仍て黙算賞牌の典を定
め人々をして寵異表彰する所あるを知りしめんと
す。汝有司其節旨を体せよ」黙1等一予算の黙算
賞牌は 現今の旭日章なり(黙4等に御花附し)

5. 7 兵学原を廢す一戸山、幼年画学校を本省直轄とする。

6. 13 檀島使監隊令を定む

1. 22 陸軍者および各官席の順序を定む 一 町ち本省、參
謀司、近衛司、戸山學校、教導團、幼年學校、本病
院、裁判所、軍事司、病專院とす

8 (江華島事件)

9. 24 陸軍武官等表を改正十一 新に上等監護(砲工兵
科准士官)、監手、火工長、銃工長等(砲兵科下士)
および築長(軍事司准士官) 隊次長、樂師、樂手

(28)

HP『海軍砲術学校』公開史料

(軍樂部下士)を設け

10.1 6管鎮台監官等を改正す(別紙)

10.12 指令参考を改訂して頒布す

10.5 陸軍武官休暇規則を定められ其才1条に曰く

凡斯校及下士兵卒並に会計、軍医、專医、軍樂各
部同等の輩は帰省或は治疗或は已らを解ざる事故ある
者精神等のため休暇を要する時はこの規則に照準して
請願下る事を得べし

10.18 陸軍武官命譲規則を定む

10.20 軍樂隊規則を定む

10.23 後備軍召集条例を定む

11.5 指令を改訂す。

11.25 陸軍監制事務章程を定む 一 大要次の如し

陸軍省は陸軍兵馬に関する一切の事務を管理する所にして
陸軍卿之を統轄す。官房は卿の事を観る所にして
一切の文書皆此に於て受付け、オ1局は通報軍機處測
の事を掌る。オ2局は歩兵、騎兵、オ3局は砲兵、オ
4局は工兵の事を掌り。オ5局は会計の事を掌る。オ
6局(北海道兵庫)は末に置かず。官房は參謀大佐を
以て房長と為し、伝令使および諜報を置き、オ1局長
は大輔または少輔たる將官之を兼ね、オ2、オ3、オ
4局長は將官。オ5局長には監督長を置き局務を統轄

12.27 (陸軍給与規則を定む)

HP『海軍砲術学校』公開史料

明治9年(2536)(1876)

- 4.26 砲兵会議を置き(同規則制定)市3局長を議長として会議の事務を総理し、砲兵に関する制度及び兵器等を議す
- 8.16 海軍使取務規則改正
- 8.29、
8.30 軍事武官達成規則改正
- 9.11 軍隊囚獄課官賞服務規則を削除する。陸軍囚獄は本有才5局に於て管轄し、軍吏著記、監獄看護を置き以て庶務を統理する。
- 10.20 (熊本神戸連の乱)(次て秋月の乱)(26日 熊の乱)
- 10.23 軍事武官恩給令、將官退職令等を定む
- 12.1 軍事武官勳章従軍記章規則を定む
- 12.6 軍事武官表改正、新に歩兵、騎兵等に上等卒士を設く
- 12.13 軍事服装規則を定む
- 12.26 軍事衛生規則制定

HP『海軍砲術学校』公開史料

我が軍台帳

明治8年10月1日改訂

	第1軍管	第2軍管	第3~6軍管	総計
諸隊人員	東京鎮台 (計3,510) 歩兵第1連隊 2,346人 騎兵第1大隊 159 砲兵第1大隊 306 工兵第1小隊 154 軍需第1小隊 85 通信第1大隊 306 手荷物第1小隊 154 佐倉營所 歩兵第2連隊 2,346 高崎營所 歩兵第3連隊 2,346 (合計) 8,202	仙台鎮台 (計3,050) 歩兵第4連隊 2,346人 騎兵第2連隊 159 砲兵第2大隊 306 工兵第2小隊 154 軍需第2小隊 85 育成營所 歩兵第5連隊 2,346 (合計) 5,296	(オ4、6軍管はオ1軍管にオ3,5 軍管はオ2軍管に 概同様なり)	3,7,8/2人 上校官 士官 下士 卒 步兵14連隊 騎兵2大隊 砲兵3大隊 工兵4小隊 軍需6小隊 79人 1,364 5,749 30,730
將軍科	司令將官 1人 參謀長大中佐 1 参謀少佐 1 同 大尉 1 文庫主管中少尉 1 書院下士 6	司令將官 1人 參謀長中佐 1 參謀大尉 1 文庫主官少尉 1 書院下士 4		將官 6人 佐官 7 少佐或大尉 2 副官 10 下士 28 卒 53
派兵監督課	一等副監督 1人 一等書記 2 二等副監督 1 二等書記 2	歩兵旅監督十 本台合計並別供隊監督十		一等副監督 3人 二等副監督 3 書記(一等) 12 計 18
司契課	一等司契 1人 司契副 1 一等書記 1 二、三等書記 2	二等司契 1人 司契副 1 二等書記 1 三等書記 2		一等司契 3人 二等司契 3 同 契副 6 一、二、三等書記 18 計 30
糧食新成課	軍更 1人 軍支副補 1 二、三等書記 2 大長 1	同 左		軍更 6人 軍支副補 6 二、三等書記 12 大長 6 計 30
被服軍管課	軍更 1人 軍支副補 1 二、三等書記 2 库守 1 天長 1	同 左		軍更 6人 軍支副補 6 二、三等書記 12 库守 6 天長 6 計 36
病院	東京は陸軍本病院あるをも つてこれを有く	病院1カ所 軍医正 1人 軍医 1 軍医副補 2 判官 1 判官副補 1		痘医正 5人 軍医副補 10 軍医 5 軍医副補 5 計 30
病院課	同 上	軍更 1人 軍支副補 1 二、三等書記 3 一二等看病人 1 三等看病人 3 眉病 卒 27 肝天 1 天役 若干		軍更 5人 軍支副補 17 二、三等書記 25 病病平 133 痘病天役 若干 計 185
裁判官	東京は陸軍裁判所あるをも つてこれを有く	金錢1カ所 中主理 1人 小主理(書記官附)		大主理(446の分) 2人 中主理 3 小主理 8 計 13人
金錢室	同 上	二、三等書記		10人
囚禁課	東京は步1局において監獄 十石をもつて有く	囚獄1小所 軍支副補 1人 三等書記 1 監獄 1 落獄 3		軍支副補 5人 三等書記 7 監獄 7 囚禁 26 計 40
武器室	近衛監獄 火工事署 施設監修 砲兵軍管(監修)	軍支副補 1人 砲兵近長 2 砲兵軍管(監修) 1		砲兵監設 3人 火工軍管 3 砲兵軍管 8 計 24人 12

レジマンナを連隊レバティヨンナを大隊レブロントナを中隊レセクションナ
歩兵/連隊編制表 を小隊レドミセクションナを半小隊、レエスクードドを分隊ヒト

明治10年1月17日改訂

階級	官	連隊付	1連隊計	大隊付	一大隊計 四中隊	1中隊	乗馬	
							1連隊	1大隊
兵士官	大佐	連隊長	11	1	4	1	1	
	中佐			名		名		
	少佐		3	名	大隊長 1	1	3	1
士官	大尉	1等副官 1		2		2	中隊長 1	
		2等		6		2		
	中尉	戦共司令	16	副官 1	1	5	第2小隊長 1	
		1	66		1	4	第4小隊長 1	
	少尉	旗手 1	12	名	名	8	第1,3小隊長 2	5 名
下士官	監	1等計官付属	10	下副官 1	3	3	小隊副長	
		2等	6		2		1	
	軍	1等		武官掛			介隊長 4	
			60	書記	20	20	炊事係 1	
	曹	2等	4	病院掛			分隊長 4	
士官	伍長	1等	60	側頭長	8	20	84	
		2等		2等副官 1	1	20	半小隊長 4	
	伍長	1等	61	病計官付属 1	名	名	給食掛 1	名
兵卒	一等卒	2等	54	隊長 1	19	19	半小隊長 4	
	二等卒		1,080			460		
	三等卒							
上長官	2等准正	医官 1	1名	1名				
士官	軍医	計官 1						
	軍医副	副計官 1		4	計官 1	1		
	軍医補							
	軍医		3	3	医官 1	2	2	
	軍医副		1	名	名			
下士官	軍医補	副医官 1						
	統工長	1	1名	1	1名			
	統工			6	2	2		
	達工		3	12	1	4	1	4
	達工		3	名	1	名	1	名
合計		13名		2,269名	152名	184名	94	24

- (○) 中隊の上等卒2名は分隊長の駕籠を廃し他の1名は中隊駕籠の駕籠を廃す
- (○) 連隊統工長および各大隊の駕工は漸く以て置く土日にして又時宜に因り中隊に見習士官若干名を付置す
- (○) 一大隊亦道シ又は別地に屯在する時は聯隊・副医官1名を付置す独立する時は副医官として軍医副補の付1名を付置す
- (○) 戰時は各中隊に兵卒80名を増加す、即ち大隊兵卒960名一聯隊2880名ヒト、此増員は亦1後備軍、兵卒なるを以て該時に当りテ少増減あり。
- (○) 戰時は景況に因り聯隊に少佐1名を置き副隊長とし、又大隊に副医官として軍医副補1名を増加す

HP『海軍砲術学校』公開史料

明治10年（253ク）（1877）

1. 4 陸軍馬医学舎を設け、陸軍病馬廐を廃し以て馬医を養成せしむ
1. 17 歩、騎兵編制表を改正す（1月31日、歩兵、2月13日、近江歩兵編制表 改正）歩兵連隊編制別紙の如し
1. 19 陸軍幼年学校を廃止し、幼年生徒を陸軍士官学校の管轄となす
1. 20 歩管官所官員条例制定
2. 3 歩兵銃兵操則を定む 一 步兵隊の銃兵を編成し容易なる土工作業を為し、行軍荷重又は戦斗にあり、その本隊に要する所の工事を為さしむ
2. 19 （2月4日 西郷隆盛を為し 19日熊本城を囲む）
2. 21 後備軍府県駐在官服装規則を定む
(広征会計事務規則)
2. 22 兑換条例を定む 一 旗族は本人の志願に因るか、日本人たるの分報を矢うか、旗族若しくは禁獄の刑を受けるか、憲法会議の裁判或は審判会議(本會議審ならず)の商評を経るにあらざれば、その官職を失ふこと勿れしむ
3. 軍医学校を廃止し、自今軍医生徒は年々10名を東京医学校に依託し、その卒業者を軍医に任することとす。
7. 4 (鹿児島の暴徒平定す 一 平時状態に復す)

HP『海軍砲術学校』公開史料

明治ノ八年（スム三八）（1878）

8.24 （近江砲兵部をなし乱を企つ）

12.5 参謀本部を設置し（參謀局を廃し）各監軍部、近江及び鎮台の參謀本部を統轄せしむ

本部長たる副官は尉に依つて之に在り、所管の參謀將校を統轄し軍團の機謎に關しては奏聞參画し、近防征討等策を厚く造策せしむ。次長1人將官、たゞ之を置くは事務の繁冗に依る。本部長の下に管東、管西の2局及び總務課を置く、管東局は東部監軍部、近江及び東京、仙台2鎮台の參謀部と通報し、専らオ1軍督、オ2軍督並に北海道の地理政諺を詳にし、かつ兼ては樺太、滿洲、堪察加、西伯里に及ぼし、管西局は中部監軍部、名古屋、大阪、広島、熊本町鎮台の參謀部と通報し、専らオ3、オ4、オ5から軍督の地理政諺を詳にし、かつ兼ては朝鮮より清國沿岸に及ぼし、共に有事の日に於てその參画の図略に備う、總務課は部内の庶務会計等の事を司る。以上2局、1課を本体とし、その支部として地圖編纂、翻訳、測量、文庫の立就あり、共に參謀に半属す

12.13 新に監軍本部を置き 全陸軍の機關並に命令出納の事を統轄せしむ、本部に三部長あり、オ1、オ2軍督内の檢閱軍令に掌る者を東部監軍部長とし、オ3、オ4軍督内の檢閱軍令を掌る者を中部監軍部長とし、オ5、オ6軍督内の檢閱軍令を掌る者を西部監軍部長とす。共に師団司令官を以て之に在り、帝にその管下2軍督並にその地理を詳にし參謀本部長と謀議し有事の日に於りては部下の兵員を統率して方面の敵に當る。

參謀、近衛兩本部成るに及ぶ我陸軍の制度こゝに面目を一新せり、此の制度たる往來事に臨み兵を挿し府を構ふ者と全くその趣を異にし、仮令倉卒の變に會するも躊躇に處せし、

HP『海軍砲術学校』公開史料

従着錯綜の憂懸きの人斥らず大兵、統御、銳利の方略を得
るものと云うべし。是に於てか、陸軍省は軍事行政を司り、
參謀本部は作戦計画を司り、管軍本部は教育機關を司り互
に抵觸するに至れり。

明治12年（2534）（1879）

- 5.13 幕僚參謀係例を制定す — 幕僚參謀服制綱領を施す
1. 監軍部、近江及び鎮台の幕僚は皆參謀本部より派出す。
而して派出中は各自その長官に隸属してその命を奉じて一
切の參謀事務に服す
 2. 副官、伝令使及文庫主官は率ね各兵科の將校を以て之
に充つるも參謀と同じく府官の幕次に列し參謀官の本務
と相應歩するを以て本様則中にその底條の範囲を擗く
 3. 參謀長（監軍部には之を置けず）、幕僚以下会計、軍
医、專医官を監視して一切の事務を整理す。
- 9.15 鎮台規則を改訂す — 全國現役、後備の各鎮兵隊を分りて
七軍管（オク軍管付承太兵を設置せず）とす
- 田原例と異なる主なる事項左の如し
1. 凡そと管鎮台は司令官少将1員を置き以てその軍管内
の軍務を掌管せしむ、その軍管に於ては本管属する所の
監軍中行に隸し、勤命を奉じて計画の軍隊を指揮し有事
の日にありては旅団長としてその監軍守護頭師団長に隸
し方面の義急を策るを任とす（オク禁）
 2. 鎮台の司令官は平時軍事、人員の進退勅歩監移選任
より以て会計経理の事に至っては直に陸軍卿に隸してその
指揮を受けて管下の軍隊を区近するを任とす（オク禁）
カ） 墓管付承（官前東京）カニ（左倉）カミ（野崎）
所管を包括し東京鎮台に統属す
カヌ軍管はカク（管所担当）カシ（青森）所管を包括し

HP『海軍砲術学校』公開史料

仙台に統屬す

ガ3軍管はガ6（曾所名古屋）ガ7（全沢）師管を包括し
名古屋鎮台に統屬

ガ4軍管はガ8（皆町大阪）ガ9（大津）ガ10（姫路）
师管を包括し大阪鎮台に統屬す

ガ5軍管はガ11（宮前広島）ガ12（丸亀）师管を包括し
広島鎮台に統屬す

ガ6軍管はガ13（曾所熊本）ガ14（小倉）师管を包括
し熊本鎮台に統屬す

9.15 陸軍檢査条例を定む（檢査取扱規則を廢す）

10.16 陸軍取制を定め 指せて本部系例及び本有取制等務章程を
改正す — 初め町村五年兵頭を廢し、更めて本有主公に
陸軍を置きしより、陸軍の第一の本有の統屬に属し、6軍
管主に陸軍所管の諸官隸を除く军省に統屬して分管する所無し
11年12月參謀本部と監軍本部とを置き、6軍省を分離す
るに及び、本有主に各部官隸の在りに異なるものあり、
その分管の事務に至りては本有、參謀本部、監軍本部、6軍
管鎮台等各系例ありて之を詳悉すと雖も 総管等所属の系統
外からざる者多し、茲に於てが、陸軍取制を制定し、以て
本有と各部官隸との权限を明にせるなり、今新制の本有取制
を略述すれば次の如し

本省取制 — 本省は陸軍軍人、軍属を統轄し、進退、歛附、
会計給与に関する事務及び近江、鎮台、要塞並に対外に因す
る軍務を綜理する所なり。官房は卿の事と視ら所にして、一
切の文書皆此に於て受付す。總務司は庶務課共並に刷複の事
を掌り、庶務、機兵、武學、算芸、勅章、記室、報告、翻訳
の8課を置く。人貢局は將官、參謀、歩兵、騎兵、憲兵、駆
重兵の各兵科、馬医頭、軍樂部の人貢調査の事を掌り、庶務
計算、糧食、被服の4課を置く。

HP『海軍砲術学校』公開史料

官署には參謀大臣1人を局長とし、總務局は大輔又は少輔たる將官1人を置き局務を統轄するの外、会計局を除く省内各局の事務を監視す。人員、砲兵、工兵の3局は大佐、会計局は監督長各1人を置き局務を総理せしむ。

本省外陸軍官庫長にして直に御に隸するものは、近江鷹狩士官学校長、教導團長、侍郎長、軍医總監、裁判長、砲兵各方面提督、軍馬局長、馬医監とす。

10.10 陸軍武官（官等）表改正（改訂参照）

10.10 砲兵方面条例及び砲兵工廠条例を制定す

砲兵本支廠を廢し、砲兵オ1（本署東京）同オ2（本署大阪）方面、東京、大阪両鉄矢工廠を置く。

1、砲兵方面は銃砲彈薬その他兵器一切の貯蔵保存及び支給分配のために之を置き、全國を2方面とし、各地に武庫を置く、砲兵守護を以て方面提督とし、直に陸軍卿に隸し、その属を廻務、主義、運輸の3課に分ち他に会計官を置く。

2、砲兵工廠は銃砲彈薬その他兵器を製造し或体修理を本工場にして砲兵守護を工廠提督となし直に陸軍卿に隸す。

10.10 陸軍会計部条例を制定す

陸軍会計事務は行政の一部にして陸軍銀庫を統轄す。而してその都下管掌を区分すること次の如し。

オ1. 会計平罰（陸軍省会計局）

オ2. 近江鎮台会計部

オ3. 宮寧会計部

オ4. 駿鹿会計部

右の4部を合して陸軍会計部といひ、その官吏を会計官と云う。

近江及び鎮台会計部の上長官以下は皆会計本部より派出す。

HP『海軍砲術学校』公開史料

る所の者にして、監督長の統轄に係ると雖もその分任の事務
に於ては近江或は筑後の長官に属す

10.15 海軍軍医本部設置せらる。

10.27 武器令を改正す

陸軍を大別して常備、予備、後備、国民の4軍にし、常備
軍は20才の壯丁の当選せし者を以て編制し、3ヵ年の兵役
に服せしめ、予備軍は常備軍役の終りしものを以て編制し、
更に3ヵ年の兵役に服せしめ、常に家畜して産業を営まし、
後備軍は、予備役を終りたるものにして更に4ヵ年の役に
服せしむ、而して国民軍は全国の男子17才より45才まで
皆之に服すべしものとす。

明治13年 (1880) (1880)

1.22 明治13年改編人員（陸軍達1）を定ム

常備軍 25,874 (歩兵1074 蔵107 騕281 工270 騎142
輸 1,500)

補充兵 24,293 (歩兵1094 蔵57 騾695 工220 騎142
輸 1,500)

1.31 鋸兵式を鎧兵式と改称 疲規則を定ム（達乙3）

2.13 近江兵編制規則（陸軍達乙）を制定す

近江兵は各鎮台常備兵の甲士にして夜芸に熟し行状正しき
者を兵達に底じ省略より選掌して編成す

2.18 騎豆輸平概則（達甲7）を制定す

騎童輸卒は武兵令第3条に記載する者を以て之に充て有事
の際之を召集して諸般運輸の用に供す

2.19 軍用電信隊概則（達甲8）を制定す

參謀本部に底じ平時町村共陸軍調査課の事を掌る

第1電信隊（5小隊）は戰時 町面及び旅团に分賦し 第2
電信隊（2小隊）は大本營及び兵站間に厚下る通信の事を

HP『海軍砲術学校』公開史料 陸軍武官(官等)表

明治12年10月10日改正

HP『海軍砲術学校』公開史料

等のしを、時としてある通信課を編制し之を予備隊とすこ
とあり

12.8 陸軍軍械貢系例(太連15)を制定す

凡て被服車輜員は行伍 下士並びに会計、軍医、薬医、軍樂
各前同等官の将補、予備面軍服役年限を終りたる者並に陸軍
一定の規則に由り該備軍に転下する者を以て之に充て常にその
本籍に帰任し地方前管轄台の統轄に居するものとす

4.10 陸軍下士取扱規則(連甲10)を制定す

陸軍下士取扱年限は 初任の日より10か年(内4か年常備
役 3か年候補役)とす

6.22 陸軍軍医部系例(連乙43)を改正す

陸軍軍医部は逕直軍、軍医の健康を保全しその疾病を治療し
かつ衛生的衛生に入るもの及び取扱に堪へざる者等の当否を
鑑別下る所とす 之を区分下ること左の如く

軍医本部 陸軍本病院 銀台病院 本醫病院

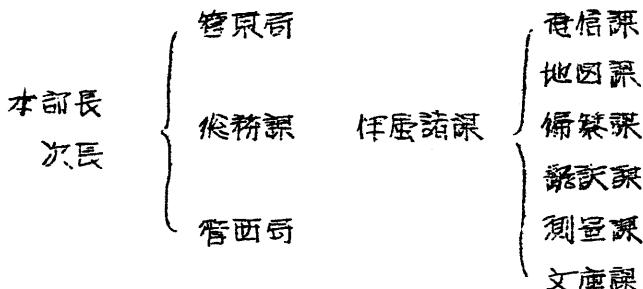
10.5 陸軍被服系例(全文)(太連52)を改正す

10.5 近江深例(全文)(連乙62)を改正す

10.30 陸軍武官退取役及び対外の身分取扱方(太連54)を定め
終身その官を候方陸軍の制限を看し管轄はこの本管庁に依り
法律は常律に従う。

11.30 参謀本部系例(連乙73)を改正す

管東、管西の2局及び電信課を置く



HP『海軍砲術学校』公開史料

明治14年(25年1月)(1881)

1.1 実地演習規則(達乙2)を定む

1.14 陸軍部内に憲兵を置く(太達四)

2.3 明14年徵夷人貢(布達1)下の件

常備軍 24,767

補充隊 8,754

3.11 憲兵条例(太達11)を制定

レ凡て憲兵は陸軍兵科の一員に位し、巡按検察の事を掌り軍人の非違を視察し行政監察及び司法監察の事を兼ね内務、海軍司法の了有に兼隸して国内の安寧を厚むことを先づその1隊を東京に置く

3.19 後備軍司令部条例(達甲7)を制定す

各師団管所所在の地に置き銃兵調査及び予備軍、後備軍一切の事務を管理す 後備軍司令官付(少佐、大尉)兼管司令官に兼任す

3.19 予備軍及び後備軍編制条例(達甲8)を定む

1、予備軍は戰時或は非常の事故ある時直に之を召集し常備軍に加え、戰時の人員を充実し又は別に隊伍を編制し(補充隊)以て常備諸隊の補欠に任する者なり

2、後備軍は常備軍の後援にして戰時或は非常の事故ある時直に之を召集し悉く隊伍に統制す その隊数及編制は概ね常備軍に同じ

3.23 近江守征隊服装規則(達乙3)を制定す

4.11 陸軍教導団条例(教導団規則廢止)(達甲11)を改正す

陸軍教導団は陸軍下士に出身志願の者を送致し之を生徒となし 諸兵の下士に要用なる學術を教授す

4.28 (会計法制定一 太達33)

4.28 憲兵下士卒選挙規則(達乙ス3)を定む

HP『海軍砲術学校』公開史料

4. 30 慶治隊を設置する(達乙34)
5. 07 陸軍武官進級条例(明9, 達133) 陸軍武官進級条例廢止)(達乙7)を定む。
5. 13 陸軍兵制改正(太嘉39)
1. 參謀本部長は一般の參謀將校を統轄し併せて兵略に関する圖説を總理する(第6条)
 2. 戰時に在て 親裁の軍令は直ちに師団長或は軍団長若くは特命司令將官に下し 哥羅と相通報して間断なからしむ(第8条)
5. 19 戰時編制規則を定む(達乙30)
7. 9 砲兵會議条例(全文)(達乙39)を改正す
7. 20 陸軍士官學校条例(全文)(達甲15)を改正す
生徒を分ちて士官生徒210(2か年計) 生徒少尉30(2か年計 砲工兵科とす) 幼年生徒 90(3か年計)
9. 15 陸軍警察隊規則(陸府2)を定む
10. 27 陸兵内務書(達乙42)を制定す
12. 17 陸軍前内代理条例(達乙49)を定む
12. 27 工兵内務書(達乙42)を定む
12. 28 陸軍改法(全文)(太政告69)を改正し又陸軍懲罪令(達乙43)を制定す

明治15年(2542)(1882)

1. 4 初詣を陸海軍軍人に賜う(達乙2)

1. 17 明15徵兵入賞

常備軍 24,817(歩8,660騎113砲630工273
馬141輸15,000)

補充兵 8,746(歩7,784騎67砲534工220
馬141輸0)

2. 7 車用電信隊内務書 第1版(達乙6)を定む

HP『海軍砲術学校』公開史料

ク.26

陸軍臨時建築署条例(達乙51)を制定す

凡そ陸軍所屬の要塞城砦、海岸、礮台その地に官舎、倉庫等の建築修繕は砲兵方面に属する外は一般工兵方面の在する所なりと雖も時宜により特に担当の員を置き便宜の地に署を置き工兵一切の事を区別せしむ。臨時建築署の官舎は工兵科大佐迄の内1名を以てその長とし、----又計画を置き会計一切の事務を司らしむ。長は直ちに陸軍大臣に請す。

(京域の度一 參謀本部用設置の方に回転貸を行う)

ク.27

行政官吏服務紀律(太達44)を定む

ク.28

戒厳令(太布告36)反撃命令(太布告43)を制定す

ク.29

產軍委員會前を廢止し、東京鎮守府に軍法會議を置く(太達57)

11.2

東京灣陸軍臨時建築署(臨時建築署 改称)(達乙23)

11.3

陸軍大學校を設置す(達乙25)

歩兵砲工兵科士官の入學志願者を送致し学生となしその學術を進達せしめ若末能く參謀の職に堪へべき者を養成す。但し騎重兵科士官にして士官學校騎兵科卒業の者は騎兵科に編籍せしめ八年を許可す。

大學校は參謀本部長の直轄にして別に校長を置かず、幹事を置き諸般の事を管理せしむ。

16年4月 師校す

12.18

徵免事務条例(太布達26)を制定す

明治16年

(2543)(1883)

1.4

敘勳条例(太達1)を制定す

1.29

陸軍省条例中改正(達乙10)(明)2.10 陸軍省条例
参考)

總務局を庶務、徵兵、軍法、軍法、武學、勳章、制規、

HP『海軍砲術学校』公開史料

報告の7課に分つ

- 1.31 工兵会議条例(達乙14)を制定す
東京に置き
1. 工兵部隊成反ひその教育訓練上に係る規程
 2. 工兵に関する器械等其その他の物件の改良及び材料の良否
 3. 海岸砲台、要塞堡壘等處て永久保有の構造及び保存の方法
 4. 陸軍諸官廠請矢旨の建築及び保存の方法
 5. 工兵に関する物品運輸の方法に関する審議を行う
- 2.20 工兵方面条例(全文)(達甲8,乙16)を改正す
從來レム1方面に分れたるをレム1方面ビシ、新に工、
銃両兵の番兵の製造修理並に分配支給を掌ること、す
- 2.20 善舍官員取扱則(達乙18)を定む
兵糧費官所若くは要委に善舍主管(工兵大、中尉若く
工兵少尉、上等監護)ノ貰を置き工兵下士若干を付し以て
その観用するヒコロの屯舎、官舎、館舎、倉庫等の建築物
その近地所並に工、銃両兵器其添序、修繕等の事を掌らし
む。善舍官員は工兵方面提理之を統轄し、その司令官に兼任
す
- 2.20 陸軍武官表中改正(達乙21)
新に砲兵に上等卒を設く
- 4.16 (官報卷刊につき本省日誌はム月限り之を廃止すること
を布告す)
- 5.4 陸軍武官官等表(太達乙1)を改正す(明ノ2,10 同改
正参考)
1. 参謀大佐以下參謀中尉迄、及び砲兵科の火工教頭を削
除す
 2. 火工長、鞍工長等を砲兵火工長、砲兵鞍工長等と改称

HP『海軍砲術学校』公開史料

十

3. 各部士官の頂を各々 会計 1～3等軍吏、1～3等軍医
(副官) 1～3等医師に改称す。

4. 看病人を看護長に、衆衛、樂手を1～2等軍樂手に改称す

5. 17 杠戍規則(達乙47)を定む

杠戍は各鎮台及び各營所に設置し、その社屯在の諸隊をもって之に充て時に各兵種中より若干の隊伍を編成し服務せしむ。杠戍司令官は鎮台司令官又は營所司令官に隸しその属隊に士官、下士若干員を置き以て杠戍の事務に任じ諸兵隊をして画一の命を守り不虞を警め後急に応じ直に寇賊に禦るの備を本さしむ。

8. 4 陸軍治罪法(太布告24)を制定する。軍法會議法の前身なり その項目下記の如し

- | | |
|--------|------------|
| 1. 総則 | 2. 軍法會議の構成 |
| 3. 国权限 | 4. 陸軍檢察 |
| 5. 審問 | 6. 判決 |

10. 24 陸軍監獄則(達乙109)を定む

陸軍監獄を監倉、禁錮場、拘留場の三種とする

11. 30 懸兵を大阪に配置す(太達53)

12. 3 野外演習規則(達乙122)を定む

小演習と大演習とに別つ 前者は鎮台に於て行う旅团以下の演習を云い、後者は監軍部隸下の之軍管の諸兵を以て行う演習を行う

12. 28 徵兵令(全文)(太布告46)を改正す

前条例の清病役を改めて現役と称し、現役、予病役を併称して常備兵と呼す。而して現役3か年(如故)予病役4か年(旧3年)、後備役5か年(旧4年)とする

HP『海軍砲術学校』公開史料

明治17年(2544)(1884)

2. / 陸軍教導団定員表(達甲5)を改正す

主従級次の如し(歩兵)1. ワワ5(騎兵)180(砲兵)

235(工兵)107(軍樂)24

4.18 陸軍下士服役規則(全文)(達甲17)を改正す

服役年数左の如し

歩 騎 砲 工 諸重兵下士 12か年 = 常備4か年

(現5か年、予2か年)後備5か年

その他 12か年 = 常備9か年(現7か年、予2か年)

後備3か年

5.14 陸軍武官官等表中下士の訂正を下の如く改正す(太達44)

憲兵曹長	憲兵一等軍曹	憲兵二等軍曹
歩兵曹長	歩兵1等軍曹	歩兵2等軍曹
騎兵曹長	騎兵1等軍曹	騎兵2等軍曹
騎兵曹長	騎兵蹄鉄工長	騎兵蹄鉄工下長
砲兵曹長	砲兵1等軍曹	砲兵2等軍曹
砲兵近謹		
砲兵火工長	砲兵火工下長	
	砲兵銳工長	
	砲兵銳工長	
	砲兵不工長	
	砲兵鍛工長	
	砲兵鍛工長	
工兵曹長	工兵1等軍曹	工兵2等軍曹
工兵近謹		
諸重兵曹長	諸重兵1等軍曹	諸重兵2等軍曹

HP『海軍砲術学校』公開史料

明治 17

5. 24 7軍管兵備表(達乙53)並諸兵配備表(達乙36)を
制定す。

： 看病卒を看護卒と改稱す(達乙40)
： 29 陸軍会計検査條例制定(達乙41)

8. 1 乘馬飼養令制定(太連66)を制定す

戦事事変の際軍用に供する為 特奏文武官に乘馬を
飼養せしむ

9. 13 陸軍会計部條例(全部)(達乙84)を改正す

陸軍会計部は会計経理の事務を管掌す 其の部を区分
すると下記の如し

第1. 会計本部 第2. 近衛鎮台会計部 第3. 宮
廟会計部 第4. 善所会計部 第5. 隊属会計部
第6. 鎮台病院会計部

11. 17 陸軍省條例中改正(達乙97)

会計局に出納、貯庫、恩給の3課及検査部を増設す
即7課1部となる

(参考)

明治 16、17、18 年徵集人員表下記の如し

	歩兵	騎兵	砲兵	工兵	軽車兵	輸卒	看護卒
16	9394	96	297	303	132	15,000	306
17	9539	170	648	419	118	15,000	394
18	10,507	146	693	389	90	15,000	326
看馬卒 合計							
16	0		26,208				
17	0		26,288				
18	19		25,828				

明治 17

明治 18 年 (2545) (1885)

HP『海軍砲術学校』公開史料

1. 17 補充隊規則を制定す

補充隊は各々其の本隊を舊の定地に置くを通則とし、

其の編制は常備戦列部隊と異なる事なし

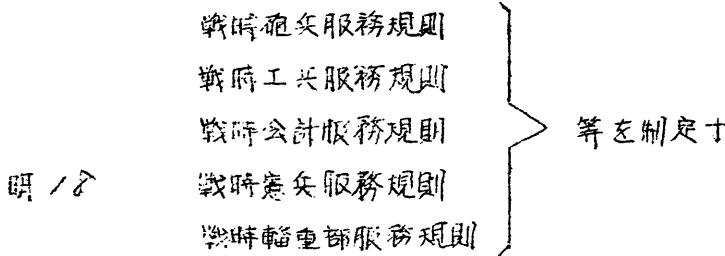
補充隊長は鎮台司令官の命を奏して事に服す

後備軍編制規則を制定す

本規則は後備軍諸隊の編成要領を示すものにして旅団以上の編成は予め一定せず 時に臨み決定するものとする

後備軍諸兵隊の編制及給養等總て常備諸隊に異なるなし
と雖現今兵員未だ充足せざるを以て其の隊数等一なる能
はず 前ち下記の如し

軍種	第 1		第 2		第 3 - 6
	歩 1	歩 2	歩 3	歩 4	
歩兵	1連隊(2大隊)	1連隊(2大隊)	1連隊(2大隊)	1連隊(2大隊)	
軽兵	1 大隊		"		
砲兵	1 大隊		1 小隊		(略)
工兵	1 大隊		1 小隊		
輜重兵	1 大隊		1 小隊		



2. 4 陸軍武官等表改正 (太連 6)

軍医部上長官		軍 医 部 士 官					
軍	医	1等 銀正	2等 軍医正	1等 軍医	2等 軍医	3等 軍医	
		藥剤監	1等藥剤官	2等藥剤官	3等藥剤官	3等看護長	
		獸 医 部 士 官			獸 医 部 士 官		
		獸医監	1等獸医	2等獸医	3等獸医	1等 看護長	2等 看護長

HP『海軍砲術学校』公開史料

2. 5 砲兵工廠生徒学会規則制定(省連軍7)

東京砲兵工廠に置いて砲兵諸工長を養成す 修業期間は
3ヶ年(火工は2ヶ年)とし服役年限は工士長に任す
る日よりノ2ヶ年(現役7ヶ年、予備2ヶ年、後備役
3ヶ年)とする

3. 17 陸軍鼓勵條例改正

凡そ勳位に鼓すべきものを別ちて3とす 部ち 1.
勳券 2. 勳功 3. 特勳

3. 17 陸軍省條例改正

新に輪重局を設け人員、材料の之課とす (従来の騎
兵課より分離独立せしむ)

4. 19 (陸軍大學校 御雇教師 独乙人しめつける著者す)

4. 10 国防會議を設置す

本會議は帳帳の中にえを置き陸海軍の將官をして全
国防禦線の計画、鎮台、營所、鎮守府、軍港の位置、
要塞城郭、堡壘、砲台等永久築城の設立若は廢棄、鐵
道、通信、河港の新設、改築等国内防禦等に関する重
要事項等を議せしむる所にして特に陸海軍の国防上
の協同に関し其の必要性を強調せしものなり

5. 5 陸軍武官官等中改正(太連/7)

輪重兵の次に下の官名を補入 軍樂部中軍采長を下
如く改正す

屯田兵大佐	屯田兵中佐	屯田兵少佐	屯田兵大尉	屯田兵中尉	
	屯田兵少尉		屯田兵督長	一等軍曹	二等軍曹
一等軍采長	二等軍采長	三等軍采長			

6. 6 屯田兵條例(太連/8)を制定す

屯田兵は陸軍兵の一部にして北海道根室地方に配置し
本道の警備に充て、其の本部は札幌に置く

HP『海軍砲術学校』公開史料

屯田兵の連制は概ね歩兵隊に基くと雖兵を農に寓するの主旨に依り平常は給與家屋に居住し、廐退耕稼に從事し有事の日に方りては戦列隊を編成し敵衝に当らしむ。

屯田兵たる者は其の家族と共に移住し兵役に服す

18 鎮台係例改正(太連11) (明12.9 達33を改正す)

1. 日本国領域の区画は地勢に依り人口を量り全国を分てア軍管区となし、1軍管を分て乙師团とし各軍管に鎮台を置き各師管に營所を置き以て府県と相対し其管内の藩鎮を保護し併て守備の計画、軍隊の管轄、壯丁の徵募を掌らしむ。
2. 各軍管に南衙 後衙又軍を置き其の傍備兵をして鎮台、營所、分署及要塞に屯駐せしむ
3. 凡そ鎮台司令官監軍師団長1名を置き、中少将を以て之に任し其軍管内の軍令を監督し軍政を總理す。營所には司々官1名を置き某の他所在の少團長として帶はしめ此司々官に隸し支拂管内の事務を區處す但し鎮台所在地の師管には營所を置かず、其の事務は直ちに鎮台に於て執行す
4. 鎮台司令官即師団長は出師の日に當り定期の節度に従い而通常廐死し所管監軍即ち軍団長に隸し征戰の事に任す。其の以後の事務は別に鎮台司令官を置き之を掌らしむ。
5. 鎮台司令官は進軍、駐屯、転軍、例外行軍、例外演習等軍令の出納に負うものは其の所管監軍の指揮に属し、進退、黜陟、転換、送任、会計及給与等軍政に関するものは、陸軍部の区處を受く可し。
6. ワ軍管兵備表

HP『海軍砲術学校』公開史料

5.18 陸軍部備課

5.20 近衛兵備表、近衛歩兵同砲兵備表(達乙60、61、62)を定む

〃 歩騎砲兵上等卒の儀表ヲ7月より上等兵と換替(達乙65)す

〃 29 自今工兵、駆逐兵に上等兵を被置候條----- (達乙69)

6.25 工兵方面條例(達甲32)を改正す

第1條 工兵方面は陸軍前段の要塞、城塞、海岸砲台其他屯砲、官舗、館舎、倉庫等の建築修繕並に其保存、監守を掌る所とす。但砲兵方面及砲兵工廠に属するキル主比の限りにあらず。

第2條 凡そ陸軍所管ノ地所は工兵方面に於て一切を管轄す 但砲兵方面所用ノ地所は該方面の管轄に属すと雖其の受領、返付並に地券の格納等に在ては皆工兵方面に於て之を掌る。

第3條 工兵方面は工銃両兵に属する器具の製造、修理並に分配支給の事を掌る

第4條 工兵方面は之を分て2とす 第1方面-----

第5條 工兵方面提理は工兵大、中佐の内1名を以て之に任じ直に陸軍卿に隸し

第19條 方面内に会計部を置き、会計2等副監督を部長とし、会計1等軍史1名計官とし、会計2、3等軍事若干区副計官とし其の下に会計書記若干名を附す。

第20條 部長は方面内の諸給与、工事所要の材料及甚天幕、消防具並に諸雜品の購貿新調修理廢物賣却其他金錢出納に関する会計経理一切の事務を整理し且会計主務官更の仕を負担す。但工事所用の材料、器具賃貸、新調修理或は廢物賣却等の事あるとさへ主任の監護を指揮し事に従う可し

第23條 部長は提理の指揮に従うは固より其の分たりと

HP『海軍砲術学校』公開史料

雖事若し残規なきものは自己の意見を陳述し、尙止むを得ざる場合にはありては施行の後速に其の事由を会計局長に報告すべし。

- 八、 3 鎮台駄官定員表 営所駄官定員表(達乙ワ〇) (明治10年
達6月) 鎮台駄官表(案稿) を定む

鎮台駄官表

司令官 中、少将

/ 幕僚 { 參謀部 參謀長大佐 參謀中、少佐 | 大、中尉 |
 { 副官部 副官少佐 | 次副官大尉 |

 位令使 土官 | 文庫主管 中、少尉 |

 伴属 武庫 主管大尉 | 上等監護 | 宿舎主管大尉 |
 調馬主管大、中尉 |

会計部 長 監督(1等副監督) 廉務課長2等副監督(監
督補) 他ノ各課長 1等軍吏(以下略)

軍医部 軍医長 各々軍医監(1等軍医正) 病院中会計課
病院長

(長1等軍史) あり

獸医部 -----

後衛軍司令部 司令官 大 中佐

衛戍司令本部 " 上長官

軍法會議 -----

\ 監獄署 -----

旅団係例制定(達乙ワ一)

△ (本條例は旅団長以下官僚の平時に於ける駄官權限を示す
ものなり)

- 九、 5 通航駄官定員表(達乙ワ三) を定む

- 九、 13 監軍部駄官定員表(達乙ワ七) を定む

東(中)(西)部(各)監軍名 |

HP『海軍砲術学校』公開史料

幕僚 { 参謀 大佐 中少佐 大中尉 各1
副官 少佐 1. 佐令更 文庫主管
(計3)
各1 喜記6

会計部長 2等副監督 計官1等軍更1

副計官 乙3等軍史1 喜記 3

計 13 (3+計) 29
計 6 } 計 45

久 7 陸軍軍馬司條例改正 (達乙100)

東京に置き陸軍馬政を統理す 軍馬司は本部、会計部、調
馬隊となり、司長は直に陸軍卿に属す

8. 11 陸軍軍人休暇規則 (達甲37) を定む (明/4達甲30、
明/5達甲4廢止)

9. 18 教導団軍樂隊規則 (達甲39) を定む

教導団に軍樂隊を置き之を軍樂基本隊となし軍樂一般の學
術を講研し樂譜の音調を齊一ならしむ

10. 16 砲兵本部機則制定 (達乙136)

11. 31 砲兵方面條例改正 (全文) (達乙140) (明/2. 10
同條例參看)

(方面内に会計部を置き 会計2等副監督を以て部長とし
----- 第9條)

11. 砲兵工廠條例 改正 (達乙134)

(東京及大阪に置き 工廠内に会計部を置く)

12. 2. 3 内閣組織改正に因り 記述下る

大政大臣、参議、各省卿の取扱を窓 (内閣總理大臣及宮
内、外務、大蔵、陸軍、海軍、司法、文部、農商務、通信
の諸大臣を置き 宮内を除く各大臣を以て内閣を組織す

明治19年(2546)(1886)

HP『海軍砲術学校』公開史料

1. 28 懸念番号ノ儀左の通報相定候條云々（陸達乙／〇）
東京鎮台を第1懸念 仙台鎮台を第2懸念 名古屋一
3 大阪一や4 広島一や5 熊本一や6
2. 17 临时建築局を置き左の職員を以て諸官衛及議院等建築力事
を掌らしむ（達内閣／2）
總裁 1人（助佐） 事務官（委佐） 屈（判佐）
- 26 内閣組織改正に伴い各省官制（附2）を制定す
(各省官制) 一大臣の下に次官、祕書官、書記官、局長、
參事官、局次長、試補、屈を置く 次官は總務局長となり
命を大臣に承け各局課の事務を監督す
陸軍大臣は陸軍軍政を管理し軍人、軍属を統督し併せて前
輜所部を監督す、大臣官房には祕書官4人及伝令使2人を
置く、總務局には書記官を置き武官を以て局中各課長と
し別に伝令使及理事を置く 總務局に才1課（往復、報告、
統計、編纂、記室） 才2課（徵兵、志願兵、憲兵、歩兵、
屯田兵） 才3課（建制、編制、兵務、武學、儀式、軍
樂、翻譯） 才4課（軍法、賞勳、恩給） 制規課を置く
騎兵局は才1課（騎兵軍政） 才2課（輜重兵） 才3課（獸
医） 穹兵局は才1課（砲兵） 才2課（材料） 工課（糧食
薦供） 才3課（被服） 才4課（陣營及陣營具） 医務局は才
1課（衛生） 才2課（教育） 才3課（藥劑） よりなる。
上改正に基き建築業務を工兵局より会計局に移す、其の條
文下の如し
- 第二十條 才2課（工兵局）に於ては下の事務を掌る
(省乙／〇)
1. 陸軍諸建築事業并圖面等調査に関する事項
 2. 工兵所屬の土地家屋其他の建築物授受交換に関する事項
- 第二十一條 第4課（会計局）に於ては下の事務を掌る

HP『海軍砲術学校』公開史料

1. 陸軍用地に関する事項
 2. 陸軍屯管家屋其他諸建物（砲兵工科に属するものと除く）に関する事項
 3. 勤務予算調査に関する事項
 4. 田畠償換に関する事項
 5. ----- 陣営具、消耗品、用度等に関する事項。
3. / 本省人員員、輸重荷及軍医本部、軍馬局、東京湾陸軍臨時建築署、病院を廢す
- // 陸軍武官官表、改正（勅4）
1. 将官、上長官、士官の欄は「明1/2、3改正」及「明1/6、5改正」並「明1/8、5改正」参考
 2. 下士の欄は「明1/7、5改正」並「明1/8、5改正」参考
 3. 軍医部、獸医部の欄は「明1/8、2改正」参考
 4. 庫衆部は「明1/8、5改正」参考

監督部上長官			
陸軍監督長	陸軍1等監督	陸軍2等監督	陸軍3等監督

監督部士官			
陸軍監督補			
軍史部	士官	軍史部士官	
陸軍1等軍史	陸軍2等軍史	陸軍3等軍史	陸軍1-3等書記

- 3 //、近衛駕官表（陸連//） 鎮台駕官表、營所駕官表を改正す
(陸連//)
- 近衛侍幕僚（參謀部、駕官部）伴僕（武庫主管、計簿）
監督部（長1等監督、計算、糧食、被服、陣容の4課、記録掛及機業監事、日監查）軍医部、獸医部よりなる
鎮台は上級外任風に議事、主導並宣法會議、後衛軍司令部、

HP『海軍砲術学校』公開史料

衛戍司令部、病院、監獄署あり營所には本部、武庫主管、病院、後備軍司令部、衛戍司令本部、軍法會議、監獄署あり。

3. // 近衛及各鎮台に監督部を設置す（陸軍会計部條例を廢止す）
(陸達13)

監督部は陸軍大臣に直隸し活動の会計経理を監視し会計事務を監督す。軍隊給養の事に関しては近衛都督鎮台司令官の裁處を受く

- 〃 司農部、糧倉、陣営經理部を各鎮台管下に設置す（陸達14、15、17）

當該監督部に隸し各々その管内の金錢、糧秣、建築等の業務実施に任す

- 〃 被服廠を東京に設置す（陸達16）

- 〃 官庫計官職務規則を定む（陸達18）

- 〃 15. 工兵守備條例改正（全文）（省令乙10）（明16、乙改正
上明ア、11制定参看）

工兵守備は要塞城郭堡壘砲台等の図案、建築、修繕并其の保存監守を掌り工兵、鐵兵の置具材料の買辦、修理、配支支給に任し、工兵所屬地を管轄する所とす

- 〃 27 砲兵工廠條例改正（全文）（省乙30）

- 〃 29 戸山學校條例改正（全文）（省乙31）

新に本表の任務に因する外國事情の調査、又に基く操典類の改正に因する事項を加う

4. 乙 陸軍砲兵射的學校を下津東に設く。（省乙36）

近衛鎮台砲兵連隊の士官、下士を召集し学生となし砲兵の用法及び射術を訓練する所にして陸軍省の直轄とす
(千葉縣下志原に置く)

- 〃 6 砲兵守備條例改正（全文）（省乙44）

- 〃 12 喬舊假規制定（省乙46）

HP『海軍砲術学校』公開史料

4. 12 (海軍條例制定)

第1條 凡そ軍事命令に関する者は參謀本部長奏聞參画し親裁の後海軍大臣文を奉行す

第2條 戰時に在て、親裁の軍令は直に鎮守府司令長官若くは特命司令官に下し惟懇し相互通報して間断なからしむ

第3條 海軍の軍政は海軍省官制に依り海軍大臣文を掌る

第4條 鎮守府司令官は管内に於て軍令を主宰し軍紀、風紀、訓練を監督し軍政を管理す。

5. 2/ 陸軍軍医学會を設く(省甲21) (軍医の補充等を規定もあり)

6. 10 陸軍軍樂隊條例制定(省甲25)

近衛鎮台に置き 近衛(某鎮台)軍樂隊と稱す 特宜により歩兵連隊に附屬せしむることあるべし

(軍樂部の役役、進級、補充、勤務等を規定す)

陸軍軍樂基本隊條例制定 陸軍教導団軍樂隊規則廢止(省甲26)

之を教導團に置き軍樂一般の學術を講究し、並衛鎮台の軍樂手を召集し学生となし樂律を研究訓練せしむ

7. 24 陸軍檢査條例改正(全文)(勅57) 特命 定期(近衛部督、鎮台司令官の行うもの)臨時(騎、砲、工、輜重兵科及び監督部軍醫部の上長官 陸軍大臣の命に依り検査官と至り一軍管又は數軍管を巡回し検査を行うもの)ノ3に区分す 陸軍武官進級條例改正(全文)(勅58)

8. 26 陸軍教育會議を設置す。

軍隊の教育として一途に出て諸學校の教授する所相依舊する事勿からしめ、且つその進歩を計る為文を設く
參謀本部次長、諸學校長、教導團長、砲工兵會議長、陸軍省各局長を以て該員とす。

HP『海軍砲術学校』公開史料

8. 6. 陸軍軍事浮金を設置す(省乙116)

之を東京に置き陸軍省会計局の管理に委し学生を召集し
に要する学術を教授し軍吏部士官と身るべき者を養成す
所とす 学生は一等書記の内より拔擢採用す 修学期間
は10ヶ月とす。

9. 30. 陸軍軍事部下士補充規則(省乙134)を制定す
各兵上等兵の内志願者を以て之に充つ

10. 9. 陸軍召集條例(省甲39)を制定す

平戦兩時の緩急に応じ一部若くは全国の歸休兵並に予備役
後備軍の員を召集するの手段を示すものにして召集の
種類下記の如し

1. 充員召集
2. 後備軍召集
3. 近衛充員召集
4. 近衛後備軍召集
5. 演習召集
6. 點呼召集

10. 31. 臨時砲台建設部官制を制定す

11. 30. 警備隊を下の地に置く(明ア5)

小笠原、佐渡、大島、沖繩、對馬に警備隊を設く

12. 22. 国防會議を廃止す

參謀本部に陸海軍の西部設置せられ本會議全く不運となり
しに依る。

13. 28. 後備軍召集條例(明8 省陸112)

予備軍及後備軍編制條例(明14 省陸甲8)

} 廃止す

明治20年(西54年) (ノ88ヶ)

1. 19. 陸軍礼式制定

5. 31 陸軍部條例制定 (勅 18)

教育機關として陸軍部を復活す。陸軍軍部は元を東京に置き、陸軍軍隊練成の責を規定しむることとする。

陸軍(1人)は直ちに天皇に隸し、幕僚(參謀部副官部)將校学校並、騎兵監、砲兵監、工兵監、輜重兵監を置く。戸山学校及教導団は直に陸軍に隸す。

陸軍は勅を奉し檢査を行う。其法、陸軍檢査條例に詳悉す。

6. 3 陸軍省官制改正(全文) (勅 19)

總務司は通則に依らす 第1(文書) 第2(兵役)

第3(編制、教育、演習)課の外人事課、制規課及獸医課(従来の騎兵局第3課)より成る。

6. 軍事參議官條例制定 (勅 20)

軍事參議官は文を惟懇の中に置き軍事に関する利害得失を審議せしむ。

軍事參議官=陸軍大臣、海軍大臣、參謀本部長、監軍

6. 14 陸軍士官学校官制(勅 25) 及陸軍幼年学校官制(勅 26)
制定

幼年学校を再次独立せしめ、士官学校は各兵科の士官となるべき候補生を教成し、幼年学校は各兵科士官候補生となるべきものを養成す。校長は共に將校、学校監に隸す。士官候補生の名稱は本改正に依り始まる(従来は士官生徒と稱す)。

6. 15 陸軍各兵科現役士官候補生條例制定(勅 27)

士官候補生 → 1年附 → 士官学校(1年半) → 見習士官(6ヶ月) → 仕官

幅員兵科士官は他兵科士官より転科せしむ。

10. 7 陸軍大學校條例制定(勅 53)

HP『海軍砲術学校』公開史料

明治20年 (陸軍大学校は既に明治15年設置せらる)

各兵科中少尉の学術才能楽に超ゆる者を送致し以て軍事諸般の教育を完全ならしめ且高等兵学を教授し将来參謀官、高等司令部副官及教官に充つるを目的とし並に高等職務に堪りべき字疋上リ基礎を修習せしむる所とす。校長は參謀本部長に隸す

10/18 陸軍戸山学校條例制定(勅 54)

(陸軍戸山学校設立は明治17年なり)

隊附將校下士を分遣し学生と爲し歩兵戰術、射撃、体操並に劍術ノ原理を研究せしめ且其演習に関する教則を一定ならしめ常に内外戰術進歩の形況を知悉し歩兵の教育一般の改良を図るを目的とする

校長(歩兵大佐)は監査に隸す

12/25 陸軍砲兵射的学校條例制定(勅 71)

(陸軍砲兵射的学校設立は明治19年なり)

砲兵隊の大、中尉及下士を分遣し、射撃術及砲兵用法を訓練(且其演習に関する教則を一定ならしめ砲兵の射撃術及戰術を研究し砲兵の教育一般の改良を図るを目的とする)

校長(砲大、中佐)は砲兵監に隸す

12/28 陸軍將校生徒試験委員條例(勅 81)

士官学校生徒ノ將校試験、幼年学校生徒ノ終末試験、士官候補生及幼年学校生徒志願者ノ試験を行ふも以此にて將校学校監に隸す

明治21年 (2542) (1288)

3/21 陸軍騎兵学校條例制定(勅 13)

技術の進歩、馬術教育の齊一化の爲設置する騎兵学校(騎兵実施学校)の前進なり。騎兵隊の士官、下士官を分遣して学生となし本科專門の馬術を習修せしむる所とする。校長(騎大中佐)は騎兵監に隸す。

HP『海軍砲術学校』公開史料

3. 21 陸軍乗馬餉費條例 制定(勅 14)

乗馬本分者其の当匹頭数を定む

〃 30 駆与者及所官制 制定(勅 15)

軍馬匹の補充を目的とし之を育成する所にしく 3本木、

飯治谷沢、青野、福元の4ヶ所に置く

所長は騎兵局長に隸す

〃 〃 陸軍現役下士上等兵再服役條例 制定(勅 16)

現役満期の下士、上等兵は此條例に依り再服役を讀つことを得

〃 〃 陸軍各兵科現役下士補充條例 制定(勅 17)

陸軍各兵科現役下士の補充は上等兵にして入隊の日より起算し 2箇年以上現役に服し再服役を許されたる者及陸軍放棄卒業者を以てす 但處兵科、屯田兵下士及砲工兵監護騎砲兵諸工長同下長の補充は別に定むる所に依る (教導團出身者 現役4年 予備役3年 後備役5年)

5. 12 参軍官制 制定、參謀本部條例廃止(勅 24)

從來の參謀本部を廃止し 參軍の下陸海軍面參謀本部を設立す

皇族大 中將を參軍に任し 帝國全軍の參謀長とし帷幄の機務に参画し出師計画国防及作戦の計画を掌る

參軍の下に 陸軍參謀本部及海軍參謀本部を置く

凡そ戰略上事の軍令に関するものは専ら參軍の管轄する所にして之が參画せし

親裁の後平時においては直に之を陸海軍大臣に下し 戰時に在ては參軍又を師団長、艦隊司令長官、鎮守府司令長官若人は特命司令官に任命して之を行せし志。

〃 陸軍參謀本部條例 陸軍參謀職制 陸軍參謀院制 陸軍測量部條例制定(勅 25)

(1)陸軍參謀本部は參軍の下に在て出師計画、国防及作戦計

HP『海軍砲術学校』公開史料

画並陣中要務規定の事を掌り交通法及外國の軍事を調査し兼て内外諸外國政誌及戦史の編纂を掌る所とす

- (2) 参謀將校は高等統帥の取務を補佐し殊に戰術及戰略に関する任務を參画するを任とし参軍の統轄の下に陸軍參謀本部、並軍部、近衛及師団參謀部に於て服事せしむ。
- (3) 陸地測量部は陸軍參謀本部の直轄に屬し、陸地を測量し兵器及一般の公用に充つべき内國図を製造す修技所を置く。

5. 12 海軍參謀本部條例 制定(勅 乙6) 本部長は参軍に対し其の責に任す

△ 師団司令部條例 制定(勅 乙7) 鎮台條例廃止
鎮台を師団司令部と改稱し 其の隸下に新に旅団司令部及大隊区司令部を置く。

1. 師団長は直に 皇帝陛下に隸し、師管内に在る軍隊を統率し軍事に係る諸件を統理し、師管内軍隊の出師準備を整理し 又徵兵の事を統轄す
2. 師団長は部下軍隊の練成に就いて其責に任す。但特科兵專門の事は当該兵道の責任に属す。
3. 師団長は軍政及人事に係る事に就ては陸軍大臣、国防及出師計画に係る事に就ては参軍、教育に係る事に就ては近軍の区處を受く。
4. 法官部理事、監督部長、軍医長、歯医長等は師団長に眞申すへき事に就ては先ず參謀長に開陳すべし。

師団司令部取扱官表														
分課	官等	中將	大佐	中佐	少佐	太尉	中尉	少尉	社官	曹長	隊員	二等准曹	三等准曹	計
	師団長	/												/
本部	參謀部	長1	參謀	1	1						書記	9	16	
	副官部			副官1	1				2					
	計官								1	1.2.3等書記	2	3		
	法官部		理事				3.	錄事		3		6		
支部	監督部			(監督部係例に定む)										
	軍医部		軍医長1			2		1				3	7	
	歎医部				長1							1	2	
	合計	1		4		12						18	35	

5. 12. 旅団司令部條例 制定(勅 22)

旅団長は少將を以て又に補し部下の歩兵2連隊及旅管に包括する4大隊区司令部を統轄す

軍隊の訓練、風紀、軍紀、群衆の教育、内務及び糧食、被服、装具の事は連隊の責任にして旅団長又を統轄す

* 大隊区司令部條例 制定(勅 24)

各大隊区に司令部を置き、其の職員は司令官中、少佐副大、中尉1、書記5、監視区長曹長2-4名とす

③ 大隊区司令部は麻布、横浜、高崎・・・長崎の4ヶ所に置く

大隊区を分けて2-4箇の監視区とす 監視区長は監視区内に駐屯し予備後備の下士卒を監視し身上異動其の他顧問に関する事を取扱ひ大隊区司令官に報告す。

* 徒戍條例 制定(勅 30)

陸軍廻隊の永久一地に配備駐屯するを徒戍と稱し、其の他所在の最高級團長又は司令官たるものとす。

各徒戍地には其の所用に応じ病院、武庫、監獄を置き徒戍

HP『海軍砲術学校』公開史料

司令官の管轄とす

5. / 2 陸軍常備團隊配備表(勅 31) (第1~第6師団)

" 陸軍管区表(勅 32)

陸軍高等官術訓官條例 制定(勅 33)

①大隊区司令官は旅団長に兼し 其大隊区内徵兵事務及召集

⇒ 事務を掌る

陸軍省、陸軍參謀本部、監督節、同各監、近衛、師団、旅団の副官は陸軍大學校卒業者より補充す

5. / 9 砲兵會議條例 改正(勅 38) (全文)

砲兵道に兼し 武器彈薬装具材料器械及其次の用法を調整議定し且常に外國砲兵の事項を研究する所とす

" 工兵會議條例 改正(全文)(勅 39) (上に準ず)

6. / 6 陸軍時鐵學舎条例 制定(勅 42)

騎兵隊、砲兵隊および重歩兵隊折要の時鐵工下長を設成す
3折とす。

學舎長は騎兵局長に兼す。

6. / 26 陸軍武官官等表中改正(勅 48)

軍医部を衛生部に改め 同部下士の部に陸軍1等~3等衛尉手を加之。數医部下士の部を削除す。

" 29 陸軍重產病馬治療折要制制定(勅 50)

折長は第1師団医長より兼務し、陸軍准給藥局獸医課長の管理に属す。

7. / 3. 千佳製絨折官制制定(勅 52)

千佳製絨折を陸軍大臣の管理とす。即 陸軍大臣の管理に
亘し陸軍折要の絨類製造の事を掌る。折長は委任(1~3
等)とし 陸軍大臣の指揮監督を受く。

8. / 2 陸軍軍隊檢閱條例制定(勅 60)

軍隊檢閱は軍隊において軍紀の張弛、服務の勤惰、教育の
精神および保育の良否を檢し條例規則実施の度を察し主戦

HP『海軍砲術学校』公開史料

整備の完了を監し軍備をして整塞の悪い所らしき人が爲め
廻視検査するを謂う、而して二小を分けて特命検査、定期
検査、臨時検査のことす。

特命検査 - 監事、勅を奉じ検査使となり、師管若くは教
師管を巡回し其管内にある軍隊を廻視検査するを云う。

定期検査 - 近衛都督、師団長毎年諸兵科教育期終りに
於て部下各隊を廻視検査するを云う。

臨時検査 - 騎、砲、工、騎重兵監、臨時、師管若くは教
師管を巡回し其統轄する隊(大)隊を廻視検査するを云う。

10. 19 陸軍治罪法改正(全文)(法2)

ヤ1章 総則、ヤ2章 庫法會議の構成、ヤ3章 同权限
ヤ4章 陸軍検察、ヤ5章審問 ヤ6章判決、ヤ7章再審
ヤ8章復讐、ヤ9章特赦。

10. 16. 陸軍省法部官制制定(断ワタ)

陸軍省中に法官部を置く、部长(理事軸生)は部中の事務
を總理し各法官部および旅団出仕の理事幹事を管轄す、法
官部の職員は高等軍法會議の事務に服す。

12. 24 陸海軍将校分派令制定(勅11) 陸軍將校懲罰条例、將官選 取令廢止

將校は終身其官を保有し其制限を有し、其官に対する免職
を除く、之を將校の分限とす。

1) 陸軍征生部現役教育護手補充条例制定(勅12)

歩、騎、砲、工、騎重兵の前年兵にして概ね1ヶ月軍事上
の教育を受けるにしテ月間官譲等を経めたる者を以てす。

2) 陸軍征生部現役士官補充候制制定(勅13)

候補生にして入隊の日より起算して2年以上現役に服し卒
業後正幹したる者をもってす。

3) 陸軍征生部士官補充條例制定(勅14)

1. 医科大学生→(軍医學校 医科大學)、医官候補生、藥

HP『海軍砲術学校』公開史料

刺官候補生→卒業) →見習医官、
「乗刺官」3ヶ月) →任
官(征生部下士候補生)

2. 1年志願兵。

12. 24. 陸軍征生会議條例制定(勅95)

1. 27. 陸軍々医学校條例制定(勅97)

陸軍軍医学舎を軍医学校と改称す。即 庫医学校は在職医官を召集し軍庫征生事項を実験講究せしめ並に医官候補生來前候補生を裁成す。

明治22年(ユカイヤ)(1889)

1. 16. 陸軍工兵監護補充條例制定(勅3)

現役工兵幹長、工兵1等車掌中走駕毒にして其入隊より日本リツケ年以上現役に服し所定の検査に合格したる者をもつてす。

1. 21. 武兵兵役正(主文)(法1)

日本帝國臣民にして滿1ヶ十より滿40才まで之の男子は統て兵役に服する義務あるものとし、兵役を常備兵役(現役予備役) 後備兵役、国民兵役に分す。陸軍にありては現役3ヶ年にして滿20才に至りたる者之に服し、予備役は4ヶ年にして現役を終りたる者之に服し 予備役は5ヶ年にして常備兵役を終りたる者之に服す 又國民兵役は満17才より滿40才までの常備、後備兵役に到らざる者之に服す。

2. 11. 大日本帝國憲法登場

・5. 設海軍聯合大演習規則制定。

25. 陸軍1年志願兵條例制定(勅14)

1年志願兵の外に通常現役制更工創設す(当時1年志願兵は官外居住なり)

3. ワ 參謀本部条例制定(勅25)

參謀を廃し參謀本部を置く 海軍參謀本部は海軍大臣旗下

HP『海軍砲術学校』公開史料

の海軍參謀部とす。

參謀本部は之を東京に置きお師國防作戦の計画を掌り陸軍參謀將校を統轄し其教育を監督し陸軍大學校陸地測量部を管轄す。

陸軍大將又は中将在帝國全軍の參謀總長に在じ天皇に直隸し惟懼の軍勢に參じ參謀本部の事務を管理せしむ。

凡そ戰略上率の軍令に關するものは専ら參謀總長の管轄する所にして之が參画をなし親裁の後平時に在リては直に之を陸軍大臣に下し戰時には參謀總長之を師団長若くは特命司令官に伝達して之を施行せしむ。

3. ワ 參謀局制（既陸軍參謀局制 改正）（勅116）

「海軍省官制 改正（全文）（勅119）

海軍大臣は海軍軍制を管理し軍人軍事を統轄し折轄部を監督す。サ；条)

「海軍參謀部條例制定（勅30）」

海軍大臣は各省官制に據くるものの外惟事の機勢に參じお師作戰守防の計画に在するものとす

海軍大臣の下に海軍參謀部を置き軍事の計画を掌らしム。參謀部に長1人を置き將官を以て之に補す。

「ノク 陸地測量官官制 制定（勅34） 同准用規則（勅35）

「ニク 要塞砲兵幹部練習所條例 制定（勅42）

練習員がより生徒半隊を置き將來要塞砲兵に充るべき幹技下士を教育する所とす、所長は砲兵監に隸す。

（練習員は砲兵幹部將校、生徒は下士志願者とす）

「スク 憲兵條例 改正（全文）（勅43）

東京に憲兵司令部を各府県に憲兵隊（本部、分隊）を置く。

タ、シ 陸軍武官進級令 制定（同條例廢止）（勅51）

「ハク 陸軍予備後備將校補充條例 制定（勅69）

陸軍予備將校同相當官は左の者をもって構成す。

HP『海軍砲術学校』公開史料

1. 1年志願兵（志願軍吏生、軍医、薬剤生、獸医生を含む）
2. 年令満限に至らずして現役を退きたる将校同相当官
5. 11. 陸軍各兵科予備、後備下士補充條例 制定（勅ワ〇）
- 25 明治 22 年徵集新兵徵募表（勅ワ1）
合計 18,573 (内海軍 205) (歩兵 70% 軍兵 8.5%, 工兵 4% 騎兵 11%)
- 31 船軍施工學技術條例 制定（勅ワ6）
施工兵中小尉にして 2ヶ年以上隊務に服し其勤務に機知、才覚を分離して学生となし以て本科専門の勤務に必要なる技術の教育並完全ならしむるをもつて目的とす。
校長（施又は工大隊）は施兵監又は工兵監に兼す。
1. 10. 船軍幼年學校條例 制定（日國官制廢止）（勅ワ2）
- 26 陸軍衛生部予備及下士補充條例 制定（勅ワ8）
7. 9 正軍各兵科預取士官補充條例 改正（全文）（勅ワ2）
- 12. 工兵才輩條例 改正（全文）（勅ワ4）
要塞保全施設並み附屬建築物の建築修繕監視其他之に関する工兵事業を掌り其工兵の工具、材料を調達し且工兵才輩の事を管轄す。ヤ1才面（本署東京、ヤ1ヘ3師管、北海道）ヤ2才面（大隊 ヤ4ヘ6師管）に分つ
提理（工兵大佐）は陸軍大臣に歸す。
- 27 七兵衛參謀 氏正（全文）（勅ワ12）
七兵衛は陸軍兵科にして北海道の兵備空襲に至るまで該地に該地其の警備に充つ
(七兵衛司令部 = 參謀部、副官部、法官部、会計部、軍医部)
12. 24 内閣官制 制定（勅ワ5）
ヤク条に推進上奏に關する件を規定す。（明治 18 年 12 月
内閣官制、ヤ 6 条組書参照）

HP『海軍砲術学校』公開史料

12.28 計備隊区司令部条例 制定(勅142)

司令官は旅団長に就し計備隊区内徵兵事務および召集事務を掌る

- 〃 陸軍予備後備將校服役條例 制定(勅143)
- 〃 陸軍予備後備下士兵卒服役條例 制定(勅144)
- 〃 陸軍轉休兵條例 制定(勅145)

明治23年(1890)(2550)

乙 11 金鵄勳章の等級製式銀用式 制定(勅11)

1 12 陸軍武官官章等表中追加(勅12)

新に施兵師鐵工長、同工下長、輪重兵師鐵工長、同工下長を加う。

3. 17 陸軍作業会計法 制定(法18)

東京、大阪両施兵工廠および千社製紙所に精算会計を立てしむ

〃 18 陸軍被服工長学舎条例(勅30)

陸軍省会計局に属し陸軍経工長、乾工長となるべき者を養成す。学生は現役、予備役 後備役にあらず兵平中志願の者より採用し修業期廟1ヶ年とす。

〃 陸軍現役経工長、乾工長補を条例 制定(勅31)

陸軍経工長、乾工長の補充は歩騎施工艦重兵隊の上等兵にして實て経工平、乾工平の勤務に服し入隊の日より起算して2ヶ年以上現役に服し、再服炎を許さない者および陸軍被服工長学舎卒業者を以てす。

〃 25 师団司令部條例改正(勅45)

「師団長は軍隊給養および会計に関する支那準備の事項については師団監督部长たる監督に命令するの权を有す」の1条を加う。監督部を師団司令部の編制外に独立せしむ(明治勅ニケ参考)

近江条令廢止、近江司令部条例 制定(勅46) (近江師団司

HP『海軍砲術学校』公開史料

(各部に準ず)

陸軍教導団條例 制定(勅44) (陸軍教導団の設立は明治4年なり)

軍士族平民中歩、騎、野戦砲、工、騎乗兵共科下士志願者をもって生徒となし下士たるに必要な教育を講ずをもつて目的とする。

团长は監事に就す。各兵科生徒隊長(騎銃工船重)は教育上については各兵科に属す。修業期廟在の如し。

歩兵科 — 16ヶ月 騎兵科 — 18ヶ月 施兵科 — 20ヶ月 工兵科 — 20ヶ月 騎乗兵科 — 18ヶ月

3. 27 各官制通則 改正(全文) (勅50)

" 陸軍省官制 改正 (勅51)

軍事局、团长は次長之を兼ね、ヤ1 人事(軍隊の編制、建制、配備、出陣準備、戒装教學、勤務、演習、校閱、教育軍紀、風紀、儀式、礼式、服制、樂章、禮葬、葬擧、ヤ2 軍事(散兵、召集、選除、予後備役軍人に與する件反対歩兵、各兵、醫衛隊、軍樂隊の人事)馬政(馬政及騎兵、騎乗兵共科の人事)施兵事務(兵營彈薬、および施兵科の人事)工兵事務(要塞、保塁、砲台、工作、架橋、鐵道、電信等に與する事項及工兵科の人事)醫科(軍用獸類の征生および獸医部の人事)の5課よりなる。会計局は ヤ1(監督部、軍需部の人事、陸軍全般の諸経費および会計)ヤ2(種株、牧場、馬工、飼養、被服), ヤ3(土地、建築、碑石、消耗品、開墾調理)の3課よりなり陸軍監督長を以て局長とする。

医務局(2課) 法務部(以上官房 3局1部よりなる)

3. 27 近江 師団監督部條例 制定(勅56) — (明治17年近江鎮台監督部條例を改正す)

1. 近江、師団司令部所在の地に之を置き陸軍司契跡、陸軍、

HP『海軍砲術学校』公開史料

経営部を管理し(近江、ギリ師団にありては司契部を除く)
軍隊經理事務を監督し陸軍官銜会計事務を監視し、總て官
金の收支、官有物支納に關する計算および物件(鉛砲弾薬
工具材料および其の他の矢器は除く)を検査し且管区内軍
需部士官下士の人事を掌る所とする。(ギリ条)

2. 監督部に左の職員を置く、部长一、1.2等監督、課長一
3等監督又は監督補3人、部員1.2.3等軍吏ワ人(ギリ
条)
3. 監督部に3課を置く、ギリ課は計算事務、ギリ課は糧食
被服事務、ギリ課は建築 陣営事務を分掌す。(ギリ条)
4. 監督部は当該師団を以て事務の管区とす。但ギリ師管内
近江およびギリ師団監督部に於て会計事務を監視する官
銜の区域は陸軍大臣之を定む(ギリ条)
5. 監督部長は陸軍大臣に薪し、軍隊給養上反会計に關す
る本師團備品の事項については近江都督 师団長の命令を
承くべし。

監督部は本師若くは師団及其の他の演習において必要あ
るときは、近江都督、師団長に薪属す。(ギリ条)

3. 27 陸軍司契部条例 制定(勅57)一(明治19年 司契部条例を
改正す)

東京に陸軍中央司契部を、各也師団監督部所在地に某地陸一
軍司契部を置き陸軍經費の計算及報告の事を掌る。
中央司契部主管(計算官2.3等軍吏5人)(1等軍吏)は會
計局長た某地司契部主管(計算官1人)(上)は当該監督
部長に薪す。

- 陸軍被服廠条例 制定(勅58)一(明治19年被服廠条例を
改正す)

東京に之を置き軍隊各部に給する被服把廻の調達分配及
被服標本の格納並予清被服廠地貯を掌管す。

HP『海軍砲術学校』公開史料

主旨（1等軍吏）は会計局長に兼す。被服官2.3等軍吏2人を置く。

→ 27. 陸軍経営部條例 制定（勅59）—(明治19年 陸軍経営部條例を改正す)

近江（近江経営部）反師監督部並正地（某地経営部）に置き陸軍折戻りの陣営寄合庫並地所を管理し建築修繕の事を担任し且管轄に係る總ての經理を掌る。但施工料に属するものは此限度とす。

主旨（1等軍吏）は当該監督部長に兼す。計算官2.3等軍吏1人、運索官4.5.6等技師1人を置く。

「陸軍獸医部現役士官博士条例 制定（勅60）」

「軍馬育成折戻制、改正（全文）（勅61）」

軍馬育成所は軍用馬匹を育成し之を供給する所にして中央軍馬育成所の外4ヶ所に設け、所長は騎兵局長に兼す。

（陸軍給与令 制定 — 勅62）

5. 31 明治23年徵集新兵員數表（勅87） 陸海軍合計 20,115人

明治23

6. 3 陸軍編修官制 制定(勅89) - (兵要地誌、戦史政表編
修のために設く)

~ 20 軍人恩給法制定(法45)

~ 陸海軍軍人現役定期年令の件制定(勅99)

6. 27 陸軍武官官等表中改正 (勅110)

下士				
憲兵曹長	憲兵1等軍曹	憲兵2等軍曹	工兵曹長	工兵1等軍曹
歩兵曹長	歩兵1等軍曹	歩兵2等軍曹	工兵監護	工兵2等軍曹
	歩兵縫工長	歩兵縫工下長	砲台監守	工兵縫工長
	歩兵靴工長	歩兵靴工下長		工兵縫工下長
騎兵曹長	騎兵1等軍曹	騎兵2等軍曹	輪車兵曹長	輪車兵1等軍曹
	騎兵隊教工長	騎兵隊教工下長		輪車兵2等軍曹
	騎兵縫工長	騎兵縫工下長		蹄鐵工長
	騎兵靴工長	騎兵靴工下長		・蹄鐵工下長
砲兵曹長	砲兵1等軍曹	砲兵2等軍曹	屯田兵曹長	屯田兵1等軍曹
火工曹長	火工	火工	火工	屯田兵2等軍曹
砲兵監護				
	砲兵鞍工長	砲兵鞍工下長		
	・銛工長	・銛工		
	・木工長	・木工		
	・鋸工長	・鋸工		
	・鑄工長	・鑄工		
	・蹄鐵工長	・蹄鐵工		
	・縫工長	・縫工		
	・靴工長	・靴工		

明治 23

久 5 陸軍砲兵科学舎条例 制定(勅120)

砲兵諸工専門の工術を教授し火工下士および鞍工、銃工、木工、鍛工諸長に任用すべきものを散成 丁 舍長(砲兵少佐)は東京砲兵工廠提理に隸す

△ 21 陸軍々軍樂舎条例 制定(勅127)

芦山学校に置き各軍樂隊の樂生を補充するため生徒を養成し且つ軍樂學術の進歩を計る

△ 陸軍々軍樂部下士兵卒補充条例 制定(勅128)

8. 14 砲兵方面条例 制定(勅121) - (砲兵方面の設置せられたるは明治8年にしてその後同12年に改正あり)

要塞の備砲および陸軍所要兵器彈薬の購販、貯蔵、保存修理および支給分配の事を掌るため全国セナ(本署、東京)セヌ(大阪)、セヌ(下関)方面に分け師団司令部の所在地に支署を又所要の地に武庫を置く

本署提理(砲大中佐)は陸軍大臣に隸し、支署長は兵器彈薬の支給修理交換については師団長等の命を受け実施に任す(セヌ方面は追て設置す)

△ 砲兵工廠条例 制定(勅122)

陸軍所要の兵器彈薬を製造および修理す。東京および大阪に置き その提理は陸軍大臣に隸す

8. 15 陸軍砲兵監護 同諸工下士補充条例 制定(勅123)

△ 陸軍砲台監守補充条例 制定(勅124)

△ 29 屯田兵条例 改正(全文)(勅181)

屯田兵は屯田歩兵、屯田騎兵、屯田砲兵、屯田工兵を以て編成す

屯田兵の服役期間は20ヵ年とし現役3ヵ年 予備役4ヵ年 後備役13ヵ年とす但40才までとす。
後備役満期後10ヵ年補充兵役に服せしむ

HP『海軍砲術学校』公開史料

8. 29 岩田兵司令部条例 制定(勅18万)
岩田兵司令官は少将を以て之に補し直に天皇陛下に隸し
岩田兵を統率す
- ： 岩田兵監督部条例 制定(勅183)
(明治23. 3 师団監督部条例に被同し)
9. 3 志願軍更生、志願獣医生を陸軍々長部ならびに獸医部予備
士官に補佐するの件 制定(勅185)
- ・ 20 駕軍部条例中改正(勅210)
駕兵監を野戦駕兵監 要塞駕兵監に分つ
10. 10 千住製紙所官制 改正(全文)(勅233)
： 陸軍師範工下長補充条例 制定(勅231)
騎、砲、車輜重兵各隊の師範工卒にして陸軍師範学校卒業
の者を以てす。
11. 1 陸軍經理学校条例 制定(勅235)
陸軍經理学校を設立し從来の軍更生学校を併合す 陸軍經
理学校は陸軍監督および陸軍々長を養成する所にして陸
軍省会計局長の管理に属す
監督教育科 = 各兵科中尉の志願者を募り監督学生とな
す 1、2等軍更にして特に優秀者は監督学生となすこ
とを得
軍更教育科 = 一等書記の中より選抜しならびに各兵科
曹長の志願者を募り軍更学生とする
- ： 陸軍定期令 制定(勅247)
本令は治平の日における現役軍人および馬匹の數ならび
に在取文官の人員を規定するものとす
- ： 10 工兵方面方面条例中改正(勅248)
第一方面 本署 東京
管轄 第1、第2師管および北海道

オス方面 本署 大阪

管轄 第3、第4師管および北海道

オカ方面 本署 下関

管轄 第5、第6師管および北海道

(追て設置す)

12. 1 参謀本部条例、監軍部条例中改正(勅279, 280) -
「親補」なる字句を使用す

明治24 (1891)

3.20 陸軍部官等表 改正(勅第8)

	各兵科佐官(上長官)			各兵科尉官(士官)			各兵科下士		
	陸軍歩兵大佐	陸軍歩兵中佐	陸軍歩兵少佐	陸軍歩兵大尉	陸軍歩兵中尉	陸軍歩兵少尉	陸軍歩兵曹長	陸軍歩兵1等軍曹	陸軍歩兵2等軍曹
	・騎兵大佐	・中佐	・少佐	・大尉	・中尉	・少尉	・曹長	・1等軍曹	・2等軍曹
								・隊長	・隊下長
	・砲兵大佐	・中佐	・少佐	・大尉	・中尉	・少尉	・曹長	・1等軍曹	・2等軍曹
							・火工曹長	・1等軍曹	・2等軍曹
							・鞍工長	・工下長	
							・銛工長		
							・木工長		
							・鐵工長		
							・蹄鉄工長		
	・工兵大佐	・中佐	・少佐	・大尉	・中尉	・少尉	・曹長	・1等軍曹	・2等軍曹
陸軍監督長	監督部上長官			監督部士官					
	陸軍1等監督	陸軍2等監督	陸軍3等監督	陸軍監督補					
	(衛生部)(獸医部)								
				軍更部士官			軍更部下士		
				陸軍1等更夫	陸軍2等更夫	陸軍3等更夫	陸軍1等書記	陸軍2等書記	陸軍3等書記

(註)

1. 各兵科佐尉官は明16 太政官達21712
同下士は明23、勅ノ107に右表の各事項を
加う 即ち田兵科を廃し各兵科に分属せり。
2. 徒歩部、獸医部の將校は明18、太政官達67
の軍医部、獸医部の項に同じ
3. 軍樂部は明18、太達1712による。

明24

5.19 明治24年徵集新兵員数表

合計 20,453 (内海軍435)		
歩 13,628	騎 621	砲 1,802
(68%)	(3.1%)	(9%)
工 213	艦 360	輸卒 2,160
(3.5%)	(1.8%)	(16.8%)
鍛工 265	熟工 325	
(1.3%)	(1.6%)	

6. 8. 陸軍砲兵會議条例 改正(勅56) (全文)

東京に置き兵器彈薬国防に関する砲兵事業 砲兵の教育
および技術に関する事項を審議議定する所とする

・ 陸軍工兵會議条例 改正 (勅57) (全文).
(右に準ず)

7.24 陸軍省官制改正 (勅50)

1. 軍務局長の次官兼任を止め專任の將官を置く
2. 会計局を經理局に改む

8.27 乘馬飼養令 廃止 (勅161) (明17 大政官達66)

8.14 陸軍大學校条例 改正 (勅171) (全文)

陸軍各兵科の士官を選抜して高等兵學を教授し參謀その他枢要の職務に充つべき者および高等指揮官となるべき者を養成す。

明治

8. 17 陸軍測量部条例 改正 (全文) (勅175)
9. 2 陸軍軍吏部現役下士補充条例 制定 (勅182)
歩騎砲工輜重兵科上等兵中志願者 - 3カ月会計事務見習
(軍隊) → 1カ年 → 2カ月監督部(司務部)見習
- 陸軍軍吏部予備後備下士補充条例 制定 (勅188)
10. 7 将校演習旅行条例 制定 (勅197)
参謀演習旅行および幹部演習旅行の2種とし 前者は参謀総長 後者は監軍の管轄する所とす
11. 12 砲兵工廠条例中 改正 (勅209)
日黒に火薬製造所を新設 海軍所要の火薬を製造するところに改む
12. 1 陸軍会葬式および表喪式 制定 - 陸軍会葬式廢止 (勅210)
12. 11 近衛司令部条例中改正 (勅241)
近衛「師団」ヒシ都督を「近衛師団長」ヒス

師団司令部編制表								
	中将	大佐	中佐	少佐	大尉	中尉	少尉	下士
本部	師団長	1						
	参謀部	長1		1	1			
	副官部			1	1	2		
	軍使				1			19
支部	法官部						4	
	軍医部	長1		1				
	歯医部			1		長1		

HP『海軍砲術学校』公開史料

部外秘

- 明治 5 (2552) (1892)
6. 13 明治 25 年徵集新兵員數表 (勅 48)
- 合計 20,200 (内海軍 50)
- | | | | |
|----------|--------|----------|--------|
| 歩 13,637 | 騎 677 | 野砲 1,808 | 要砲 468 |
| (68%) | (3.3%) | (6.5%) | (2.3%) |
- | | | | |
|--------|--------|----------|--------|
| 工 746 | 輜 386 | 輸卒 2,160 | 縫工 494 |
| (3.7%) | (1.9%) | (14%) | (2.5%) |
- 乾工 279
(1.4%)
11. 21 陸軍將校生徒試験委員条例 改正(全文) (勅 99)
2. 22 陸軍糧餉部条例 制定。 (勅 103) 一糧倉立廢止す
師団監督部所在地に之を置き 陸軍出師準備用糧秣の調
辨貯蔵新陳交換ならむに平時軍隊所要糧米薪秣の調辨及
支の事を掌る 主管(1等軍医)は当該監督部長に隸す
- 明治 6 (2553) (1893)
5. 3 陸軍獸医学校條例 制定 (勅 26)
- 新に陸軍獸医学校を設立し 従来の歸鈍學舎、重症病馬治
療所を併合す。即
- 獸醫部士官並陸軍騎砲輜重兵歸鈍工長下長を召集して学
生となし 其學術を講究せしめ 又陸軍騎砲輜重兵歸鈍工卒
を召集して学生となし 之に歸鈍工下長たるの技術を養成
し 並に獸醫部士官候補生(大学、専門学校出身者)を募
成するところにして 校長(騎少佐)は軍務局長に隸す
- 軍馬補充署條例 制定 (勅 27)
- 軍馬育成所を改稱す 即
- 軍馬の供給、水馬、驥馬の育成を掌る所にしまして本署(東
京)および各育成所より成り 管長は陸軍大臣に隸す。

明ニシテ

5.17 軍事参議官条例 改正（勅35）

軍事参議官は之を惟惺の中に置き軍事に関する機務に参議せしむ

軍事参議官は 陸海軍大臣 参謀総長 監軍 海軍軍令部長とす。

5.17 戦時大本營条例 制度（勅5石）

天皇の大轍下に最高の統帥部を置き之を大本營と稱す。

大本營にて惟惺の機密に参与し帝國陸海軍の大作戦を計画するは参謀総長の性とす

5.18 陸軍軍医学校条例 改正（勅6ク）（全文改正）

衛生部上長官、士官を召集して学生とし軍陣衛生学 軍陣医学および之に関係する学術を実験講究せしめ且軍陣衛生試験を行ラ前にして 校長（1等軍医正）は医務局長に兼す。

旧条例中衛生部士官候補生に係る事項はスル年7月31日まで旧条例による。

5.17 陸軍師範工下長補充条例 改正（全文）（勅6ク）

5.19 陸軍1年志願兵条例 改正（全文）（勅73）

5.27 陸軍衛生部現役士官補充条例 改正（全文）（勅77）

8.30 陸軍省官制 改正（全文）（勅91）

軍務局中獸医課を廢し馬政課に合一す

9.13 师団監督部条例中改正（勅99）-（明ニシテ 勅56）

陸軍糧餉部を新に管理する如く改正す（從來は司契部 経営部のみなり）

10.3 參謀本部条例 改正（全文）（勅107）

[参考 海軍參謀部条例廃止（5月19日） 海軍軍令部条例 制定（5月19日）]

參謀総長は国防計画および用兵に関する条規を策案し

親裁の後軍令に属するものは之を陸軍大臣に移し奉行せしむ

10.30 各省官制通則 改正(全文) (勅ス28)

・ 千住製紙所官制 改正 (全文) (勅ス41)

陸軍大臣の管理に属し 陸軍所用の紙布製造の事を掌る
又官庁地方の紙布製造を依頼せられたる時は之に応する
ことを得、所長は委任とし陸軍大臣の指揮監督を承く

・ 陸軍監獄官官制 制定 (勅ス42)

・ 陸軍監獄官特別任用令 制定 (勅ス43)

監獄長は理事 陸軍府官又は監督補より之を選任す。

10.16 陸軍部条例中 改正 (勅ス31)

・ 将校学校監を廢し、士官学校および幼年学校を直に陸
軍に隸せしむることとす

・ 陸軍士官学校条例 改正 (全文) (勅ス33)

各兵科士官候補生を召集して生徒となし初級士官たるに
必要な教育を爲す所とす

・ 陸軍幼年学校条例 改正 (全文) (勅ス34)

幼年生徒に就く尋常中学と同一なる教授並に軍人の予備
教育を与え 各兵科の士官候補生と爲すやうを養成す
る所とす。

・ 陸軍定員令中改正 (勅ス38)

監軍部 砲工学校、士官学校、幼年学校 來馬学校
教導団定員表を改正す。

・ 砲兵方面条例 改正 (全文) (勅ス39)

陸軍大臣の管理に属し陸軍所要兵器彈薬の購買貯蔵保管
修理支給交換および要塞備砲兵の他に關する砲兵事業
を掌る 第1方面(本署東京) 第2方面(本署大阪)
に分ち 各々師団司令部、要塞等の所在地に砲兵方面支
署を其他極要の地に武庫を置く 支署長は師団屯田兵

HP『海軍砲術学校』公開史料

部外秘

および要塞の兵器彈薬の事については当該師団長、屯田
兵司令官および要塞司令官の命を受く

12.18 工兵方面条例 改正（全文）（勅ス40）

陸軍大臣の管理に属し 要塞、堡壘、砲台および付属營
造物の建築修繕、保管其他之に関する工兵事業を掌り、
歩工兵の器具材料を調辦し且所屬地を管轄す

本署（東京） 支署（要塞所在地に置く） 本廠（東京
および大阪） 支廠（工兵隊所在地共に専ら器具材料の
保管に任す）より成る。

12.18 陸軍砲兵會議條例 改正（全文）（勅ス41）

砲兵技術に關し陸軍大臣の諮詢に応する所上議長（砲
大佐）は陸軍大臣に隸す。

陸軍工兵會議條例 改正（全文）（勅ス42）

工兵技術に關し陸軍大臣の諮詢に応す

砲兵工廠條例 改正（全文）（勅ス43）

陸軍大臣の管理に属し陸軍所要の兵器彈薬を製造修理し
および海軍所要の火薬を製造することとす。

東京砲兵工廠、小銃 銃包、被具各製造所。目黒、板橋
岩鼻火薬製造所

大阪砲兵工廠 火砲、砲架、弾丸、火具各製造所

提理（砲大 中佐）は陸軍大臣に隸す。

陸軍砲兵工科学舎條例 改正（全文）（勅ス44）

東京砲兵工廠に置き提理の管理に属し砲兵諸工専門の工
術を教授し 火工下士および鐵工、銃工、木工、鐵工諸
長に任用すべきものを故成す

陸軍定員令中改正（勅ス45）（勅ス49）

砲兵方面 工兵方面、砲兵會議、工兵會議、砲兵工廠
工科学舎定員表を改正す

経理学校、被服工長學舎定員表を改正す。

12.20. 陸軍司契部條例廢止（勅ス58）

HP『海軍砲術学校』公開史料

明治27年 (2554) (1894)

1. 5 陸軍監獄條例 制定(勅 3)

陸軍監獄は輕罪以下の刑に処せらる未だ現役を離れたる軍人。若くは其官職身分を失たる軍属諸生徒及刑事被告人を拘禁留置する所とし 未決監、已決監、留置場に区分す

2. 5 明治27年徵集新兵員數表

兵種 管	步兵	騎兵	砲兵		工兵	輪重兵	輪重兵	經工	靴工	水兵	火夫	計	
			野戰	要塞									
陸軍	近衛師団	2,048	102	136	0	78	80	240	36	17	0	0	2,737
	第1師団	2,064	"	204	336	117	64	360	43	26	0	0	3,316
	第2師団	"	"	"	0	"	"	"	39	23	0	0	2,972
	第3師団	"	"	"	0	"	"	"	38	"	0	0	2,972
	第4師団	"	"	"	40	"	"	"	39	24	0	0	3,014
	第5師団	"	"	"	1	"	"	"	38	"	0	0	2,972
	第6師団	"	"	"	208	"	"	"	43	26	0	0	3,188
	海軍	0	0	0	0	0	0	0	0	261	286	947	
	総計	14,432	714	1360	584	780	464	2400	276	163	661	286	22,120

4. 5 要塞砲兵幹部練習所條例 改正 (全文) (勅 38)

5. 24 陸軍獸医部現役士官補充條例 改正 (全文) (勅 55)

6. 5 軍用電信法 制定 (法 5)

明治27

6. 9 臨時陸軍中央金櫃部條例 制定 (勅 62)

7. 16 陸軍定員令中改正 (勅 101)

予時歩兵聯隊、騎兵大隊、野戰砲兵聯隊、要塞砲兵聯隊、工兵大隊、輪重兵大隊、対馬警備隊、屯田步兵隊、師団司令部等の編制表を改正す(特務書長設置せられたるに依る改正の他若干の改正あり)。

HP『海軍砲術学校』公開史料

7. 16 陸軍准士官の身分取扱いに因する件(勅 102)
陸軍准士官たる各兵特務曹長等の身分取扱は別に定む
るもの、外 陸軍將校分限令に依る

7. 16 陸軍武官官等表中追加(勅 104)
准士官の補内に 步兵、屯団歩兵、騎兵、屯団騎兵、
砲兵、屯団砲兵、工兵、屯団工兵、輜重兵の各特務曹
長を加ふ。

ク 29 陸軍士官下上特別補充條例 制定(勅 130)
—(戦時又は事變に際する特別補充を規定す)

8. 1 宣戰布告

先に6月5日 第5師団に動員を下令、混成旅団を編
成し朝鮮に出動せしむ

8月31日 第一軍(司令官 山縣有朋)(第5、第3
師団基幹)を編成し朝鮮に依戦せしむ

9. 15 大本營を広島に進む給ふ。

10. 5 式戦宣言 広島市及宇品を臨戦地境と定む(勅 174)

明治27 10月9日 第2軍(司令官 大山巖)(第1、第6
師団、混成旅団基幹)を編成し金州半島に依戦せしむ

9. 7 陸軍豫備後備式官追級令 制定(勅 162)

9. 29 金額勅章年金令 制定(勅 173)

功1-900円、功2-650円、功3-400円
功4-210円、功5-140円、功6-90円
功7-65円

10. 7 砲兵工廠條例中追加(勅 175) - 宇治火薬製造所
を新設す

10. 16 陸軍管区表中改正追加(勅 177) - 第7師管(第
13、14旅管)を設く

11. 25 金鷲勅章敍賜條例 制定(勅 193)

HP『海軍砲術学校』公開史料

明治28年（2555）（1895）

1. 15 防務條例（勅 8）制定

陸海軍協同作戦の指揮及任务を規定す

東京防禦總督部條例（勅 9）。

東京防禦總督は 天皇に直隸し東京の防禦に任すると
共に その衛戍勤務を統轄し師団長に命して之を實行
せしも

（防務條例中「東京防禦」の項に其の权限等記載じあ
り）

1. 25 國民軍條例 制定（勅 13）

國民軍は陸軍に屈し主として衛戍若くは邊境の警備に
充つ 國民兵を以て之を編成す。

3. 16 徒清大總監任命

明治28

3. 30 臨時陸軍檢疫部官制 制定（勅 33）

“ 占領地總督部條例 （勅 38）

占領地を管轄せしもろ為其本部を金州に置く。總督は
大（中）將を以て補し 直に大本營に隸し占領地内に
屯在する各部各隊を統率し軍事に関する諸件及占領地
人民に係る一般民政を總理す 軍政と民政とに拘らず
一に大本營の区處を受く

“ 委塞司令部條例 制定（勅 39）

4. 31 休戦條約成立

4. 11 講詰條約調印 同時3國干渉の事あり

5. 10 平和條約成立

5. 29 近衛師団臺灣上陸 6月22日 全島平定す

7. 3 懲戒條例 改正（勅 95） - (全文改正)

8. 6 臺灣總督府條例 制定

明治29年（2556）（1896）

HP『海軍砲術学校』公開史料

- 2 陸軍平時編制を定むー(定員令一明乙3年の廢止)
日清戦役中特設の第8一第1乙師団を常設す
- 3 14 陸軍管区表 改正(勅 乙久)

明乙9

師 管	聯 隊 区	警 備 隊 区
近 衛	本郷, 宇都宮, 佐倉, 水戸	
第 1	麻布, 横濱, 高崎, 長野	小笠原島
第 2	仙台, 福島, 新潟, 柏崎	佐 渡
第 3	名古屋, 津, 豊橋, 静岡	
第 4	大阪, 和歌山, 大津, 京都	
第 5	廣島, 尾道, 山口, 濱田	隱 政
第 6	能本, 大村, 鹿児島, 宮崎	大島, 沖縄, 五島, 対馬
第 7	札幌, 函館, 根室, 十勝	
第 8	弘前, 盛岡, 秋田, 山形	
第 9	金沢, 富山, 敦賀, 岐阜	
第 10	福知山, 神戸, 姫路, 岡山	
第 11	丸亀, 蔵島, 松山, 高知	
第 12	小倉, 大分, 久留米, 佐賀	

陸軍平時編制を定む

3. 14 陸軍常備団隊配備表(明乙1 勅 31) 要塞砲兵配備
表(明乙1 勅 29) 废止(勅 23)
- ” 21 臨時陸軍運輸部官制 制定(勅 31)
- 陸軍大臣の監督に属し兵備其の他の新設の臨時工事を
掌り且つ所屬地を管轄す 但砲台の建設は此の限に在
うす

明治乙9 臨時陸軍運輸部=東京(部長1人一將官, 副部長1人一
將官若くは同相當官・・・)
同支部=東京, 仙台, 名古屋, 大阪, 廣島, 熊本(支部
長一上長官又は同相當官・)

HP『海軍砲術学校』公開史料

3. 25 旅団司令部條例 改正(勅 54)

旅団長は少將を以て之に補し部下の歩兵之聯隊
を統率す

・ · 警備隊司令部條例 制定(勅 55) 警備隊区
司令部條例廃止

司令官は師団長に報し部下軍隊を統率し軍紀、風
紀、風紀、訓練、教育、内務及其他一般の經理事
務を總理し区内の警備保護に任するの外区内の徵
兵、召集事務を掌る

・ · 聯隊区司令部條例 制定(勅 56) 大隊区司
令部條例廃止

司令官は師団長に報し聯隊区内徵兵事務及召集
事務を掌る

· 26 海軍軍令部條例 改正(勅 59)

· 29 臨時陸軍運輸通信部官制 制定(勅 6.9.)

陸軍大臣の監督に屬し臺灣及海外駐在部隊並に
軍需品の運輸其の他之に属する鉄道並船舶輸送上の
業務及軍事通信の事を掌る 本部を東京に 支部
を宇品、威海衛及基隆に置く

· 30 工兵方面條例 改正(全文) (勅 110)

第1方面(本署、東京) 第2方面(ナガラ)

第3方面(小倉) トシ 各々本署、文署(要
塞所在地) 材料廠(本署所在地) 材料支廠(工
兵隊所在地) より成る (明治26. 勅乙ノ參
看)

4. 1 侍従武官官制 制定(勅 113)

明治29

4. 1 砲兵方面條例 改正(全文) (勅 114)

第1、第2、第3(門司う方面とす明治26勅乙ノ參
看)

HP『海軍砲術学校』公開史料

4. 1 臺灣總督府軍務局官制 制定(勅 116)

臺灣總督の管轄に属する 陸海軍軍政及軍令に関する事を掌る 陸軍部及海軍部を置く。
(陸軍部 第1課一教育訓練 作戦計画、戦務、
第2課一人事、司法、兵器、
第3課一會計經理、 第4課一医務)

4. 6 臺灣守備混成旅團司令部條例 制定(勅 121)

旅團長は總督に隸し部下軍隊を統率し 所轄守備管区内の警備及匪徒鎮壓の事に任す 混成旅團司令部二參謀部、副官部、監督部、軍醫部、獸醫部、法官部。

監督部長は旅團長に隸し 所轄經營部及糧餉部を管理し 又給与上に就ては 臺灣總督部軍務局陸軍部長の指揮を受くべし

4. 11 陸軍砲兵工科學校條例 制定(勅 127) 陸軍砲兵工科学舍條例 废止(勅 126)

(菁字舍條例と大差なし)

4. 27 陸軍經營部條例 改正(勅 157) (全文改正)
(明ニテ、勅 59 参看)

東京陸軍經營部は經理局長に隸し 其の業務に就ては經理局第2課長及近衛第1両師團監督部長の命を承く

5. 8 陸軍武官官等表中 改正(勅 190)

明ニテ、歩、騎、砲、工兵の佐尉官及特務曹長を削除す

5. 9 陸軍省官制 改正(全文) (勅 192)

陸軍大臣は陸軍軍政を管理し 陸軍軍人軍属を統督し 及所轄諸部を監督す

HP『海軍砲術学校』公開史料

官房=人事課を置く

軍務局=第一、軍事課(編制、動員、勤、儀式等) 第二、軍事課(兵役、召集、補充) 馬政、砲兵、工兵の
5課より成る

經理局=第一課(金錢、教育補充) 第二
課(糧秣、被服) 第三課(建築物品)

医務局=第一課、第二課

法官部

- ・ 軍馬補充部條例 制定(勅193) 軍馬補充署
條例(明26、勅24) 廃止
陸軍大臣の管理に属し車馬の供給、育成、購買並に軍馬の資源の調査を掌る 本部(東京)
支部より成る
- ・ 陸軍衛生学校條例 改正(全文)(勅194)
学生(各部隊附任生部士官)の練習、生徒(現役上級志願者)の教成及兵衣、兵食、兵營、
兵器等の軍隊卫生に因する試験を行ふ、校長
(軍医監又は1等軍医正)は医務局長に隸す
- ・ 陸軍中央卫生材料廠條例 制定(勅195)
東京に置き、医務局長の管理に属し予備卫生
材料及模範品の保管、購入、製造、貯蔵、修
理、出納等を掌り且衛生材料に因する試験を
行ふ。

1. 7 陸軍獸医学校條例 改正(全文)(勅196)(明
26、勅26参考)
生徒(現役士官志願者一免許有する者)に
獸医学初級士官たるに必要な教育を爲し士官

HP『海軍砲術学校』公開史料

学生、下士学生（騎砲輕重兵隊鉄工長、同下員）に各専門の学術を練習せしめ兵卒学生（騎、野戦砲、輕重兵隊の鉄工卒）に鉄工下長たるに必要な教育を負す校長（騎中、少佐）は軍務局長に隸す

5. 9 軍馬行生会議條例 制定（勅 197）

軍務局長の管理に属し 軍馬の行生及陸軍獸医の学術に関する諸般の事項に就き諮詢に應する所とす

- ・ 臺湾兵器修理所條例 制定（勅 198）
- ・ 臺湾武庫條例 制定（勅 199）
- ・ 臺湾工兵廠條例 制定（勅 200）
- ・ 參謀本部條例 改正（全文）（勅 201）

- 1. 參謀本部は國防及用兵に関する一切の事を掌る所とす（オ 1 緒）
- 2. 參謀總長は陸軍大（中）將を以て親補し、天皇に直隸し惟握の軍務に參画し國防及用兵に関する一切の計畫を掌る
- 3. 參謀總長は國防の計画及用兵に関する命令及條規を立案し 親裁の後之を陸軍大臣に呈す
- 4. 參謀總長は陸軍參謀統校を統督し其教育を監督し陸軍大學校、陸地測量部及在外國公使館附の陸軍武官を統轄す

- 明 29
- 5. 11 師團司令部條例 改正（全文）（勅 205）（明 21、勅 22 明 23、勅 24 参看）
近衛師團司令部條例 化兵司令部條例 廃止
 - 1. 師團長は陸軍中將を以て之に補し 天皇に直隸し部下軍隊を統率し又師管内の聯隊区司令

HP『海軍砲術学校』公開史料

- 部を管轄し軍事に係る諸件を統理す(第1條)
- 2 師団長は其主管に係る各部隊の勤員計画を掌り又師管内徵兵事務並召集事務を統轄す(第11條)
- 3 師団長は軍隊給養及勤員計画に関する會計統理の事に就ては當該師團監督部長・砲兵方面支署長に命令するの权を有す
- 4 師団長は軍政及人事に因しては陸軍大臣、勤員計画、依戦計画及教育に因しては特に規定あるもの外當該都督の区處を受く
5. 師団司令部は參謀部、副官部(以上幕僚)法官部、軍医部(部長)歎医部より成る
- 5, 11 第4師団監督部條例(屯田兵監督部條例)施行(初) (明治20年6月)
- 6, 15 監軍條例 改正(全文) (明治20年9月)
1. 監軍部は陸軍軍隊編成の更进一步を促進す
監軍は陸軍大(中)將を以て親帥して軍に直領せしむ
 2. 監軍は部隊を總理し 教育に関する諸條規範を調査し陸軍砲工学校、陸軍士官学校、陸軍中央幼年学校、陸軍地方幼年学校、陸軍戶山学校、陸軍教導團を管轄す
 3. 監軍部は幕僚(參謀部、副官部)並新兵監、野戰砲兵監、要塞砲兵監、工兵監及輕重兵監を置く
- 明治29
- 5, 15 陸軍砲工學校條例 改正(全文) (明治10年)
学生(砲工兵科少尉を以て充て砲工兵隊 鉄道隊より分遣す)に砲工兵科の勤務法を有する字術を教授す
校長(少將、大佐)は監軍親し、各科専門の教育に

HP『海軍砲術学校』公開史料

向しては当該兵監の区處を次く

5 15 陸軍士官学校條例 改正(全文) (勅2/1)

生徒各兵科現役士官候補生をして之に充て各隊より
分遣す)に初级士官に必要な教育を爲す、

校長(少將、大佐)は監軍に報す生徒の修学期間を統
ね16ヶ月とす

陸軍中央幼年学校條例 制定(勅2/2)

生徒(地方幼年学校生徒卒業者)に就く常中学校
第4年、第5年の学科と同一なる教授並軍人の豫備
教育を爲し陸軍各兵科現役士官候補生と爲すべき者
を含成す

校長(大、中佐)は監軍に報す(當分の内定員不足
の場合は一般より採用補缺することを准)

陸軍地方幼年学校條例 制定(勅2/3)

東京(中央幼年学校附屬)仙台、名古屋、大阪、廣
島、熊本の6ヶ所に置く。生徒修学期は3ヶ月とす
陸軍幼年学校條例 廃止(勅2/4)

明治20 陸軍戸山学校條例 改正(全文) (勅 2/5)

5 15 陸軍教導団條例 改正(全文) (勅2/6)

生徒に歩兵、騎兵、野戦砲兵、工兵、輕車兵科と士
たるに必要な教育を爲す 生徒は華族平民中下
士志願者をして充つ

団長(大、中佐)は監軍に報す

陸軍飛馬学校條例 改正(全文) (勅2/7)

学生(主として騎兵科士官及下士)に馬術の訓練を
爲し馬習を習修せしむ校長は騎兵監に報す

陸軍野戦砲兵射撃学校條例 制定(勅 2/8) 陸軍
砲兵射的學校條例廢止(勅2/9)

陸軍要塞砲兵射撃学校條例 制定(勅 2/10) 要塞

HP『海軍砲術学校』公開史料

砲兵幹部練習所條例廃止（勅2221）

陸軍將校生徒試験委員條例 改正（全文）（勅2222）

専ら將校生徒の召募試験に任す

陸軍經理學校條例 制定（明治33、勅265）陸軍經理
學校條例 同年勅30陸軍被服工長學舍條例廢止
(勅223)

陸軍被服工長學舍を併合す

陸軍監督補（監督学生）陸軍軍史（軍史学生）及陸
軍鑿削工下長（生徒）と為すへき者を養成す

校長（1、2等監督）は經理局長に隸す

監督学生は各兵科大尉、中尉及1、2等軍史の志願
者にして試験に合格したる者を選抜採用す修学期を
2ヶ年とす

軍史学生は現役歩、騎、砲、工、輕重兵特務曹長及
曹長、1等書記の志願者にして試験に合格したる者
を選抜採用す 修学期1ヶ年半とす

生徒は現役、候補役、後備役の兵卒より採用す 修
学期1ヶ年とす

5. 25 定兵條例 改正（全文）（勅1311）

臺灣憲兵隊條例 制定（勅232）

6. 6 陸軍服役條例 制定（勅238）

第1章 將校の服役條例 第1款 現役 第2款
候補役及後備役

第2章 準士官の服役

第3章 下士の服役 第1款 通則 第2款 現役
第3次 候補役及後備役

第4章 兵卒の服役 第1款 通則 第2款
現役 第3款 候補役及後備役

第5章 補充兵の服役

HP『海軍砲術学校』公開史料

第6章 紋則

6. 8 陸軍定員令(明ニ3. 勅ニ67)廢止(勅ニ55)

師団監督部條例 制定(勅ニ6) 明ニ3 勅

56. 近衛師団監督部條例、同勅183 第ク師団監
督部條例 廢止

1. 師団司令部所在の地に置き 近衛及第1師団監督
にありては陸軍糧餉部、第2師団監督部にありて
は陸軍經營部、其の他の師団監督部にありては陸
軍糧餉部及陸軍經營部を管理し 軍隊の会計事務
を監督し 陸軍官衛の会計事務を監視し 繼て官金の
收支官有物の出納に因する計画及物件(出師準備
品を除く)を検査し 且事務管轄区域内の軍吏部士
官下士の人事を掌る

近衛及第1師団監督部長は其管する陸軍建築物の
業務に就ては東京陸軍經營部主管に命令を爲す

2. 監督部に二課を置く即第1課=計算及建築陣營事
務、第2課=糧食、被服事務(課長は監督 部員
は軍吏とす)

3. 監督部は當該師管を以て事務の管轄区域とす。但
近衛及第1師団監督部の管轄すべき事務の区域は
陸軍大臣之を定む

4. 監督部長(都督部所在地は監督長若は一等監督,
其他は1. 2等監督、第2師団ば2. 3等監督と
す)は陸軍大臣に隸し軍隊給養上及會計の事項に
關する動員計画に付ては師団長の命令を承く
監督部は師団及其他の演習に於て必要あるときは
其の職責を師団長に隸屬せしむ

6. 16 陸軍軍樂学校(陸軍軍樂學舎改稱)條例 改正(勅ニ
56)

HP『海軍砲術学校』公開史料

6. 29 占領地總督部條例 癖止(勅 261)(明.18.勅38)
8. 10 皇族附陸軍武官制 制定(勅 281)
都督部條例 制定(勅 282)
東部、中部、西部の3都督部を置く
1. 都督は陸軍大・中將を以て之に補し 天皇に直
報し所管内の防禦計画並に所管内各師団の共同
作戦の計画に任するの外所管内師団の勤員計画
の整否を監視し、且其の教育をして齊一に進歩
せしむるの責に任す
 2. 都督は軍政人事に關し陸軍大臣、防禦作戦並勅
員計画に關し參謀總長、軍隊教育に關し監軍の
区處を受く
 3. 都督部に常僚(參謀部) (副官部) を置く
8. 10 陸軍軍隊検査條例 改正(全文) (勅 290)
檢査を別ちて左とす
1. 特命檢査 監軍は、勅を奉して檢査使となり
1 師団若くは數師団の軍隊を検査す
 2. 都督の檢査、都督は臨時所管内に於ける1師
団若くは數師団の軍隊を検査す
 3. 師団長の檢査 分て定期検査、臨時検査の乙
とす
 4. 兵監の檢査 臨時1師管若くは數師管を巡回
し当該兵科の聯大隊に就き検査す
9. 2 千住製紙所長特別任用令 制定(勅 297)
現役、豫備役、後備役、陸軍監督又は技師の中よ
り任用することを得
10. 10 將校演習旅行條例中 改正(全文) (勅 310)
參謀演習旅行 (參謀本部、都督部、要塞)
幹部演習旅行 (師団、旅団、各隊)

HP『海軍砲術学校』公開史料

10. 20 臨時陸軍建築部官製中、改正(勅 378)

部長及副部長は將官若くは同相當官を以て之に任
レ又は補す

11. 12 陸軍召集條例制定(勅 379)

充員召集、國民兵召集、演習召集、教育召集、補
充召集、簡便点呼に因り所用の系統を規定す

12. 1 陸軍衛充條例 制定(勅 379)

明ノタ

1. 現役土官の補充

各兵科士官 ← 土官候補生(但憲兵は
監督部士官 ← 轉科及1.2等車更
衛生部士官
獸医部士官

軍吏部士官 ← 步騎砲工船特務當
長及衛長並1.等書記、
充替軍吏 ← 1年志
願兵(軍吏生)

2. 予備役・後備役將校同相當官の補充

3. 現役下士の補充

4. -----

12. 9 警備隊條例(明ノタ、勅ク5)廢止

12. 17 陸軍中央幼年學校條例中改正(勅 393)

陸軍地方幼年學校條例中改正(勅 394)

東京陸軍地方幼年學校長は 中央幼年學校に隸す

陸軍芦山學校條例中改正(勅 395)

陸軍軍樂學校を管轄する如く規定す

明治30年 (255ク) (189ク)

2. 18 臺灣陸軍經營部條例 制定(勅 18)

" 臺灣陸軍糧餉部條例 制定(勅 19)

其に臺灣守備派成旅團司令部所在地に置き、某地
陸軍...と稱し、土管(1等軍使は混成旅團監
督部長に隸す)

HP『海軍砲術学校』公開史料

明治30

3. 12 陸軍中央糧秣廠條例 制定(勅 28)

東京に置き陸軍省經理局長の管理に属し陸軍出師準備用糧秣の製造、調達、度支、貯藏、新陳交換の事を掌り且糧秣に関する試験を行ふ。主管(1等軍史)は經理局長に隸す
必要の地に支廠を置く

3 19 陸軍武官官等表中改正(勅 35)(明24, 勅28参考)

	陸軍監督總監	陸軍監督監	監督部 上級官	
	陸軍監督總監	陸軍監督監	陸軍副監督	陸軍等監督
	陸軍軍醫總監	陸軍軍醫監	江生 部上級官	
			陸軍軍醫医生	陸軍等軍醫生
			陸軍軍醫医生	陸軍等軍醫生

4 31 臨時陸軍運輸通信部官制中改正(勅 163)

臺灣輕便鉄道を管理する如く規定す

5 9 陸軍砲兵會議條例 改正(全文)(勅 236)

陸軍工兵會議條例 改正(全文)(勅 237)

7 13 藥備隊司令部條例 改正(全文)(勅 239)

7 3 陸軍省官制中改正(勅 203)

軍務局に軍事、歩兵、騎兵、砲兵、工兵、兵器の
6課を置く

(舊: 第1軍處、第2軍事、馬政、砲兵、工兵の
5課なり)

7 陸軍兵器廠條例 制定(勅 30久) - 砲兵方面條例(明29, 勅 114) - 臺灣武庫條例(明29, 勅 199) - 臺灣工兵廠條例(明29, 勅 200)

明治30 滅止。陸軍兵器廠は陸軍大臣の管理に属し 兵器、彈薬、器具、材料の購貿、貯藏、保存、修理、支給及要塞の築造工事を掌る 兵器本業、全文業、

HP『海軍砲術学校』公開史料

全令廠よりなり 仗留本廠は東京(近、1, 2, 4
8 師管) 大阪(3, 4, 9, 10 師管) 門司(5,
6, 11, 12 師管) 臺北に置く

兵器文廠は師団司令部、要塞等所在地に置き 其
(陸海空の備へ地)に貯留分廠を置く

9. 9 砲兵工廠條例 改正(全文) (勅 305) 臺灣兵
器修理所條例(明29, 勅198) 废止

砲兵工廠は之を東京、大阪及臺北に置く

氣械部條例 制定(勅 306) 工兵方面條例
(明29, 勅 110) 废止

陸軍大臣に管理に居し 国防用防禦營造物の建築修
繕、保管及ヒムヘンする砲兵事務の監督並し 兵事
業を掌り其の前座地を管轄す 本部は東京に、
支那及各所在地に置く 築城部を設立す

“ 臺灣陸軍補給機械條例 制定(勅 307) 臺灣陸
軍糧餉詔條例(明30, 勅19)

臨時陸軍運輸通信部官制(明29, 勅69) 废止
臺北に置き 陸軍大臣の監督に居し 在臺灣陸軍に定
する軍需品の供給及内地臺灣面臺海面の運輸
及輕便鐵道の事を掌る 運輸部及倉庫部に分り
其の支那を字由、基隆臺灣中及臺南に置く 海運事
に応じ支那出港所及停車場を置くニとを行ひ 当分の
内在威海衛並在朝鮮國諸部隊に要する軍需品の海
上輸送を擔任す

明30 9. 9 寛兵條例 改正(全文) (勅 332) 臺灣寛兵隊
條例废止

内地に第1 - 第4 寛兵隊(如改) 臺灣に第8 - 第
10 寛兵隊を置く

HP『海軍砲術学校』公開史料

9. 27 臺灣陸軍監督部條例 制定(勅 336)

“ 臺湾守備混成旅団司令部條例中改正(勅 337)
(明治27, 勅ノ21参考)

監督部を旅団司令部内に置きたるを独立せしめて
陸軍大臣直属とし、軍隊給養上等に付てのみ旅団
長の命令を受ける如くす。即

監督部は陸軍經濟部を管理し臺灣に於ける軍隊の
会計事務を監督し……軍吏部士官下士の人
事を掌る、混成旅団司令部所在地(3ヶ)に置き
部長は陸軍大臣に隸す。但匪賊鎮圧及出戦準備に
關する軍隊の給養上に付ては旅団長の命令を受く
へし必要あるときは、其の職員の若干を旅団長に
隸屬するニと名得

10. 13 臺湾總督府官制 制定(勅 362)

總督は親任ヒシ、陸海軍大(中)將を以て之に充
て其の委任の範囲内に於て陸海軍を統率す

總督府に陸軍幕僚、海軍幕僚、民政局、財務局を
置く

“ 18 臺湾總督府陸軍幕僚條例 制定(勅 383)

12. 13 陸軍糧餉部條例中追加(勅 タタク)

被服品調解をも掌らしむるニとす

此年 有限成章 村田銃を改良せしるゝ30年式銃⁷を創製
す

明治30年

明治31年 (2558) (1898)

1. 19 元帥府條例(勅5) 制定

元帥府に列せられ、陸海軍大將には特に元帥の稱
号を賜す。元帥府は軍事上に於て最高顧問とす

1. 20 教育總監部條例 制定(勅7) - 監軍部條例废止

HP『海軍砲術学校』公開史料

教育總監部は陸軍大臣の管轄に属し、教育に関する諸規則典範の改良を謀り、陸軍諸学校、陸軍敎導団並に陸軍將校生徒試験委員を管轄する總監部に本部及騎兵、野戰砲兵、工兵、要塞砲兵、輕重兵監を置く

2. 27 陸軍參謀條例(勅スロ)制定 - 參謀職制(明ニ
1. 勅スラ)廃止

參謀將校は高等將師の職務を補佐し殊に國防及用兵に関する任務に參画し又軍隊練成の事務を掌る

參謀將校は參謀總長に委託する

2. 18 衛戍病院條例 制定(勅 27)

衛戍地に置き所在地陸軍部隊の患者を收容し且看護学修業兵及看病人の教育を掌る

3. 5 沖縄警備隊区司令部條例 制定(勅 36)

司令官は第6師団長に隸し警備隊区内徵兵、召集事務を掌る

- ,, 25 陸軍衛生材料廠條例(勅 ハニ)

陸軍大臣の管轄に属し平戦兩時に於ける衛生材料、獸医材料の購買、製造、貯蔵、修理、支給交換等を掌り且材料に関する試験を行ふ所とする
本廠を東京に、支廠を師団司令部所在地(東京を除く)に置く

明31
廠長は管掌事項に付 軍務、医務兩局長の区處を承くるの他 師団長の主管に係る動員計画等に就ては師団長等の命を承る

4. 18 陸軍大學校條例 改正(勅 121) - (全部改正)

- ,, 24 保安條例 廃止(法 16) - (明ニ0, 勅 67)

- 10 / 陸軍砲工學校條例 改正(勅 225) - (全部改正)

HP『海軍砲術学校』公開史料

砲工兵科の（中、少尉）を以て学生と爲し、砲工兵各科の勤務に必要なる學術を教授する所とする 校長は教育總監に隸す

陸軍戸山学校條例 改正(勅 227)- (全文改正)

学生に戰術(戰術科学生) 射撃(射撃科学生)
体操並に劍術(体操劍術科学生) の訓練を爲し
して各隊教育の進歩を図り常に諸科學術の調
査研究を爲し且機械火兵の研究及試験を行ふ。
所とす

校長は教育總監に隸し陸軍軍樂學校を管轄す
陸軍中央幼年學校條例 改正(勅 228)

地方幼年學校卒業者を以て生徒と爲し 地方
幼年學校の教育に連繫して士官候補生たるに
必要なる普通學科及軍人の豫備教育を爲し陸
軍各兵科士官候補生と爲すへき者を養成する
所とす

明31 " 陸軍地方幼年學校條例 改正(勅 229)

陸軍將校に出身志願の者を選抜して生徒とな
し軍事上の必要を顧慮して普通學科を教授し
軍人精神に涵養し中央幼年學校生徒と爲すへ
き者を養成する所とす 東京、仙台、名古屋
廣島、熊本に置き校長は教育總監(東京地方
幼年學校長は中央幼年學校長)に隸す

10. 1 陸軍騎兵実施學校條例(陸軍乘馬學校條例 改
稱) (勅 230)

学生に戰術及馬術の訓練を爲しして各隊教育
の進歩を図り常に諸科學術の調査研究を爲し
且乘馬具及馬匹器貝の研究並試験を行ふ所と
す 校長は騎兵監に隸す

HP『海軍砲術学校』公開史料

10. 1 陸軍野戦砲兵射撃学校條例 改正(勅 231)
" 陸軍要塞砲兵射撃学校條例 改正(勅 232)
" 臺湾陸軍監督部條例 改正(勅 235)
臺北に置き臺灣に於ける軍隊の会計事務を監督し
陸軍官衛の会計事務を監視し總て官金の收支、官
有物の出納に関する計算及物件を検査し及臺灣所
在の軍吏部士官下士の人事を掌る所とす
部長(1, 2等監督)は臺灣總督に就して部務を
總理し且臺灣陸軍經營部を管理す
臺灣陸軍經營部條例 改正(勅 236)
臺北に置き臺灣に於ける陸軍所屬の陣營舎倉庫
其他の建造物以此地所を管理し建築修繕の事を擔任
し且經理を掌る所とす主管(1等軍吏)は臺灣陸
軍監督部長に就す
臺灣陸軍獸医部條例 制定(勅 237)
臺灣陸軍獸医部條例 制定(勅 238)

- 明治31年
10. 5 陸軍將校生徒試験委員條例 改正(全文)(勅 245)
臺灣陸軍補給廠條例 改正(全文)(勅 246)
陸軍大佐の監督に屬し 在臺陸軍に要する軍需品
(兵器、弾薬、馬匹、衛生材料を除く)の供給、
内臺南並臺灣内海陸の運輸及輕便鉄道の事を掌る
本廠(長大佐)を臺北に、支廠(長中少佐)を宇
昌、基隆、臺中及臺南に置く
11. 27 憲兵條例 改正(全文)(勅 237)
東京に憲兵司令部を、各師團司令部及臺灣守備混
成旅団司令部所在地憲兵隊本部を置く

明治32年(2559)(1899)

1. 1 臺湾陸軍軍法會議(法 11)制定

HP『海軍砲術学校』公開史料

1. 14 參謀本部條例 改正(勅 6) - (全文改正)

參謀總長は天皇に直隸し惟握の軍勢に參畫し國防及用兵に関する一切の計畫を掌り又參謀本部を統轄す えか爲國防の計畫及用兵に関する命令を立案し、親裁の後之を陸軍大臣に解す

○ 24 陸軍砲兵會議條例 改正(勅 1ス) (全文改正)

△ 陸軍工兵會議條例中改正(勅 1タ)- (明治 0. 勅 237)

兵工砲工 兵技術に関する陸軍大臣の諮詢に応する事となりしく 火薬材料開発を加へ 且其の改良進歩を以て審査並実する所へ改正す

陸軍法官部條例 制定(勅 16)

明治 2

3. 15 陸軍管区表中改正(勅 53) - (明治 9. 勅 381)

近衛師管(聯隊区一本野、一字都宮、佐倉、小平)を廢し第1師管(聯隊区・麻布、横浜、高崎、長野)に合一す

7. 14 軍機保護法 制定(法 104)

△ 要塞地帶法 制定(法 105)

8. 3 戰兵練習所條例 制定(勅 368)

10. 2 陸軍教導團條例 废止(勅 393)- (明治 9. 勅 216)

△ 7 陸軍召集條例 改正(勅 398) - (全文改正)

△ 充員召集とは勤員に当り諸部隊の要員を充足する在郷軍人を召集するを云ふ。

△ 补充召集とは充員召集實施後缺員を補充する在郷軍人在召集するを云ふ。

△ 國民兵召集とは國民軍を勤員する爲國民兵を召集するを云ふ。

△ 演習召集(定期一臨時-)とは演習の爲在郷軍人在召集するを云ふ。

HP『海軍砲術学校』公開史料

5 教育召集とは教育の爲第一補充兵を召集するを云ふ。

6 補欠召集とは平時に於て臨時に兵員の補欠を要するとき帰休兵を召集するを云ふ。

7. 簡略轉呼とは豫備役 後備役下士官兵卒^レと休兵及
第一補充兵を集合して之を更呼査閱するを云ふ。

(以上其の系統に因し規定す)

10. 15 陸軍武官官等表中改正(勅 4, 1)

附 32

10.

27 陸軍衛生材料廠條例 改正(全文) (勅 416)

衛生材料、獸医材料の模範品及衛生材料中戦用予備品の製造、購買、貯蔵、交換、品質の審査並に戦時に於ける材料の補給及外國社会化の部隊に適用する

HP『海軍砲術学校』公開史料

材料の購賣、補給を行ふ。敵長は医務局長に隸し
獸医材料に関しては軍務局長、医務局長協議の上
之を区處す

明治27 陸軍經理学校條例中改正（勅 久18）

明治27 陸軍獸医学校條例 改正（全文）（勅 久20）

校長（騎兵大中佐）は軍務局長に隸す

陸軍砲兵工科學校條例 改正（全文）（勅 久21）

東京砲兵工廠に置き同敵提理の管理に屈し 大工学生に火工術を教授し砲兵工長候補者に親工、銃工、木工、鍛工長たるに必要なるを教す

" 陸軍補充條例中改正（勅 久22）

" 陸軍服役條例中改正（勅 久26）

此年 下瀬准允 下瀬火柴を發明す

明治27年（2560）（1900）

明治27 都督部條例（勅 156）教育總監部條例（勅 157）

陸軍兵器監部條例（勅 158）砲兵工廠條例（勅 159）陸軍兵器廠條例（勅 160）を改正す

○都督部は東部（第1、第2第7、第8師団）中部（第3、第4、第9、第10師団）西部（第5、第6、第11、第12師団）に分ち都督は陸軍大、中將を以て之に親補し天皇に直隸す 所管の防禦計画に付し、且國防の事に參與し兼団隊の檢査を行ふ。

○教育總監部は陸軍全般教育の督一進歩を規定する所にして總監は大、中將を以て親補し 天皇に直隸す（騎、砲、工、輪重、監部）

○兵器監部は陸軍大臣の管轄に屈し 兵器に關し一切の整理を掌り兵器の検査を行ふ所とす

○砲兵工廠は陸軍所要の兵器を製造修理し、且海軍、

明治28

HP『海軍砲術学校』公開史料

所要の大砲を製造する所とし工廠を東京、大阪及臺北に置く

・陸軍兵器廠は兵器の購買、貯蔵、保存、修理、支給、交換及要塞の備砲工事を掌り兵器本廠（東京、大阪、門司、臺北）兵器支廠（柳田司令部、要塞の所在地に置く及兵器分廠より成り）兵器本廠長は兵器監に隸し所管区域内の支廠を統轄す

4. 24 各省官制通則を改正し 次官を改めて総務長官とす

5. 19 陸軍省官制を全般に改革す一總務局（庶務、機務）人事局（補佐、恩賞）軍務局（軍事、歩兵、騎兵、砲兵、工兵、工兵、獸医）經理局（主計、被服、糧秣、建築） 医務局（衛生、医事）法務局。而して大臣、總務長官に任せられ、ものは現役將官とす

6. 22 陸軍砲兵學校、等の條例 改正せらる
学生教育の細領は、陸軍大臣の認可を経て
教育總監之を定む 括弧内を削る

5 北清事變（5月～8月）—34年9月講和成立

7. 5 将校演習旅行條例 改正（勅 298）

將官演習旅行、參謀演習旅行、幹部演習旅行の3種に介ら各其の實施要領を定む

9. 24 砲兵工廠條例中 改正（勅 290）

臺北砲兵工廠を削除し 東京、大阪兩砲兵工廠のみとす

明治34年（2561）（1901）

1. 22 防務條例 改正（勅 1）—（全文改正）第1

HP『海軍砲術学校』公開史料

條文の如し

永久の目的を以て海岸に建設したる防禦地貳の防
禦に因し陸海軍共同作戦の分擔任務及其計画指揮
を規定す

3. 31 要塞司令部條例 改正(勅 27) - (全文改正)
4. 1 東京防禦總督部條例 廃止(勅 30)
10. 1 陸軍大學校條例 改正(勅 185) - (全文改正)
" 19 陸軍特命検閲條例 制定(勅 193) - 陸軍軍隊検閲
條例廃止

特命検閲は元帥其他の將官勅命に由り検閲使と共に
団隊、官衛、学校に於ける軍紀の張弛、服務の能否、
教育の精粗、保育の良否を檢し法規実犯の度を察し
動員計画の定否、会計経理の整否、兵器材料其他の
軍需品及諸營造物保存の状況を實検査するものと
す

- " 教育總監部條例中改正(勅 194)

各兵監の検閲は「軍隊検閲條例に依り臨時に實施」
しありしを「其の主管事項に因しては當該兵科の團
隊を検閲しそれに因する意見を團隊長に訓示」する事
を規定す

- " 師團司令部條例中改正(勅 195)

1. 師團長は「動員計画、作戦計画及教育に因し特に規
定あるものを除き當該都督の区處を受くることゝありしを改め「動員計画、作戦計画は參謀總長、教育
は教育總監の区處を受くることゝレ「防禦計画に
因してのみ都督の区處を受くることゝす。軍政人事
に因し大臣の区處は變化なし

2. 師團長は軍隊検閲條例により検閲しありしを隨時検
閲し得ることゝ規定す

明治十五年（一九〇二）九月三日
陸軍武官等表改正（勅十二號）

HP『海軍砲術学校』公開史料

明35

1. 29 陸軍省官制中改正(勅 12)

経理局の業務中監督課、軍吏部を経理部と改めたる外、建築課管掌より「東京経営部に関する事項」を除く

陸軍補充條例中改正(勅 14) - 改正の要点は主として経理部関係事項なり

1. 「監督部士官」を「経理部士官」に改め、経理部現役士官の補充は現役各兵科中少尉にして経営卒業者及監督候補生にして経理部士官たるの資格を備するものと以てす

2. 監督候補生は「伝記学生(帝大法)同生徒(高官商業)又は同学校卒業者より採用す監督候補生は経理学校入校前概1ヶ年軍事教育を實施す

陸軍1年志願兵條例中改正(勅 15)

陸軍駆逐條例中改正(勅 16)

1. 監督補を1等副監督に新に之、2等副監督を加ふ、又上等工長の次に上等計手を加ふ。

師団司令部條例中改正(勅 17)

「軍隊給養及勤員計画に関する会計経理の事に就ては當該師団監督部長」の項を削り新に「経理部委員会」へ師団監督部の組織权限は別に條例を以て定むることとす

師団経理部條例 制定(勅 18)

第1條 師団経理部は師団に係る会計経理一切の事項を管掌し師団内各部團隊の会計事務を監督す

明35

第3條 部長は師団長に隸して部務整理の責に

HP『海軍砲術学校』公開史料

任し 会計経理上の行務に因しては陸軍省
経理局長の区處を受く

第4條 部長は師団内各部団隊の会計経理
の検査を行ふべし

陸軍糧餉部條例（明25 勅102）陸軍
経理部條例（明29 勅157）師団
監督部條例（明29 勅246）廢止

1. 29 陸軍監督部條例 制定（勅 19）

第1條 陸軍監督部は之を東京に置き陸軍
各部の会計経理を監督す

第2條 部長は陸軍大臣に親し部務を總理
す

第4條 部長は陸軍各部の会計経理を検査
すべし

" 臺湾陸軍經理部條例 制定（勅 20）

臺北に置き臺灣陸軍に依る会計経理一切の
事項を管掌し臺灣陸軍各部団隊の会計事務
を監督す

部長は臺灣總督に親して部務整理の責に任
し会計経理上の行務に因しては陸軍省経理
局長の区處を受く（他は師団経理部條例に
同じ）

" 陸軍糧秣廠條例 制定（勅 21）陸軍中央
糧秣廠條例廢止（明30、勅28）

戦用糧秣の調辦、製造、貯藏、補給等の事
を掌り且糧秣に係る試驗を行ふ所にして東
京に之を置き必要に際し支廠若は派出所を
置くことを得 廠長は陸軍大臣に親す

" 臺湾陸軍補給廠條例中改正（勅 22）

HP『海軍砲術学校』公開史料

(新) 守備陸軍部隊並にえに於する 人与物件の海上輸送

陸軍大臣の監督に屈し在臺灣(舊)陸軍に要する
軍需品(兵器、弾薬、馬匹、衛生材料等く)の
供給及内地臺灣間並臺灣海陸の運輸

及輕便鉄道の事を掌り兼て戦時若は事變に際し一般軍隊の輸送に要する補助物件を整備す

本廠(新) 宇治 及支廠(新) 神戸、門司、基隆、臺中
(舊) 臺北 (舊) 宇治、基隆、臺中及臺南

當分の内(新) 在外陸軍 諸部隊に於ける人馬運輸

(舊) 在韓國 品の海上輸送は臺灣陸軍
補給廠に於て之を掌る

* 陸軍被服廠條例 改正(勅 23) - (全文改正)

陸軍被服品の調辦、製造、貯藏、補給等の事を掌り且被服に係る試験を行ふ所にして東京に之を置き必要に際し支廠若は出張所を置くことを准 廠長は陸軍大臣に隸す

* 陸軍經理學校條例 改正(勅 24) - (全文改正)
主要なる條項左の如し

(1) 学校は陸軍經理部士官と為すべき者を養成する所とする

(2) 学生は ①各兵科中、少尉の志願者にして試験に合格したる者 ②監督候補生にして見習監督を命ぜられたる者より採用す

(3) 学生卒業者中優秀者は員外学生として帝國大學に派遣す

(4) 当分の内補充上の必要に依り 監督講習生を置く、監督講習生は ①各兵科現役士官の志願者にして試験に合格したる者 ②現役軍吏にし

HP『海軍砲術学校』公開史料

にして選抜せられ試験せられ試験に合格したる者より採用す

(5) 現在の軍史学生は原所管に復帰せしめ 右は志願に依り上等計手に任用することを得

明35

7. 7 陸軍武官官等表中改正(勅 184) 任生部、薬剤及獸医部上長官を大佐相当に引き上ヶ

(新)	1等薬剤正 1等獸医正	2等薬剤正 2等獸医正	3等薬剤正 3等獸医正
(舊)			薬剤監 獸医監

10. 8 陸軍懲罰附條例 制定(勅 221)

陸軍兵卒に懲罰金の刑に處せられ又は懲罰の處分を受くるも容るに改悛の狀なき者を収容して懲治する所にして之を鉄道に置キ第10師団長の管轄に属し、陸軍大臣文を監督す

“ 13 陸軍武官官等表中改正(勅 222)

新に憲兵特務曹長を設く(35年 勅11参考)

“ 25 陸軍電信教導大隊条例 制定(勅 234)

學生(騎兵、要塞砲兵及工兵士官並要塞砲兵及工兵下士兵卒)に電信通信術の教育訓練を爲し且軍事通信に關し必要な事項を調査研究する所にして大隊長は工兵監に隸す

“ 12 陸軍任生會議條例 废止(勅 271)(明21. 勅95)

“ 軍馬任生會議條例 废止(勅 272)(明33. 勅218)

明治36年(2563)(1903)

2. 13 旅團司令部條例中改正(勅 10)-新たに左の一項を

HP『海軍砲術学校』公開史料

加3.

歩兵旅団長は當該旅管に於ける聯隊司令部、沖縄警備隊司令部の徵兵事務を監督す

2. 13 聯隊司令部條例中改正(勅 11) 沖縄警備隊司令部
條例中改正(勅 12) 徵兵事務に因しては尚當該旅管に於ける歩兵旅団長の監督を受くることす
- ・ 26 寛兵條例中改正(勅 58)
寛兵隊本部は師團司令部所在地置くことす(當時の編制、寛兵司令部一寛兵隊一分隊)
- ・ 31 陸軍大學校條例 改正(勅 71) - (全文改正)
4. 14 陸軍省官制 改正(勅 75) - (全文改正)
軍務局中獸医課を廢し騎兵科に合す。陸軍省各局課次の如し()内は課内とす、總務局(副官を編制内に入る)人事局(補佐、恩賞) 延務局(軍事、歩兵、騎兵、砲兵、工兵) 経理局(玉計、衣糧、賃餉)、医務局(衛生、医事) 法務局
- ・ 築城部條例 改正(勅 77) - (全文改正)
築城部は防衛施設物の建築、検査及防衛施設物に因する砲兵事業の調査並工兵事業を掌り工事中の防衛施設物及國防用の土地並軍用鉄道及其の敷地を管理す
築城部本部及同支部よりなる
- ・ 陸軍兵器監部條例(明33、勅 158)廃止(勅 83)
- ・ 砲兵工廠條例中改正(勅 76) - 兵器監廢止に伴ひ直接陸軍大臣に隸することなり且新に大砲研究所を管理す

明36 4. 14 陸軍兵器廠條例 改正(勅 78) - (全文改正)

陸軍兵器廠は兵器の購買、貯蔵、保存、修理、支給、交換及検査並要塞の備砲工事を掌る 兵器本廠長は陸

HP『海軍砲術学校』公開史料

陸軍大臣に継し 狂信廠の事務を總理す 兵器廠は兵器本廠(東京) 兵器支廠(師团司令部所在地及臺北, 厦門) 分廠(臺中, 壽南) よりなる

陸軍技術審査部條例 制定(勅 81)

砲工兵技術兵器材料に関する事項を研究調査して陸軍大臣に意見を呈申を以申し又は其の諮詢に応するを以て仕とす

陸軍火薬研究所條例 制定(勅 82)

火薬に関する事項を研究調査する所 東京砲兵工廠板橋火薬製造所内に置く

要塞司令部條例 改正(勅 89) (全文改上)
財務省海軍司令部條例 制定(勅 86)

司令官は各人の軍隊に就し在日陸軍官員を統率し其領地区内の警備保護に任

臨時陸軍征撫官制 废止(勅 84)

陸軍山岳救護條例 改正(勅 104) - (全文改上)

陸軍軍樂學校條例 (明31 勅6之) 废止(勅

110)

陸軍軍樂學校を戸山学校に合併す

陸軍中央幼年学校條例 改正(勅 108) - (全文改上)

陸軍地方幼年学校條例 改正(勅 109) - 仙台, 名古屋, 大阪, 廣島, 熊本

附36

- 士官候補生 ← 中央幼年本科 ← 地方幼年 ← 中央幼年科 ← 万
7. 5 陸軍權力廠條例中改正(勅 132)
7. 6 陸軍被服廠條例中改正(勅 133)

HP『海軍砲術学校』公開史料

従来必要に陥り支廠、出張所を置くことに定めうりして、守備に於ける支廠を大阪に被服支廠を置くことを條例に明かにす

11. 30 陸軍武官官等表中改正(勅 182)

經理部將官相當官以下を次の如く改正す

新	主計監	主計監	1等主計正	2等主計正	3等主計正	1等主計	2等主計	3等主計
舊	監督總監	監督監	1等監督	2等監督	3等監督	1等副監督 1等軍吏	2等副監督 2等軍吏	3等副監督 3等軍吏

理由

現制經理部將官相當官の官名は其の職務に対し適切なうさるのみならず、上下一貫せざるの弊ありとす。依て紅生部に於ける名稱に準し上下各官道せる同一意義の官名に改めんとす。

〃 陸軍服役條例中改正(勅 184)

〃 陸軍補充條例中改正(勅 185) 改正の要旨左の如し

1. 土官候補生は①中央幼年学校學校本科卒業者②中學等の卒業にして召集試験に及第したる者③1年志願兵にして隊長の保證を仰げば召集試験に及第したる者等より採用す
2. 経理部現役土官の補充は主計補生にして3等主計の資格を備ふる者を以てす。主計候補生は 前号②③に同じし。
3. (其他現役下士等の補充に付 改正しあり)

11. 30 師團經理部條例 改正(勅 189)

第1條、師團經理部は師團の会計經理を總括し師管内陸軍各部各隊の会計事務を監督す。師團經理部は師管内陸軍土地建築物の經營を掌る。但し國防に関するもの、及砲兵工廠、千住製紙所に係るものは此の限に在らず。

HP『海軍砲術学校』公開史料

前之項の事務にして近江師団に係るものは該
師団經理部を掌るものとす

第4條 部長は師団長に隸し 部務を掌理す但
し会計事務の監督及陸軍土地運造物の經營に
就ては陸軍大臣に直隸す

第5條 部長は陸軍省經理局長の区處を受け所
轄内經理部上官以下の人事及教育を分掌す

11. 30 臺灣陸軍經理部條例 改正(勅 190)

第1條 臺湾軍經理部は之を臺北に置き臺灣陸
軍諸部隊の会計經理を總轄し 臺湾内陸軍土
地運造の經營を掌り且臺灣内陸軍各部隊の
会計事務を監督す

第4條 部長は臺灣總督に隸し 部務を掌理す
但会計事務の監督及陸軍土地運造物の經營
事務に就ては陸軍大臣に直隸す

第5條 部長は陸軍省經理局長の区處を受け臺
湾内經理部上官以下の人事及教育を分掌す

明36 (其他 師團經理部條例に同し)

11. 30 陸軍經理學校條例 改正(勅 191)

第1條 陸軍經理學校は陸軍主計候補生を生徒
とし陸軍經理部初級士官たるに必要な教育
を施し及陸軍經理部士官中より選拔せる者を
学生とし高等の學術を修めしむる所とす

第9條 学生は現役1、2等主計中、……
・・・検定試験に合格せらる者より採用す

第14條 生徒の修學期は概1年9月とし 學
生の修學期間は概1年とす(註 生徒は各隊
より派遣せられたる主計候補生にして卒業と
同時に原所屬に復帰するものとす)

HP『海軍砲術学校』公開史料

第二1條（眞外學生の件）

附則

第二5條 当分の内本校に主計讀習生を置く。
其の學期は6ヶ月以内とす 主計讀習生は經
理局長現候上算計手中よ遷抜し陸軍大臣の認
可を受けて之を仕む

第二6條

以上の監督讀習生は本令發布の日を以て原所
籍に復帰せしむ

監督學生、監督候補生及經理部依託學生は從
前の規定により經理學校學生となすことを得

11. . 30 軍馬補充部條例中改正(勅. 194) 一改正せら
れたる主なる事項左の如し

軍馬補充部は本部(東京)及支部(第1, 2,
6, 7, 8及10師管内)ノケ若はスケより成る
陸軍會計監督部條例 制定(勅 199)

明36 陸軍全般の会計經理を監査し師団並臺灣陸軍經
理部管轄以外陸軍各部各隊の会計事務を監督す
部長は大臣の命を受け臨時陸軍各部各隊に就き實
地検査を行ふ。

" 陸軍運輸部條例 制定(勅 200)

臺灣守備及在外陸軍部軍部艦艇並に因する人馬
物件の海上輸送及臺灣輕便鐵道の業務を掌り戰
時軍隊輸送用補助物件を置き保管す 運輸部は
本部(宇高) 支部(門司, 基隆, 廈門)より
成り 本部長は陸軍大臣に隸す

各省官制通則中改正(勅 208)

各省總務局を廢し其の業務を大臣官房に移し
總務長官を廢し次官を置く

HP『海軍砲術学校』公開史料

- 12 24 陸軍省官制中改正(勅 乙12)
各省官制通則改正に伴ひ所要の改正を行ふ。
- 12 28 戰時大本營條例 改正(勅 乙93) - (全文改定)
參謀總長と海軍軍令部長とを同格とし 各々其の幕僚長とし帷幄の機務に奉仕すること、改む。
軍事參謀院條例 制定 (勅 乙94)
軍事參謀院は帷幄の下に在りて重要軍務の諮詢に応する所とする(軍事參謀官、元帥、陸海軍大臣、參謀總長、軍令部長、參議官)
- 12 29 臺灣に臺灣守備軍司令官を置くの件(勅 乙96)
必要の場合臺灣守備軍司令官(陸海軍中將)を置くことを得

明治32年

1. 13 都督部條例 廃止(勅 乙) 一明治29年都督部創設の目的は戦時編成すべき軍司令部の頭脳となるべキ一部を常設し以て戦時部下となるべキ師団と親炙せしむるにあり 之を爲都督部を各地に配置し都督をして所管各師団の共同作戦の計画に任し併せて各師団動員計画の整否を監視し加之其の教育を齊一に進歩せしむるの責任を有せしめたり 然るに明治33年に至り都督並幕僚の將校をして常に國防用兵の準備計画に因し戦時大本營の幕僚長たる參謀總長の意見方針を通知せしむるか爲常に其の側にあらしめ他日須要の性能を養成し以て戦時大本營と軍司令部との連絡をして阻礙なかうしむの必要を特認し 之の都督部を急く東京に集め其の任務を所管地方の防禦計画及國防の議に參與すること改め而して其の幕僚の參謀將校より前述の要旨

HP『海軍砲術学校』公開史料

に依り參謀本部在職の者を以てえを兼ねしむる
制となれり

以上の任務より考ふる時は兩着共參謀本部に於
て實施すれば足る事にして都督部を常設し置く
の必要を認めず 爰る現任總督は今般新に制定
せらるる軍事參議院に列せしめ 1は以て至等
の諮詢機関たうしめ 1は以て此等高等の將官
をして其の閱歴と経験とに適応する地位を得
めんとするにあり

2. 10 露國に対する宣戰の詔勅下る
2. 22 陸軍恤部條例 制定(陸達 65)
4. 23 東京衛戍總督指揮條 制定(勅 128) - 東京は
近傍及第1の兩師団也在し 加え數多の軍人、軍
属居住し又其の出入頻繁なる大衛戍地なるか故に
此の地に於ける衛戍勤務の實施を嚴格なうしめん
には此の兩師団長の上位にありて該勤務を統轄調
理すべき長官の必要を認めえを制定す
(5月1日開幕)
3. 28 1年志願兵條例 改正(勅 84) - 改正の要旨
左の如し
 1. 各隊に於ける予、後備役將校の戦時要員は
各々其の隊に於てえを養成したる者を以て
充用するを要するか為 一年志願兵は其本
籍地師管の軍隊に於て服役するを常則とす
 2. 一年志願兵は入營後6ヶ月間は在營せしむ
るの必要を認め外泊を許すは6ヶ月後に於
てすること、す
 3. 現行條例に於て兵科の志願兵と軍医生、藥
剤生等専門勤務を練習する者には其の服役

HP『海軍砲術学校』公開史料

中其身分取扱を異にし甚しく権衡を得ざる虞あるを改正す

4. 経理制度改正の結果幕内勤務を練習する者に玉計生を加ふ。

9. 8 山田兵條例其他関係法令 廃止(勅 202)

第7師団の完成に依り尔後北海道にも山田兵なる特種兵を拠置するの必要なきのみならず性質の異なる山田兵を一般義務兵役者と共に戦役に従事せしむるは軍事上不便渺からず 且現役山田兵は明治37年4月1日既に悉く後備役に転入したるを以て此の際山田兵制度を廃止し 其現に山田後備役にゐる者は一般後備役と同しく服役せしむるを便とするに從る

5. 19 陸軍武官進級令中改正(勅 148)

中將より大將に進めしむるには単に歴戦者のみに付えを行ふ、ことは其の範囲狭きに失する嫌あり且海軍進級令と平衡を保つの必要あるを以て 歴戦者の外「功績特に顯著なる者」を加ふ

9. 5 陸軍武官官等表中改正(勅 199)

陸軍上等計手の官等を廢す 本令発布の際に於ける陸軍上等計手は仍其官を保有せしめ其制限及身分取扱は總て從前の規定に依らしむ

9. 28 徹兵令 改正(緊急勅令一勅 212)

目下の戦役に關し必要の兵員を得んとするには後備兵及補充兵の服役期間を延長し且第一國民兵役にある者の中所要の人員を再び後備兵又は補充兵に編入するの必要ありえ第一補充兵及第二補充兵の區別は實益少なきのみならず却て徹兵令第17條第3項の制限ある爲 兵員の補充上至大の支障あり而して本件は目下之を實行せざれば兵員の補充を完ふするニ

HP『海軍砲術学校』公開史料

と能はざるに依り緊急勅令を以て本令を改正す

1. 後備兵役は陸海軍共5ヶ年なりして陸軍にあり
ては10ヶ年にえを延長す

2. 従来の第1. 第2補充兵役の区分を廃し 服役
年限を12ヶ年4月とす

7. 28 陸軍服役條例中改正(勅 213) - 動兵令改正に
伴ひ改正す

12. 5 國民兵役にありて召集せられたる者及國民軍編入志
願者に因する件(勅 223)
國民軍條例 廃止

" 13 陸軍式官官等長中改正(勅 236)

1. 各兵科(憲兵科を除く) 終期工長は經理制度の改
正伴ひ之を廢止したるを以て現在の終期工長は之
明37 在經理部の3等終期工長に任す

明治38年(2565)(1905)

1. 25 臨時陸軍中央金櫃部條例 改正(勅 23) - 明治
27. 8年戦役に際し制定せられレモノは部長/

等主計なりしも今回の戦役の経験に鑑み甚だしく
弱体なるを以て部長を主計正とし 陣容を強化す

2. 2 倉庫收容所條例 制定(勅 28)

5. 26 陸軍經理學校教育綱領規定(送乙 440)

1. 陸軍經理學校の教育を分ち生徒科及学生科の二
とす

2. 生徒科教育の要旨は主計候補生をして陸軍經理
部初級士官に近くべからざる學術を修得せしめ
且將校高等なる學術の研究に資すへキ基礎を造
るにあり

3. 学生科教育の要旨は生徒科の教科を補充拡張し
尙高等の勤務に須要なる學術を修得せしめ併せ、

HP『海軍砲術学校』公開史料

て其活用の誠力を発達せしむるにあり 侵奪の卒業者にして眞外学生となしたる者は更に必要な高等の科学を帝國大學に於て専攻せしむる

4.生徒科の教科左の如し

主要科目 編制、經理、依戦給養(基本)簿記、会計学、外口語学、訓育、補助科目(大意に止め實際の應用を主とす)地形学、建築学、衛生学、法律学、經濟学、統計学

5.学生科の教科左の如し

主要科目 依戦給養(應用)給養史、兵器地理、編制(各口比較)經理(同上)外口語学、馬術

明治38

補助科目(大意に止め實際の應用を主とす)
應用理化學(糧食品)法律学、憲法、行政法
國際法、財政学

明治39年(2566)(1906)

2. 1 統監附陸海軍武官官制 制定(勅 15) - 韓口に統監を設置せられしに依る
4. 6 癒兵院法 制定(法 29) - (8. 4 - 癒兵院條例、制定)
7. 31 關東都督府官制(勅 196)
" 關東都督府陸軍部條例 制定(勅 204)
" 韓口駐劄軍司令部條例 制定(勅 204)

明治40年(2567)(1907)

2. 9 徹兵検査規則 改正(省 2)
 1. 合格の等位を 甲種、第1乙種、第2乙種の3とす
 2. 陸海軍徹兵身長定期表 改正

HP『海軍砲術学校』公開史料

歩、騎、野戦砲、工、要塞砲、船重各兵及砲兵助
卒 5尺2寸以上を 5尺3寸以上に
砲兵、船重各輸卒(看護卒) 5尺以上を 5尺
(勅 二寸(1寸)以上に

- △ 15. 暫時陸軍建築部條例 制定(勅 125) - 戰後の
經濟上兵營其他諸種建築の必要あり然るに其の計画
頗る大なるを以て暫時所要の棧房を特設するの必要
あり

明40 編制左の如し

1. 本部長一中(少)將、部員一佐官3、尉官2.
2. 3等主計正-1 主計-2 技術-6
2. 支部 支部長一大(中)佐 部員一中、少佐
1、尉官3、主計-1 技師-3

8. 22 陸軍倉庫條例 制定(勅 290) - 龍山及旅順に
設置せられ

9. 11 軍令に関する件 制定(軍令1)

臺灣守備隊司令部條例(軍令陸 乙) - 臺灣守備
混成旅団司令部條例 改定

9. 17 陸軍管区表 改定(軍令陸3)

明治37,8年戰役
中新設したる者/
又及至第1,6師団
を常備團隊に編合

漸に第1,2 第1,
>8師団を増設した
るの他、部隊の新

- 11 陸軍常備團隊配備表 改定(軍令陸4) 段に伴ひ改定す

1. 師団の新設 - 第13(司令部一高田) 第14(宇
都宮) 第15(豊橋) 第16(京都) 第17(岡
山) 第18(久留米)

2. 步兵旅団の新設 - 第25及至第36旅団

3. 騎兵旅団の新設 - 第3(盛岡) 第4(豊橋)

4. 軍砲兵第3旅団の新設 - (司令部 下志津)

HP『海軍砲術学校』公開史料

5. 山砲兵大隊の新設第一第1(仙台) 第2(岡山)
第3(久留米)
 6. 工兵、輸重兵大隊の新設第一第1 3及工第1 8
 7. 要塞砲兵を重砲兵と改稱 第1(横須賀) 第1(下の内) 旅団を新設す
 8. 鉄道隊を交通兵と改稱、交通兵旅団を新設(千葉)
- 明治 10 尚交通兵中鐵道隊の外電信及氣球隊を加ふ
9. 10 陸軍召集條例中改正(勅 3/14)
諸制度の変更就中口民兵召集法の改正及臨時召集の制定等ありたると 且戦役の實驗並に勤員條規の改正に伴ひ必要な修正を加ふ 召集の種類左の如し
充員召集、臨時召集、口民兵召集、演習召集
教育召集、補教召集、箇内貢呼
 - 10 7 韓口に駐劄する憲兵に関する件 制定(勅 3/13)
一韓口に駐劄する憲兵は主として治安維持に関する警査を掌り其の私ムの執行に付くは統監に親屬し又韓口駐劄軍司令官の指揮を受け兼て軍事警査を掌る
 10. 10 陸軍兵卒等級表 改正(軍陸 3)
 1. 砲兵助卒は重砲兵隊編制の上は其の必要を認めず 又砲兵輸卒は戦役の實驗上輸重隊に於て教育するを適當と認め兩者を廃止す
 2. 総工卒の教育は實驗上專科を設くるのは要を生じ併せ(總製工長の補充を強固ならしむる為総工卒の等級を新設す(經理部上ノ、乙等造工卒))
 11. 15 現役第3年次兵の縦上歸休(陸善レ土奏 1/15 2)

HP『海軍砲術学校』公開史料

明治35年財政の關係上已むを得ず臨時の处置として現役第3年兵の繰上げ帰休の儀允戻を仰ぎ兩来実施し來りしも 今般諸般整理の結果右繰上げ帰休を廢失し漸廻兵退官、新兵入營共總て定期に復し度 尤も現役最古年次級の者にありては秋季演習終了後11月翌日迄僅少の日数を強て在管せしむるも教育其他に於て効果を認めざれのみなうす却て此の間新兵入營の準備として多少の日数を置くを有利と認め 一般に11月20日(近衛第1師団等は11月28日)に繰上げ帰休せしむることす

明40

10. 26 陸軍現役歩兵科兵卒の帰休に関する件 制定(勅
211)

歩兵に於て3年在管の制度を實施するの必要あるに依り本件を制定す、即陸軍現役歩兵科兵卒にして勤務を修得したる者は當分の間役又年の終に於て之を帰休せしむることす

明治41年(2568)(1908)

1. 25 旅団司令部條例 改定(軍令陸 1)
" 通常司令部條例 改定(軍令陸 2)
" 対馬監視隊司令部條例 改定(軍令陸3)
" 臺灣總督府陸軍部條例(軍令陸4) - 陸軍幕僚條例を改定 従來の臺灣陸軍經理部等を統一す
" 陸軍重砲兵射撃学校條例(軍令陸 8) - 陸軍要塞重砲兵射撃学校條例改定
3. 3 陸軍運輸部條例 改正(勅乙〇) - 現行條例は主として臺灣守備隊の者の輸送に任する規定なりして浦、韓、樺太等に部隊の駐劄するに伴ひ海上は勿論之に伴ふ鐵道輸送業務を實施する如

HP『海軍砲術学校』公開史料

（改正す）

3. 3 陸軍會計監査部條例中改正（勅 11）一陸軍經理部條例の制定に伴ひ同部の業務中師団臺灣に因するものを除く

“ 陸軍被服廠條例 改正（勅 23）一被服廠に於て造靴工員を養成することとなりたるに文獻（從未大阪）を增加（廈門）せられたる他 人員の增加率を改正す

“ 陸軍糧秣廠條例 改正（勅 24）一支廠を增加（大阪及守品）したるヒ人員增加の件改正す

四四一

3. 3 軍馬補充部條例 改正（勅 17）

“ 陸軍經理部條例 制定（勅 16）一陸軍經理部條例制定の趣旨は從來師団經理部條例及臺灣軍經理部條例の制定ありて各々其の附屬内の會計經理に任することとなりしか韓口駐劄軍司令部及閩係都督府内に之を經理部を置くに至りたるの結果各該部隊の經理部を通し其の職域权限を明かにし 部長以下の隸屬關係及職務を規定するの必要あるに依る

1. 本令に於て陸軍經理部と稱するは 師団經理部、臺灣總督府陸軍經理部、韓口駐劄軍經理部及び東都督府陸軍經理部を云ふ。（以下略）

“ 陸軍軍醫部條例 制定（勅 27）一臺灣陸軍軍醫部條例廢止

“ 陸軍獸醫部條例 制定（勅 28）一臺灣獸醫部條例廢止

“ 陸軍法官部條例 制定（勅 29）

“ 陸軍經理學校條例 改正（勅 30）一平時編制改正にして 従來の附則に依る主計、監督講習生に関する規定

（改正）

HP『海軍砲術学校』公開史料

前略

3. 24 陸軍將校団條例 制定(軍令陸11) 一陸軍將校団の制は從來事實上行はれあるも其範囲狹小にして單に隊附將校に限定せらるゝあり 然るに時運の進歩は此の範囲を拡張し全軍の將校を擧げ現役及藤後備役將校団に編入し且之と同時に將校相當官も而將校団に準じ 各部團を設け一致加協其の軍人精神を涵養し品位を高尚にし 軍事智能を發展し以て國軍の基礎を築なうしむる必要あるを認めたるに依る

- 明治1
3 24 陸軍將校団條例施行に因し訓令(陸訓 2)
4 29 千住製絨所官制 改正(勅 107) 一同所の事業増大に伴ひ所要の改正を為す
7. 6 陸軍補充令中改正(勅 171)
1. 乙年在官制採用の結果憲兵上等兵補充方法改正
(乙年以上現役に服したる者を一年以上----に改む)
2. 平時部隊に勤務せる様、後備役上等兵及看護手を以て下士を補充することとする
11. 8 陸軍糧秣廠及被服廠の編制改正に伴ひ、本、支廠至左の如く稱呼することに規定せられ(陸普 681)
陸軍被服(糧秣)本廠 其他陸軍被服(糧秣)支廠
10 20 法科大学陸軍經理学校員外学生修業 規定(陸達26)
12. 1 勅章號奮令 制定(勅 191)
軍隊内務書 改定(軍令陸 17)
18 陸軍省官制改正(勅 314) 一軍備の充実、部隊の増設に伴ひ軍政を統理する陸軍省の諸機關も並えを完備する所要あり 依て新たに兵器局を置き、其の

HP『海軍砲術学校』公開史料

各課に人員を増加し所掌を変更し一層省務の舉
うんことを期す

1. 兵器局を設け 6局とする(人事、軍務、經
理、医務、法務、兵器)

2. 兵器局に銃砲、器材の工課を置く

参謀本部條例 改定(軍令陸、19) - 参謀の
職にある陸軍将校の教育に関する参謀総長の
職責を明にし部長の職域を規定し 且現行條
例第3條の事項(国防の計画及用兵に関する
命令を立案し親裁の後之を陸軍大臣に呈す)
は之を削除し 陸軍省、参謀本部内係業務指
仕規定中に置すを適當と認め改定
参謀本部次長を参謀次長に改む

明治41/

12. 18 教育總監部條例 改定(軍令陸 20) - (從
前勅令なりしを軍令とす) - 編制改正に伴ふ
各職員の仕務を明に規定するの必要あるに依
る

12. 28 待從武官府官制 制定(勅 319)

明治42年(2569)(1909)

1. 9 陸軍主計団規定(陸達 2)

" 陸軍軍(獸)医団規則 規定(陸達 3, 4)

" 27 陸軍武官官等表中改正(勅 2)

戦時經理部士官の得員を得る必要と 陸下
士を成るべく長く軍務に販せしむんとする
主旨に依り經理部准士官として上等計手を
設く 同時に上等看護長を設けたる外、陸
軍樂長(少尉相当)二等樂長とすを1等(
中尉相当)

又 2 陸軍電信教導大隊に関する條例 廃止(軍令陸

HP『海軍砲術学校』公開史料

3) 一陸軍電信教導大隊廃止

4. 15. 陸軍補充令中改正(勅 101)

1. 歩兵に2年在營の制を振りたる結果下士に任官の期限を一般に短縮す
2. 従来陸軍工長は上等兵と同階級なりしも 陸軍工卒の教育に従事し又えか業務を監督せしむるには之を下士となすすば要上えか補充法を規定す

久 24 陸軍陸軍工長臨時補充規則(達 ナス)

明治24

陸軍工長の補充法は被服廠入廠の陸軍工卒中工長たうんことを志願する退伍者を以て之に充つるをなりと雖も 其の工卒は満く明治24年1月1日より入廠し 明治24年1月1日までに至らざれば工長たるの技能を習得するを得ず。加え其の工長たるは素より各自の志願に出つるものなるを以て目下の状況より之を推算するときは、各隊工長を正規の出身のみを以て充てし得るは前述10年を要すへし。故に本年勅令101を以て各隊工卒中工長志願者を被服廠に分遣せしめ1ヶ月間教育の後工長に任用するの規定を設けられたるに依り本規則を定む。

7. 30 臨時軍用気球研究会官制 制定(勅 204) 一臨時軍用気球研究会は陸海軍大臣の監督に属し 気球及飛行機に関する諸般の研究を行ふ。

明治24年(2570)(1910)

3. 26 陸軍編成分限令中改正(勅 182)

編制改正又は職務の状況に依り直に命課し得ざる者は一時之を待命に置くの必要を生ずるに依り新

HP『海軍砲術学校』公開史料

に待命に廻し規定す

6. 21 馬政局官制 改制(勅 乙90) -馬匹改良は専ら軍事上の必要に基き之に廻する施設は、1に陸軍歩兵の要求に応せしめんか為するを以て、之を陸軍大臣の管理に移し、馬政長官以下現役陸軍武官を以て充つることとする。

尚馬政機關(種馬牧場、種馬所等)略々備はりたるも更に進んで地方産馬の方針を定め馬匹改良等車馬の充実を企図するため官制を改正す。

9. 10 朝鮮駐劄憲兵條例 制定(勅 乙43) -朝鮮駐劄憲兵隊は軍事警察の外、治安警察、行政警察、司法警察に任せしむるものなるを以て之を統轄するため特に憲兵隊司令官を置き総督の指揮監督の下にその職務を執行せしむるの仕事あり

9. 29 朝鮮總督府官制制定(勅 乙54) - 朝鮮總督府に朝鮮總督を置く

10. 31 海國在衙軍人会設立

明治44年(25.7.1)(1911)

3. 30 朝鮮軍人に關する件制定(勅 36)

11. 25 陸軍補充令制令(勅 乙70) - 主要なる改正点下の如し

1. 陸軍補充条例を廃止す
2. 士官候補生の採用及び各隊配賦の遅延は教育監督を管掌することとなり居るも一般人事に廻する制度上陸軍大臣之を管掌することに改む。主計候補生、見習医官等も上に同じ

3. 従来校級同相当官たるの可否を漢丁々の会議は「選舉會議」と名付けありしも、選舉の字句は適當ならざ

HP『海軍砲術学校』公開史料

るに付えを「詮衡會議」に改め

12・9 陸軍軍人服務令 制定(明治28.5.)

1. 陸軍軍人服務条例を廃止す

2. 将校留任の制度を廃止す — 本令施行の際現役将校准士官にして現役定期軍令に荷ち留任中の者は以前の規定によりその期間仍えを留任せしむ

3. 下士の現役定期軍令をこの付属する官衛部隊等により区分したる規制を改め、兵科本部の性能と勤務の難易とを斟酌し成るべく之を簡約にて